

平成 21 年度委託調査
「日系企業の対中国ビジネス
展開支援のための実態調査」

報告書



この事業は、競輪の補助金を受けて実施したものです。

<http://ringring-keirin.jp>

平成 22 年 3 月

財団法人日中経済協会

日中投資促進機構

前書

2008年秋、一挙に顕在化した世界同時不況はまたたく間に全世界に波及し、為替レートの高騰とも相まって日本はその影響が最も甚大な形となって表れた国の一つである。このため欧米、アジア、日本と世界各国が財政出動を伴うなど懸命な景気浮揚に努力してきたが、その回復はかばかしくなく、今後当分の間は低迷の域を脱することは困難と言われている。

他方、中国は、4兆元に及ぶ機動的な財政出動のもと、地域開発を軸とした経済刺激策の効果もあり他国に先駆けて一足早くこの不況から脱却し、更に、発展・進化しつづけている。

こうした、中国自体の旺盛な成長力に加え、中西部地域の生活向上から派生する膨大な消費意欲もあり、生産拠点としての中国、有望な販売市場の中国が世界中から投資相手国・市場相手国として注目を浴びている状況にある。

このような状況下のもと日本企業の対中投資への勢いは生産コストのみならず膨大な中国国内市場への期待感も相まって中国に活路を求める気運は年々高まり、中堅・中小企業の新たな進出も増加している。また、新たに進出を予定しているこれら中・小規模な企業にとっては、中国の法律内容や許認可事項について馴染みが薄い上、中国の発展に伴い生じる様々な問題にも対処せざるを得ない現状にある。実際にはこれら企業からの相談の多くは、全く経験のない中国での事業会社設立に関する相談、或いは操業後生じる様々な障害、トラブルなど多岐に及んでいるが、これらは概して共通的事項も多く、これらを典型的に整理・分類し、その方策を示唆することは既進出あるいは進出予定の日本企業の効率的な経営に寄与するものと考えられる。

日中投資促進機構では、財団法人日中経済協会からの委託を受けて調査を実施するにあたり、日本企業の対中投資に伴う比較的な関心の多い疑問についてその特徴的事項(共通的事項)を質問(Q)及び回答(A)形式に取りまとめることとした。この取りまとめに当たっては事務局スタッフが中心となり、これに専門の法律事務所や会計事務所の専門家からのアドバイスを受けたほか、必要に応じ中国政府関係機関などに対する調査や中国側からの助言・情報提供などを受けて作成した。

目 次

第1章 設立・再編・撤退

問 1-1 : 物流業に関して	2
問 1-2 : 聯運企業について	4
問 1-3 : 会社清算時の有限責任	5
問 1-4 : 会社設立登記申請時の手続書類へのサインについて	7
問 1-5 : 省を跨る独資企業の企業合併について	8
問 1-6 : 増資の際の注意事項	11
問 1-7 : 外商投資企業の国内投資	14
問 1-8 : 日本法人の支店	15
問 1-9 : 香港への事業拠点設立	16
問 1-10 : 出資比率に関する規定	19
問 1-11 : 独資会社の休眠会社化	21
問 1-12 : 会社解散の手続き	22
問 1-13 : 駐在員事務所の開設	24
問 1-14 : 登録資本金払込完了前の増資	25
問 1-15 : 中国子会社の親会社変更	27
問 1-16 : 工場移転の手続き	29
問 1-17 : 合併比率について	31
問 1-18 : 営業許可書について	33
問 1-19 : 非営業性支店の登記	35
問 1-20 : 持分譲渡における優先購買権と譲渡拒否権	37

第2章 企業経営

問 2-1 : 董事会決議の書式	39
問 2-2 : 『会社法』改正と最高意思決定機関	41
問 2-3 : 公司法改正による定款の変更	44
問 2-4 : 副董事長のステイタス	46
問 2-5 : 経営範囲外行為	48
問 2-6 : 自動販売機の取り扱いについて	52
問 2-7 : 独資企業の株主会設置について	54
問 2-8 : 総経理は常駐でなければならないか	55
問 2-9 : 外商投資商業企業の審査認可機関	57
問 2-10 : 総経理の再任手続き	60
問 2-11 : 総経理の連帯責任	61

問 2-12：販売会社の製造委託	63
問 2-13：生産型企业における販売、保守サービス経営範囲追加時の制限	67
問 2-14：董事会の議事録保存年限	69
問 2-15：常駐代表機構の会計担当者	71
問 2-16：設備投資に関する優遇措置	73
第3章 通関・物流	
問 3-1：外高橋保税區について	76
問 3-2：保税區貿易会社の購買行為	78
第4章 貿易（加工貿易含む）	
問 4-1：中国にある子会社への設備貸与について	81
問 4-2：中国からの委託加工	83
問 4-3：輸入設備について	84
問 4-4：日本への商品返品時における関税・増値税の取り扱い	86
問 4-5：中古機電製品の輸入について	89
問 4-6：「重大技術裝備完成機械の輸入免税政策の調整に関して」について	92
問 4-7：64号公告と43号公告	94
問 4-8：中国における増値税の輸出還付方法	96
問 4-9：クレーム部品の増値税還付	100
第5章 外貨・資金管理	
問 5-1：委託貸付	103
問 5-2：人民元口座の開設について	105
問 5-3：外貨、人民元の持ち出し	106
問 5-4：中国から台湾への送金	109
問 5-5：対外債務登記管理	111
問 5-6：輸入代金の支払は90日以内？	113
問 5-7：延払いの登記について	114
問 5-8：外貨管理規定上の多国籍企業とは	115
問 5-9：人民元による立替払いについて	117
問 5-10：ロイヤリティ送金時の企業所得税の立替・相殺	118
問 5-11：外貨建ての債権債務の相殺処理	120
第6章 会計・税務	
問 6-1：企業所得税法公布以前に設立された企業の増資による事業分野拡大	124
問 6-2：長期出張者の個人所得税	126
問 6-3：居留証と居住者	129
問 6-4：企業所得税法の改定と外税控除	131

問 6-5 : 国産設備の増値税還付	135
問 6-6 : 事業移管と清算の税務	137
問 6-7 : 再投資による税の還付	139
問 6-8 : 源泉税の取り扱い	141
問 6-9 : 優良納税者への税還付	143
問 6-10 : 技術ロイヤリティ収入に対する課税	144
問 6-11 : 投資性会社の連結納税	146
問 6-12 : 個人所得税代理納付企業への手数料還付	147
問 6-13 : 消費型増値税への動きについて	150
問 6-14 : 消費型増値税と企業の税負担	153
問 6-15 : 消費型増値税と設備輸入の免税枠	155
問 6-16 : 消費型増値税と加工貿易における無償提供設備	158
問 6-17 : 不良品の仕入税額控除	160
問 6-18 : 営業税暫定条例について	161
問 6-19 : 配当金に対する源泉所得税	163
問 6-20 : 準備基金及び企業発展基金の取り崩しによる増資への課税	165

第7章 人事・労務

問 7-1 : 合弁会社への出向社員の給与	168
問 7-2 : 『労働契約法』について	171
問 7-3 : 工会について	173
問 7-4 : 工会と従業員代表大会	175
問 7-5 : 常駐者の派遣形態	177
問 7-6 : 中国人の身分証について	180
問 7-7 : 在外中国人の身分証の回復	182
問 7-8 : 中国における「36 協定」	183
問 7-9 : 労働契約法の経済補償額について	185
問 7-10 : 上海市における外地人の就業	188
問 7-11 : 上海市における障害者就業保障金	191
問 7-12 : 旧労務派遣契約の期限切れ	193
問 7-13 : 中国の定年について	194
問 7-14 : 定年と年金について	197
問 7-15 : 有給休暇買取について	200
問 7-16 : 企業従業員年次有給休暇実施弁法における有給休暇の累計計算	201
問 7-17 : 有給休暇制度の運用	203
問 7-18 : 中国の傷害保険について	204
問 7-19 : 工会組織について	205

第8章 その他

問 8-1 : 土地払下価格について	209
問 8-2 : 各地区の CPI	212

問 8-3 : 中国国際経済貿易仲裁委員会華南分会について	213
問 8-4 : 中国の保険	215
問 8-5 : GDPについて	216
問 8-6 : 画像の肖像権・著作権	217
問 8-7 : 契約に使用する言語	219
問 8-8 : 契約書における署名	220
問 8-9 : ビデオ会議システムの商用暗号化製品使用管理措置	221
参 考	224

第 1 章 設立・再編・撤退

第1章 設立・再編・撤退

Q1-1. 物流業に関して

問： 物流業関連で、下記ご教示願います。

1. 道路貨物輸送業は等級があると聞きましたが、現在も有効でしょうか。その根拠法を教えてください。
2. 「外商投資産業指導目録」の奨励類に「現代物流」というのがありますが、経営範囲を現代物流として登記するのでしょうか？
3. またその設立条件、関連法規等を教えてください。

答： 1. 道路貨物輸送業の等級について

道路貨物運輸業の等級は、外資・内資に共通の事業免許で、『道路貨物運輸業資質管理規定（試行）』^(a)に定められていましたが、『道路貨物運輸及びターミナル管理規定』^(b)により廃止になっています。

2. 現代物流について

(1) 「現代物流」の意味

「現代物流」の意味については、法的な定義はなく、貨物輸送において、効率化やコスト削減の管理システムを伴うもの、という意味を含んだ概念と考えれば良いと思います。具体的には、物流ロジスティックスにおいて、「ジャストインタイム」「サプライチェーン・マネジメント」「サードパーティー・ロジスティックス」等を行なうものがあてはまるでしょう。

(2) 登記について

これらにあてはまる業種の会社設立の場合には、物流業態毎（国際貨運代理業、道路貨物運輸業など）の関係規定に従って認可を受けますが、その際も、また登記の際も具体的な業務内容を記載することが求められます。その基準はなく、規定にある場合はそれに従い、ない場合はいったん記入して提出し、当局が承認すれば、認可となります。いずれにしても、業態毎の関係規定に従うことが必要です。

3. 関連法規

現代物流関連の法規としては、次のものをご参照下さい。

『外商投資物流企業試点設立業務展開の関連問題に関する通知』^(c)

『物流分野の外資吸引業務をより一層適切にすることに関する商務部の通知』^(d)

【根拠法規】

- (a) 『道路貨物運輸業資質管理規定（試行）』
(交公路発[2001]154号 2001年4月5日公布・施行 廃止済み)
- (b) 『道路貨物運輸及びターミナル管理規定』
(交通部令 2008年第9号 2008年7月23日改正・公布、同日施行)
- (c) 『外商投資物流企業試点設立業務展開の関連問題に関する通知』
(対外貿易経済合作部、2002年6月20日公布、同年7月20日施行)
- (d) 『物流分野の外資吸引業務をより一層適切にすることに関する商務部の通知』
(商務部、商資函[2006]38号 2006年4月20日公布、同年3月31日施行)



『外商投資産業指導目録』

中国は、外資の投資分野・業種を直接規制する法規として、『外商投資方向指導規定』(国務院令第346号 02年2月11日公布、02年4月1日施行)と『外商投資産業指導目録』(商務部令第57号 07年10月31日公布、07年12月1日施行)を定めています。公布官庁は国家發展改革委員会と商務部で、中国政府が外国企業の中国投資プロジェクトを認可する際の基準となります。

業種は「奨励」「許可」「制限」「禁止」の4分類に分かれ、奨励・制限・禁止に属する業種が『外商投資産業指導目録』に記載されています。それ以外の業種が許可類になります。

〈奨励類〉：生産性・品質の向上など中国の経済・産業の発展に寄与し、省エネ・環境に資する技術・設備を有したプロジェクトが対象。

〈制限類〉：技術水準が低く、経済的・環境的に好ましくなく、国家の保護が必要な分野が対象。

〈禁止類〉：国の利益を著しく損なうか、甚大な被害を及ぼすもの、あるいは機密性の高い分野が対象。

このほか、内陸部の経済振興のために、中西部や東北地方への外資導入については優遇政策が設けられており、沿岸部では奨励されない業種でも内陸部では奨励対象になる場合があります。例えば『中西部地区外商投資優勢産業目録』には中西部地域の省・自治区・直轄市別に外商投資優遇産業がリストアップされ、そこに記載されているものは奨励類としての優遇政策を享受できます。また自動車や鉄鋼などのように、業種によっては産業政策が公布され、独自の規制がかけられている業種もあります。

第1章 設立・再編・撤退

Q1-2. 聯運企業について

問： 以前は「聯運企業」というものがあり、営業税において優遇があったが、近年認可がとりにくくなったと聞きました。以下のことについて教えてください。

1. 現在は「聯運企業」は認可されないのでしょうか？
2. 既に認可された「聯運企業」は現在も有効なのでしょうか？

答： 1. 「聯運（れんうん）企業」について

- (1) 「聯運企業」の認可について

「聯運企業」の認可は、現在では貨物については「貨運代理企業」、旅客については「旅行社」がこれに代わっています。

- (2) 「聯運」及び「聯運企業」とは

「聯運」とは、「連結運送」、つまり運送業において、複数の交通手段（例えば鉄道と船）を使用した運送を行なうことです。

「聯運企業」とは、縦割り行政の計画経済時代に、部門間の壁を越えて複合輸送を行う企業を育てるため、政府が特別に認定した企業のことです。「聯運企業」には、貨物の複合輸送を行う企業と、旅客の複合輸送を行う企業がありましたが、どちらも自ら複数の輸送手段を持っているわけではなく、予約、発券、清算などの代理サービスを行うものです。

2. 既に認可された「聯運企業」は現在も有効か

既に認可された「聯運企業」は、現在では「貨運代理企業」か「旅行社」になっているはずですが。

「聯運企業」に対する営業税の「優遇」とは、「売上から他の輸送業者に支払った費用の控除が認められる」というものですが、これは優遇というほどのものではなく、「貨運代理企業」でも「旅行社」でも認められています。

第1章 設立・再編・撤退

Q1-3. 会社清算時の有限責任

問： 外資（合弁や独資）企業の場合、どの企業も出資者責任は有限責任制を採用しておられると思います。以下2点につき教示下さい。

1. 会社設立時に申請・登記した登録資本金に対し、万一払込期限終了までに会社清算の事態となり、登録資本金に対し払込が不足している場合の有限責任の対象は以下のいずれになりますか？
 - (1) 有限責任の対象はあくまでも登録資本金額となり、当初規定した期限に係わらず出資予定額全額を払い込まねばならない。
 - (2) 期限内に払込済の出資額のみとなる。
2. 会社清算時の債務は出資額を限度とされますが、雇用していた従業員に対する経済補償金や契約残存期間の最低賃金保証なども、同様に考えればよいのでしょうか？

答： 1. 『「会社法」の適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定(2)』^(a) 第22条は「会社解散の際に、株主の未払出資は、何れも清算財産としなければならない」と明言する上、「会社財産が債務弁済に不足する際に、未払出資の範囲内において、債権者が出資を払い込んでいない株主及び会社設立時のその他の株主又は発起人に対し会社債務につき連帯弁済責任を引き受けるよう主張する場合には、人民法院は、法によりこれを支持しなければならない」とも規定しています。従って、登録資本金の払込が不足している場合には、未払いの出資者のみならず、一定の条件の下で、その他の出資者も当該未払の出資に対して連帯責任を負担しなければならないこととなり、登録資本金の払込は厳しく要求されているところであります。

また、『公司法』^(b) 第3条によれば、「公司是企業法人であり、独立した法人財産を有し、法人財産権を有する。公司はそのすべての財産を以って、公司の債務に対して責任を負う。有限責任公司の株主は、その払い込んだ出資額を限度として公司に対して責任を負う。株式有限公司の株主は、その買取った株式を限度として公司に対して責任を負う。」と規定されており、債権者としては、会社の登録資本のみを信頼して取引に入ることになります。従って、その意味でも債権者保護の観点から考えますと払込が完了しているか否かにかかわらず、責任は登録資本に応じた額になると解されます。この点につきまして、北京市工商局及び商務部にヒアリング調査をしたところ、同様な回答を得ているとのことでした。

また実際、審査認可機関としては、払い込みが完了していない場合には、そもそも清算開始の審査認可をしないことが予想されます（その結果、払込を事実上強制されることとなります）。もっとも、債権者保護との関係で問題になりますので、公告等の債権者手続を経たうえで、減資の手続を行い、その後清算開始することにより、事実上責任の範囲をすでに払

い込んだ部分に限定することも可能です（但し減資手続自体がスムーズに行かない可能性はあります）。

2. 有限責任の原則から従業員に対する経済補償金や契約残存期間の最低賃金保証についても同様に（責任は登録資本に応じた額）考えることとなります。商務部も同様な回答をしているとのこと。もっとも、これら債権を完納することができない場合には、清算手続ではなく破産手続になる点にご注意ください（破産となることを回避するために、資本注入や債権放棄するという対応も実際に行われています）。

【根拠法規】

(a) 『「会社法」の適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定(2)』

(最高人民法院 2008年5月12日公布、同年5月19日施行)

(b) 『公司法』

(全国人民代表大会常务委员会 2005年10月27日改正、同日公布、2006年1月1日施行)

第1章 設立・再編・撤退

Q1-4. 会社設立登記申請時の手続書類へのサインについて

問： 中国での合弁会社設立登記申請手続きを行っており、これから北京市商務局に書類を揃えて提出する段階にきております。書類一式への捺印等に関して、社判に加え、「代表者サイン」が必要と書いてあります。

しかし弊社の場合、通常、社判に加え、「代表者印」を用いています。「代表者サイン」ではなく、「代表者印」でもよいものでしょうか。

答： 「公司法」^(a)、「外資企業法」^(b)、「中外合弁企業法」^(c)、その他関連法規において代表社印を使用することに関し明確に規定しているものではありません。

この点につき有識者に確認したところ、実務上は代表者サインが必要となるということです。

【根拠法規】

(a) 『公司法』(主席令[2005]第42号 2005年10月27日公布 2006年1月1日施行)

(b) 『外資企業法』(主席令第41号 1986年4月12日公布 2000年10月31日改正・施行)

(c) 『中外合弁企業法』(主席令第48号 1979年7月1日公布 2001年3月15日改正・施行)

第1章 設立・再編・撤退

Q1-5. 省を跨る独資企業の企業合併について

問： 中国の2つ省に跨る現地法人（独資企業）を1つに合併する場合の制約について教えてください。どのような法規があり、どのような手順で申請、手続を行えばよいのでしょうか？また、何か規制とか条件とかあるのでしょうか？

答： 1. ご質問文中にあるような、合併に関する法令で“省を跨る”場合について特に定められた法令は無いと思われます。

2. 外商投資企業間の合併に関連する法令

以下の法令は最低限、おさえておかれたほうが良いでしょう。

『外商投資企業の合併と分割に関する規定』^(a)

『中華人民共和国公司法』^(b)（2005年改正）

『外商投資産業指導目録』^(c)

『中華人民共和国反独占法』^(d)

この他にも業種、地域、優遇享受の状況など様々な条件によって、個別具体的に多くの法令が関係することになります。

3. 手順

(1) 吸収合併の予備審査

- ① 合併当事者各社は当該吸収合併を承認する董事会決議
- ② 合併当事者各社は当該吸収合併に関する協議書を締結
- ③ 商務部及びその地方の商務部門は上記の董事会決議書、協議書及びその他関連書類を以下の基準で審査し、当該吸収合併を予備的に認可
 - ・当該吸収合併は中国の外商投資産業政策に一致するか否か
 - ・外商投資企業の経営範囲は変更されているかどうか等

(2) 吸収合併の公告通知

- ① 予備認可を得た日から10日以内に会社は債権者に通知
- ② 30日以内に全国的に発行されている省級以上の新聞に少なくとも3回公告
 - ・「外商投資企業合併公告及び通知モデル書式」を使用
 - ・吸収する会社が債権を継承する方法を明示

③ 債権者が期限内に権利を行使しなかった場合は、債権者は合併による債権債務の継承方法に同意したとみなす

※債権者はその通知状受領日から 30 日以内、通知を受理しなかった場合は、第 1 回公告の日から 90 日以内に会社に債務継承案の修正を要求可能

※別の方法としては会社に債務弁済又は相応の担保提供を要求可能

(3) 吸収合併の審査認可

① 商務部及び地方の商務部門に当該吸収合併の認可を以下の書類にて申請

- ・債権者に公告及び通知したことの証明文書
- ・会社の債務及び債権の処理状況の説明文書

② 商務部及び地方の商務部門は申請書類受領後 30 日以内に、当該吸収合併の許可を決定

(4) 会社の登録

『公司法』及び『公司登記管理条例』⁽⁶⁾に基づき、吸収する企業と吸収される企業はそれぞれを管轄している政府外資委員会、工商行政管理局、税務局及び外貨管理局などにその認可、登録変更及び登録抹消手続きを行う。

4. 留意点

(1) 合併の実現可能性

上記 2. で示した法令に基づき、出資比率や参入業種への制限、行政からの管理監督などを受ける可能性があります。

(2) 合併の方法

以下の 2 種類の方法のうち、いずれによるのか？

合併目的やそのメリット・デメリットを考慮して、いずれかを決めていただく必要性があります。

① 吸収合併：A 社、B 社のいずれかが存続会社となる合併手続きが②に比べ簡単。営業面などでメリット大。

② 新設合併：A 社と B 社が合併し、新たに C 社となる合併新しい社名でのスタートが可能。

(3) 合併時に資本の調整は不可

上記①、②のいずれの合併方法であっても合併後の会社の資本金＝合併前の A 社の資本金＋B社の資本金

(4) 債権債務を継承することは義務

また労働債権も継承され、従業員の削減は困難です。リストラを意図した合併の場合に認可が得られない可能性があります。

(5) 税務上の優遇

合併により、これまで受けてきた優遇税制を享受できなくなる可能性があります。

(6) 合併に対する政府の審査

合併企業が大きくなれば、上級機関の厳しい審査を受けることとなります。また上記『中華人民共和国反独占法』に関する具体的な規定である「経営者の集中に係る申告標準に関する国務院の規定」⁽⁴⁾が公布されたことによって審査基準の変更に留意する必要があります。

(7) 合併によって非存続会社となるか、もしくは分公司となるであろう法人が、合併前に独自で行うことの出来た通関や非貿易取引の決済が出来なくなります。

(8) 省を跨いだ合併をした後の企業所得税の納税方法ですが、本支店分納制となります。

『省市を跨いだ総・分公司の企業所得税分配と予算管理の暫定弁法』⁽⁵⁾に基づき、省を跨る場合については総公司・分公司の合算税額の 50%を総公司所在地で、残りの 50%を分公司所在地で予納する必要があります。

【根拠法規】

(a) 『外商投資企業の合併と分割に関する規定』

(外経貿法発[1999]第 395 号 2001 年 11 月 22 日『対外貿易経済合作部及び国家工商行政管理局の「外商投資企業の合併と分割に関する規定」の改正に関する決定』にもとづき改正) 2001 年 11 月 22 日 公布 実施)

(b) 『中華人民共和国公司法』

(1993 年 12 月 29 日第 8 期全国人民代表大会常務委員会第五回会議にて採択、1999 年 12 月 25 日第 9 期全国人民代表大会常務委員会第 13 回会議の『「中華人民共和国公司法」の改訂に関する決定』にもとづき第 1 次改正 2004 年 8 月 28 日第 10 期全国人民代表大会常務委員会第 11 回会議の『「中華人民共和国公司法」の改訂に関する決定』にもとづき第 2 次改正 2005 年 10 月 27 日第 10 期全国人民代表大会常務委員会第 18 回会議にて改正) 主席令 第 42 号 2005 年 10 月 27 日公布 2006 年 1 月 1 日施行)

(c) 『外商投資産業指導目録』

(国家発展改革委員会 商務部 [2007]57 号 2007 年 10 月 31 日公布 2007 年 12 月 1 日施行)

(d) 『中華人民共和国反独占法』(主席令[2007]第 68 号 2007 年 8 月 30 日公布 2008 年 8 月 1 日施行)

(e) 『公司登記管理条例』(国務院令第 156 号 公布 2005 年 12 月 18 日改正・公布 2006 年 1 月 1 日施行)

(f) 『経営者の集中に係る申告標準に関する国務院の規定』

(国務院令第 529 号 公布 2008 年 8 月 3 日公布 施行)

(g) 『省市を跨いだ総・分公司の企業所得税分配と予算管理の暫定弁法』

(財予[2008]10 号 2008 年 1 月 15 日公布 2008 年 1 月 1 日施行)

第1章 設立・再編・撤退

Q1-6. 増資の際の注意事項

問： 中国現地法人 A 社の資金調達が急務となり、直近では中国現地法人 B 社の余剰資金を活用し、銀行仲介のもと、A 社と B 社の間で委託貸付を行うことになりました。まず委託貸付による資金で通常の運転資金補填と新たな設備購入を行うと同時に増資手続きをすすめ、完了次第親会社から増資を行いたいと考えています。そこで次の点について教えてください。

- ① 増資資金を借入返済に充てることはできますか？
- ② 外貨での増資は、必需部分のみ人民元転を認められるということですが、「必需」というのは具体的な設備購入資金の他、運転資金不足分なども認められますか？
- ③ 増資の際は、輸入設備について、総投資額の範囲内で増値税、輸入税が免除となるということですが、当社のように先に他社（企業、銀行などで）借入れを行い、後に増資の申請を行う場合、免税は認められますか？
- ④ また、弊社は先に企業間貸付借入を行いその資金で設備を購入します。増資は翌年行う予定で、増資後に増えた免税枠により、前年に購入した設備の増値税還付申請ができるということでしょうか。

答： 1. 『外商投資企業の外国為替資本金支払・外国為替決済管理に係る業務操作の完全化に係る問題に関する国家外国為替管理局綜合内局の通知』^(a)（匯綜発[2008]142号、以下「通知」）が2008年8月29日に公布施行されるまでは、増資の手続き後、その資金を借入金（含む委託貸付）の返済に充てることを制限する法規はなく、よって増資資金により既存借入を返済することは可能でした。

しかしながら本通知第4条第3項では、人民元借入の返済原資とする場合、“当該借入金が経営範囲内の用途で使用済”の旨の説明書提出が必要であることが定められており、本通知施行後は、増資資金を借入返済に充てることに一定の制限が加えられています。

なお、本通知第9条によれば、資本金の人民元転について、未使用の人民元借入への返済に当てることは処罰の対象となりますので、ご注意ください。

2. 増資資金を人民元転し、具体的な設備資金のほか運転資金不足分（仕入代金決済などに）に充当することは認められています。

但し、前述の『通知』では、資本金の人民元転について下記規定されています。

- 外商投資企業は、銀行に対し資本金の外国為替決済を申請する場合には、事前に会計士事務所による資本金の出資検査手続を経なければならない。
- 外商投資企業が銀行に対し資本金の外国為替決済を申請する場合には、次に掲げる資料を提出しなければならない。
 - (1) 外国投資家投資企業の外国為替登記 IC カード
 - (2) 資本金の外国為替決済により取得する人民幣資金の支払指図書

- (3) 資本金の外国為替決済後の人民幣資金の用途証明文書
- (4) 会計士事務所の発行に係る直近 1 期の出資検査報告
- (5) 前回の資本金の外国為替決済により取得した人民幣資金を支払指図書に従い対外的に支払った旨の関連証憑及びその使用状況明細リスト
- (6) 銀行が補充する必要があると判断するその他の資料

○一回あたり 5 万米ドルと等価値以下の企業の手元資金につき外国為替を決済する場合には、企業は上記の第(3)号及び第(5)号の文書を提出する必要がなく、その資本金口座の利息は銀行の発行に係る利息リストを証憑として直接に決済手続をすることができる。

3. ご指摘の通り増資を行う場合、中国で生産する製品が『外商投資産業指導目録』^(b)における“国の奨励対象プロジェクト”である場合、総投資額の範囲内での輸入設備の免税購入という優遇政策を享受することが可能です。これは増資時に対応する総投資額（増資資金に対応する総投資額のみ）に対して免税枠が与えられるものであり、その時点での企業の借入状況により影響を受けるものではありません。先に借入を行っていても免税枠の取得については認められます。

ただし、2009 年 1 月 1 日以降に改正された『増値税暫定施行条例』^(c)の施行により、従来の外商投資企業の輸入設備に関する増値税免税制度が廃止されることになるのを留意する必要があります。

4. 増資後に増えた免税枠により、前年に購入した設備の増値税還付申請ができるかのご質問ですが、『設備の増値税還付申請』とありますので中国国産設備を購入した際の仕入増値税還付申請のこととして回答させていただきます。

結論から申し上げますと増資後の増えた免税枠で前年に購入した設備の増値税還付申請はできません。

設備購入時点で当初の免税枠が残っていれば良いのですが、免税枠を使い切ってしまう場合は増資の手続きを進め、あらたに免税枠を取得しておく必要があります。ちなみに輸入設備の免税申請のケースも同じです。

※総投資の範囲内での設備免税手続きは、輸入設備の場合と国産設備購入の場合では手続きが異なります。

- ① 輸入設備の場合は通関時に免税手続きを行います。
- ② 中国国産設備の購入の場合は購入時に増値税を一旦支払い、後に増値税の還付申請を行います。

ただ、上記と同じく、改正された『増値税暫定施行条例』の施行により、従来の外商投資企業が中国国産設備を購入する場合の増値税還付制度も廃止されますので、留意する必要があります。

【根拠法規】

- (a) 『外商投資企業の外国為替資本金支払・外国為替決済管理に関する業務操作の完全化

に係る問題に関する国家外国為替管理局総合内局の通知』

(国家外国為替管理局総合内局、匯綜発[2008]142号 2008年8月29日発布 施行)

(b) 『外商投資産業指導目録(2007年改正)』

(国家發展改革委員会、商務部令第57号 2007年10月31日発布 2007年12月1日施行)

(c) 『増値税暫定施行条例』

(國務院令第538号公布 2008年11月10日改正・公布 2009年1月1日施行)

【関連法規】

* 『外商投資プロジェクト国産設備購入税額還付管理暫定試行弁法』

(国税発[2006]111号 2006年7月24日公布 2006年7月1日施行)

第1章 設立・再編・撤退

Q1-7. 外商投資企業の国内投資

問： 当社の上海にある現地法人は貿易公司（輸出入貿易及び国内卸売り）として営業許可を得ており、登録は上海・外高橋保税区です。今、中国の他省で製造販売会社を中国企業と合弁で設立する計画が出ており、中国側から上記の上海法人による人民元出資が出来ないか、との打診が来ております。投資性公司以外、一般の外資企業は他社への出資行為が出来ないと理解しておりますが、その正否と根拠をアドバイス頂きたく宜しくお願い致します。

答： 外商投資企業の国内投資（中国国内に投資して企業を設立する、或いは他の企業の投資者の出資持ち分を購入する）は認められています。企業の性質・条件等による制約はありません。（投資性公司に限りません。貴社の上海現法のような貿易公司でも可能です。）

以前は、外商投資企業が国内投資をする際の要件として、以下の条件などが求められていました。

- (1) 登録資本金が全額払い込み済みであること
- (2) 利益の計上を始めていること（＝決算黒字化）
- (3) 法に依って経営を行なっており違法経営記録がないこと
- (4) 累計投資額が自己の純資産の50%を超えないこと

しかしながら、これらの要件は、2006年に「今後執行しない」ことが明確にされており、現在は国内投資の際に求められる条件はありません。

【関連法規】

＊ 『外商投資企業の国内投資に関する暫定規定』

（対外貿易経済合作部、国家工商行政管理总局令 2000年 第6号 2000年7月25日公布 2000年9月1日実施）

＊ 『外商投資会社の登記の審査・批准管理法律の適用に関する若干問題の執行意見』

（国家工商行政管理総局、商務部、税関総署、国家外貨管理局、工商外企字[2006]81号 2006年4月24日公布）

＊ 『外商投資による会社の審査認可登記管理の法律適用にあたっての若干問題についての執行意見』を実施することについての通知』

（国家工商行政管理総局、工商外企字[2006]102号 2006年5月26日公布）

第1章 設立・再編・撤退

Q1-8. 日本法人の支店

問：台湾や香港では、日本法に基づき日本で設立登記をされた会社の支店を設立することができますが、中国大陸では同様の支店を設立することはできないのでしょうか？弊職の聞き及んでいる範囲では、銀行や航空といった特定の業種以外で支店を設立した例はありませんが、通常の貿易業・販売業を行なう支店というのは設立できないのでしょうか？

答：結論から申し上げますと、外国企業の支店設立は、航空会社、保険会社等に限定されており、一般の外国企業が支店を設立することは認められていません。

根拠としては以下のとおりです。

1. 『会社法』^(a) 193 条では「外国会社の支店等の審査認可規則は別途定める」と記してあります。
2. 『外資企業法』^(b) 第1条で外資独資企業の設立を認めていますが、第2条ではその中には外国企業の中国国内における支店等は含まないとしており、『外資企業法』は根拠法になりません。
3. その他にも外国企業の支店について規定した法律はありません。
4. 一方で、銀行や保険業の支店などにつきましては、個別の法律である『外資銀行管理条例』^(c) 第2条7項や、『外資保険会社管理条例』^(d) 第3条、8条で支店の開設についての記載があります。

このように一般的な業種には外国企業の支店の開設を認めていないため、全体に対しては規定する法律を設定しておらず、一部の特殊な業種に対しては個別法で支店の開設を認めているというのが中国政府のスタンスだと思われます。

【根拠法規】

- (a) 『会社法』(主席令第42号 2005年10月27日改正公布 2006年1月1日施行)
- (b) 『外資企業法』(2000年10月31日改正 公布・施行)
- (c) 『外資銀行管理条例』(國務院2006年11月11日公布 2006年12月11日施行)
- (d) 『外資保険会社管理条例』(國務院2001年12月12日公布 2002年2月1日施行)

第1章 設立・再編・撤退

Q1-9. 香港への事業拠点設立

問： 北京にある独資会社 A（販売会社）が、香港に事業拠点を設けたいと考えております。A社は、日本からの輸入品の販売、現地関係会社からの卸をしております。香港の事業拠点の役割は、香港域内と華南への輸入品の展開です。社内政策上、A社が香港を統治するということになっています。

1. その方法としては、①A社が香港に支店を設立する、②A社が香港に子会社を設立する、③A社の日本の親会社が香港に子会社を設立して管理をA社に任せ、タイミングをみてA社に売却する、という案があがっております。法的、税務上、登録手続き上、資金管理上のメリットとデメリットを比較したいのですが、アドバイスをお願いします。
2. 加えて、北京での手続きについてもお教えてください。外資系企業の在外分支機構の設立について、北京市でも同様に、対外貿易経済合作部の承認が必要でしょうか。また、『外商投資企業の国内投資に関する暫定規定』について、香港への子会社設立に対しては、この規定は効力がないと考えてよいでしょうか。

以上の法的な点も含めて、北京市で行うべき香港支店・子会社設立の際の事務手続きについて、ご教授ください。

答： 1. 香港拠点の設立方法

- (1) 法的に可能かどうか

①～③とも可能です。香港における支店・子会社等の事業拠点の設立を規制する法規はありません。

- (2) 設立の手続きについて

香港への事業拠点設立手続きは、香港の会社法に則って行います。

<支店設立の場合（貴社案①）>

会社登記官へ登録申請を行います。申請には、会社を構成する法律上要求される文書の認証済み写し、香港での事業内容を記入した書類、役員任命覚書、法人設立認可証の写し、親会社の最新会計報告書などが必要です。

<子会社設立の場合（貴社案②、③）>

2つの方法があります。

- ・支店設立と同様に、会社登記官へ登録申請する方法：
登録予定社名の未登録を公司註冊処で確認の上、会社登記官へ、会社の設立に関する覚書および定款、法律遵守宣誓書などを提出します。
- ・休眠会社を利用する方法：

既に登録手続きが終了している休眠会社（シェルフカンパニー）を会計事務所などから譲り受ける方法。但し、会社の実態に応じて社名・定款・所在地ほかの変更登録を行なう必要があります。

(3) タックスヘイブン対策税制に留意（貴社案③）

日本のタックスヘイブン対策税制は、税率の低い国に租税回避目的で設立された「実態のない」子会社について、その留保金を親会社の所得に合算して課税するものです。香港の法人税率は 17.5%と低率であるため、設立した子会社が同税制の対象とならないよう、留意が必要です。

なお、東京・麹町に「香港貿易発展局・東京事務所」があります。これは香港と世界各国の・地域との製品調達や販売促進を目的に活動している半官半民の組織で、無料のビジネス・アドバイザー・サービスなども実施しているようです。実際の運用面でのメリット・デメリット検討の参考になると思われしますので、ご利用してみられては如何でしょうか。

香港貿易発展局 HP <http://japan.hktdc.com/>

2. 北京での手続き

中国の企業の国外投資は行政許可事項であり、下記の法規の定めによります。

- (1) 『国务院对确需保留的行政审批项目设定行政许可的决定』（国务院 2004 年 412 号令）
- (2) 『国务院办公厅关于印发商务部主要职责内设机构和人员编制的通知』（国办发[2003]29 号）
- (3) 『国务院关于投资体制改革的决定』（国发[2004]20 号）
- (4) 『关于境外投资开办企业核准事项的规定』（= 『国外投資企業設立認可事項に関する規定』^(a)）（商务部令 2004 年第 16 号）
- (5) 『关于内地企业赴香港、澳门特别行政区投资开办企业核准事项的规定』（商合发[2004]452 号）
- (6) 『国务院办公厅转发外经贸部、国家经贸委、财政部关于鼓励企业开展境外带料加工装配业务意见的通知』（国办发[1999]17 号）

但し、外商投資企業の国外投資に関する基本規定である上記(4)の第 12 条には「商務部または省級商務部門が認可する」とありますが、現段階では明確になっておりません。

なお、中国国外企業の国外投資手続きにつきましては、下記の商務部ホームページに説明がありますので、こちらをご参照ください。

<http://jwztz.hzs.mofcom.gov.cn/fecp/fem/corp/fem.jsp>

また、ご質問中の『外商投資企業の国内投資に関する暫定規定』^(b) ですが、これは標題の通り「国内投資」に関する規定であり、香港への子会社設立はこの規定の対象外であるとお考え下さい。

【根拠法規】

(a) 『国外投資企業設立認可事項に関する規定』

(商務部令 2004 年第 16 号 2004 年 10 月 1 日公布・施行)

(b) 『外商投資企業の国内投資に関する暫定規定』

(対外貿易経済合作部、国家工商行政管理总局令 2000 年第 6 号 2000 年 7 月 25 日公布 2000 年 9 月 1 日施行)

第1章 設立・再編・撤退

Q1-10. 出資比率に関する規定

問： 当社は中国現地法人（合弁販社、内販権取得済、合弁パートナーは民営企業です）のマジョリティ化の検討を進めており、出資比率について、出資比率を最大限に引き上げたいと考えております。その前提で、

1. 合弁パートナーについて、法律上（行政、税務、財務）で最低出資比率の規定があるでしょうか。もし規定がありましたら、事業経営に対しどのような影響があるでしょうか。
2. 合弁パートナー（中国企業）が上場企業の場合は、法律上で最低出資比率の規定があるでしょうか。
3. 当社は経営権を最大限に取る場合は、出資比率をどれぐらい引き上げるのが適度になるでしょうか（可能な限り、アドバイス願います）。中国側の合弁パートナーの最低限出資が必要ですので、そのために当方（家電販売）の経営権を最大限にするために、適当な出資比率（例えば 25 : 75 或は 15 : 85 等）をお勧めいただきたいと思います。適当な出資比率とは当方の完全な支配権を取得し、法律上の問題もないものです。もし他社の例があれば、あわせて教えてください。

答： ご質問の件ですが、一般的なお話ということで回答申し上げます。

1. 『外商投資産業指導目録（2007年改定）』^(a) ならびに現地法人の事業が該当する産業に関連する法規があれば、そちらを参照されることをお勧めします。
因みに前者の場合、以下の注釈が記されている産業があります。
 - ・中国側がマジョリティ
 - ・相対的支配この場合は注釈の求めに従ってください。それ以外の場合は、外資 100%でも構わないこととなります。ただし、上述の后者に特段の定めがあれば、そちらに従うこととなります。
なお事業経営への影響に関しては、各産業・各社それぞれのご事情が異なりますので、一概には申し上げられません。
2. 「中国側の合弁パートナーが上場である場合に、最低出資比率に関する規定がある」という話は聞いたことがありません。

3. 経営権を最大にするためには、貴社 100%出資にされるのが適当でしょう。もっとも、「1. でご説明した条件が許すのであれば」というのが前提条件となります。

以下は、ご質問にある現地法人は独資にすることは出来ず、必ず合弁でなければならないという前提でお答えします。

- (1) 完全な支配権を取得、即ち「重要事項」の議決権も取得すると理解すれば、董事全てを日本側出資者から任命しなければなりません。

中国側、外国側夫々が任命する董事の割合は、法律上、出資比率を参考にし、協議の上、確定することを求めているにすぎません。具体的には定款に従うこととなりますので、「日本側出資者が全ての董事を任命する」旨の規定に変更する必要があります。

その場合に適当と思われる中国側出資比率は、幾らなのかという問いに対して、実は正解は無く、中国側出資者次第ということになります。つまり、中国側出資者がそのような状況を受け入れるのかどうか、受け入れるのであれば、物言わぬ出資者としてどういった出資比率でリスクとリターンが均衡すると思うのかといった点で、当事者が具体的に検討されるべきです。

- (2) 因みに「重要事項の議決権まで握らなくとも」ということであり、かつ中国側が出資比率と董事の割合の相関性にこだわるのであれば、日本側出資者が 2/3 以上の董事を派遣できるような出資比率となるようにすべきでしょう。日：中=7：3 というご提案は出来るかと思います。と申しますのも『中外合弁経営企業法実施条例』^(b) 第 32 条で「2/3 以上の董事の出席がなければ董事会の開催ができない」と定められています。また、重要事項は全員一致でなければ決議できませんが、その他の事項については定款の定めによって決議を行うことができ、一般的に考えれば、重要事項以外は 2/3 以上の董事の同意を持って議決できるはずだからです。

- (3) 完全支配権を取得するために一般的に企業が採用する手法は、やはり「独資化」ということとなります。

【根拠法規】

- (a) 『外商投資産業指導目録（2007 年改定）』

（国家發展改革委員会、商務部令第 57 号 2007 年 10 月 31 日發布 2007 年 12 月 1 日施行）

- (b) 『中外合弁経営企業法実施条例』（2001 年 7 月 22 日改正公布・施行）

第1章 設立・再編・撤退

Q1-11. 独資会社の休眠会社化

問：中国の独資子会社2社（A社とB社）の事業統合を検討しております。B社の事業をA社へ移管し、B社は清算せずに、休眠会社とするという方法を採用したいと思いますが、課題等ありましたらアドバイス頂きたく、どうぞ宜しくお願い致します。

答：1. ご質問にある方法での統合は不可能です。

B社を休眠するとありますが、この点については以下のように法的に問題があると思われる。

2. 休眠会社が違法であると解する根拠

「休眠状態」が違法であり、営業許可証が取り消されると考えられる法的根拠を、以下ご説明します。

(1) 中国で設立された合弁企業は、『企業登記管理条例』^(a)に基づき、企業登記を行わなければなりません。この『企業登記管理条例』第72条に「企業設立後、正当な理由がなく6ヵ月を超えても営業開始しない場合、または開業後、自ら継続して6ヵ月以上営業停止した場合は、企業登記機関が〔営業許可証〕を没収することができる」と規定されています。

(2) 『企業法人登記管理条例』^(b)第22条で「営業活動を満1年以上停止しているときは、営業停止とみなし、登記主管機関は、〔企業法人営業許可証〕及び〔企業法人営業許可証〕副本を回収し、公式印を引取り、かつ抹消登記の状況をその企業法人の口座開設銀行に通知する。」という規定があります。

3. アドバイス

統合の方法である合併に関しては、本章 Q1-5「省を跨る独資企業の企業合併について」をご覧ください。

【根拠法規】

(a) 『企業登記管理条例』（国务院令第451号 2005年12月18日改正公布 2006年1月1日施行）

(b) 『企業法人登記管理条例』（国务院令第1号 1988年6月3日公布 1988年7月1日施行）

第1章 設立・再編・撤退

Q1-12. 公司解散の手続き

問： 中国で設立された外商独資企業ですが、統合された後の公司解散と事業移管後の公司解散の2パターンの公司解散について、手続きは同じでしょうか？

答： 二つの企業をまとめて統合するに際しては、二つの方法があります。

一つは新しい会社を立ち上げ、それまでの二つの会社を解散する方法です。もう一つは片方を存続会社とし、もう片方を解散する方法です。

今回のご質問は、既存会社の解散に際しての、この二つの方法についての質問として回答します。

結論から言えば、解散の手続きとしては同じです。元の審査批准機関に、外商投資企業批准証書を返納し、登記機関で公司登記の抹消手続きを行います。

以下の法規の記載をご参照下さい。

『外商投資企業の合併及び分割に関する規定』^(a)

第31条

「会社が吸収合併の形式を採用する場合、吸収する方の会社は、元の審査批准機関で外商投資企業批准証書の変更手続きを行い、登記機関で登記の変更手続きを行わなければならない。吸収される方の会社は、元の審査批准機関に外商投資企業批准証書を返納し、登記機関で登記を抹消しなければならない。

会社が新設合併の形式をとる場合、合併する各方会社は元の審査批准機関に、外商投資企業批准証書を返納し、登記機関で公司登記の抹消手続きを行わなければならない。新たに設立する会社は申請者を通じ、審査批准機関で外商投資企業批准証書を受領し、登記機関で会社の設立登記手続きを行わなければならない。 (以下略)」

第33条

「会社は外商投資企業批准証書を返納、変更または受領日以降に、『中華人民共和国企業法人登記管理条例』および『中華人民共和国企業登記管理条例』などの関連規定に照らして、登記機関で抹消、変更または設立登記に関する手続きを行わなければならない。

設立の登記は、関係する会社の変更、登記抹消手続きの完了後行わなければならない。

会社の合併または分割協議の中で明記している関係する会社の財産処置案及び債権、債務継承案と審査批准機関の会社の合併または分割を批准する文書は、登記抹消に提出すべき清算報告とみなす。」

【根拠法規】

(a) 『外商投資企業の合併及び分割に関する規定』

(外経貿法発[1999]第 395号 2001年 11月 22日改正公布)

第1章 設立・再編・撤退

Q1-13. 駐在員事務所の開設

問： 弊社のある顧客が中国に駐在員事務所を開設することを検討中です。弊社は既に駐事を持っておりませんが、その顧客に駐事の中の机の内 1~2 つを貸し出し、その顧客がそこを駐在員事務所として登記することは可能でしょうか（簡単に言えば「間借り」のイメージです）。

答： 中国における駐在員事務所の開設に関する法規は『外国企業常駐代表機構の管理に関する暫定規定』^(a)、『外国企業の在中国常駐代表機構の審査認可及び管理に関する実施細則』^(b)と『外国企業常駐代表機構登記管理規則』^(c)になります。これらの法規上では事務所の「間借り」を禁止する旨規定はありません。

しかしながら実際には、工商行政管理局や税務局の管理上の必要性から、机だけを貸し出すといった形での「間借り」は認められません。別法人であることを明確に区別するために、事務所が仕切りなどによって区分され、部屋番号も別になっている必要があります。また、社名の看板や入り口についても別々に分けられている必要があります。

【根拠法規】

(a) 『外国企業常駐代表機構の管理に関する暫定規定』（国務院 1980年10月30日公布・施行）

(b) 『外国企業の在中国常駐代表機構の審査認可及び管理に関する実施細則』

（対外貿易経済合作部令 [1995]第3号 1995年2月13日公布・施行）

(c) 『外国企業常駐代表機構登記管理規則』

（国務院承認 国家工商行政管理局 [1983]第28号 1983年3月5日公布 3月15日施行）

第1章 設立・再編・撤退

Q1-14. 登録資本金払込完了前の増資

問： 合弁会社の増資については、登録資本金が全て払込済みであることが条件と記憶していたのですが、合弁相手は払い込み済み前でもできるといっています。この件について記述のある法令を教えてください。

答： 合弁会社の増資については「登録資本金を全て払込済みであること」は要件ではありません。

関連の法令の記述としては、『公司法』^(a) 第 179 条（有限会社による登録資本金の増加）には増資の際には出資払込規定に照らして執行するとありますが、同法第 28 条（出資払込義務）を見ても期日内の払込を義務付けているだけで、特に増資の際に出資金の払い込みを義務付けているものはありません。その他関連法規を調べましたが、そうした規定はやはり見当たりませんでした。

念のため有識者に確認しましたが、その回答も合弁会社の増資については「登録資本金を全て払込済みであること」は要件ではないとのことでした。

尚、根拠規定は明らかではありませんが、多くの地方工商行政管理局では、出資金が未払込の状態を増資を申請する場合は、増資部分と未出資部分の両方を定款に定める期限内に払い込むこと、また、出資払込後に増資を申請する場合は、増資部分を一括で払い込むことを企業に求めているとのコメントがありました。ご参考までに補足いたします。

【参考法規】

(a) 『公司法』（主席令第 42 号 2005 年 10 月 27 日改正公布 2006 年 1 月 1 日施行）

第 179 条（有限会社による登録資本金の増加）

「有限責任会社が登録資本金を増資する場合、株主による新たに増える資本の出資引き受けは、本法の有限責任会社設立時の出資払い込み規定に照らして執行する。

株式有限公司が登録資本金増加のために新株を発行する場合、株主の新株引き受けは、本法の株式有限公司設立時の株式資金払い込み規定に照らして執行する。」

第 28 条（出資払込義務）

「株主は、定款で規定している払い込むべき出資額を期日どおりに各自満額払い込まなければならない。株主が貨幣で出資する場合、有限責任会社が銀行に開設した臨時口座に出資額の満額を払い込まなければならない。非貨幣財産を以って出資する場合、法に依ってその所有権の移転手続を行わなければならない。

株主が前款の規定に照らして出資額を払い込まない場合、公司へ満額払い込まなければならない他、期日どおりにすでに満額払い込んでいる株主に対して、違約責任を引き受けなければならない。」

第1章 設立・再編・撤退

Q1-15. 中国子会社の親会社変更

問： 弊社には、香港の子会社が出資した孫会社が浙江省にあります。

現在、香港子会社の孫会社に対する出資を日本の本社が引き継ごうと検討しておりますが、中国において、親会社を香港サイドから日本サイドへ変更しようとする場合、

1. 中国での手続きは必要なのか。
2. 税務的な問題点はあるか。（譲渡額は子会社の孫会社への出資額と同額と考えております。）

につき教えて下さい。

なお、当該孫会社の詳細は以下の通りです。

- ・香港子会社の100%出資
- ・業種（経営範囲）：スクラップ・砕石・建材・家電・日用雑貨・食品・日用品の販売、レストラン営業など
- ・実際の業務は工場に出た廃材（鉄屑等）の販売と、現地従業員の入居している施設（寮）の運営管理を主体としている会社です。製造業ではありません。

答： 1. 必要です。

当該孫会社は、香港子会社の外商投資独資企業として認可されているかと思われます。今回は外国出資者（香港子会社）が、その持分全体を別の外国出資者（日本本社）に譲渡するということになります。当該孫会社は董事会の決議を経て、設立を批准した行政機関に申請し、「持分譲渡の審査・認可」を受ける必要があります。（*1）

申請後30日以内に審査結果が出ますので、申請通りに批准された場合は、その後30日以内に「認可証書変更手続き」を行います。変更手続きが終了しましたら、30日以内に所管の工商行政管理局で「変更登記」を行い、最終的に新たな営業許可証を受領します。

ちなみに、外商投資企業としての資格を失うような（＝外国出資者の出資比率が25%未満となる）持分譲渡は認められません。今回は香港子会社の持分全体を日本本社に譲渡するという前提において、問題はないと思われます。（なお中外合弁企業に限り、中国側の出資者へ全ての持分を譲渡することは認められていますが、その場合は外商投資企業としての登記は抹消され、新たに内資企業として登記されることとなります）

2. 問題点ではありませんが、「企業所得税」と「営業税」につき、持分譲渡に関わる規定を以下に記します。

「企業所得税」

譲渡側に譲渡利益が発生する場合は、「企業所得税」を納付する必要があります。(*2)
申請時に必要な書類の一つである「外国投資者同士の持分譲渡協議（契約書）」に基づき、
税務局で申告納税します。なお、非住民企業の場合の税率は 20%になります。

「営業税」

免除されます。(*3)

【根拠法規】

(*1) 『外商投資企業投資者持分変更の若干の規定』

(対外貿易経済合作部 国家工商行政管理总局 [1997]外経貿法発第 267 号 1997 年 5 月 28 日発布・施行)

(*2) 『企業所得税法』 (主席令第 63 号 2007 年 3 月 16 日公布、2008 年 1 月 1 日施行) 第三条、第四条

(*3) 『持分譲渡の営業税に関する通達』

(財税 [2002] 191 号 2002 年 12 月 10 日公布、2003 年 1 月 1 日施行)

第1章 設立・再編・撤退

Q1-16. 工場移転の手続き

問：現在の工場が手狭になったので、「行政管区外へ移転」することを計画しておりますが、どのような方法がありますか。

例えば、

- ①移設地に新規登記を行った上、現在の工場を清算するというやり方
 - ②移設地に分公司を作った上、現在の工場から資産を移転するというやり方
- など、代替案がいくつかあるように思われますが、それぞれの手続き概要やメリット・デメリットをお教え下さい。

答：まず、「行政管区外へ移転」とのことですが、これは「現工場の認可審査を行った行政機関の管轄外への移転」という意味を前提とさせていただきます。

基本的に、工場を移転する場合、当該会社が「所在地の変更」を実施することになります。具体的には、下の【根拠法規】に規定があります。移転先の審査認可機関に申請し（移転先と移転元の審査認可機関が情報交換の上、協議します）、認可を受けることとなります。また、当該認可を受けた後に、移転元の登記機関に申請し（移転元と移転先の登記機関が情報交換の上、協議します）、移転証明の受領など登記上の手続をしなければなりません。それ以外に、所得税・増値税の申告作業を行った上で、税務署・税関等の税務機関の転出同意書が必要となります。

ご質問の、

- ①「移設地に新規登記を行った上、現在の工場を清算する」（＝新会社を設立し、現会社を廃業する）
- ②「移設地に分公司を作った上、現在の工場から資産を移転する」

については、両方とも可能と思われます。また、現在の登記を活かしたまま、継続会社として移転先で登記することもできる（会社名は移転先に応じて変更が必要）ようです。

上記①②について、考えられるメリット・デメリットの例をあげてみます。

<①について>

- ・移設地における新規の会社設立となるため、会社設立手続き等に加えて、各種ライセンス等の行政の許認可取得があらためて必要となります。
- ・現在の会社を清算することは、地元にとって、雇用や税収が減少することになるため、清算の認可がなかなかおこない懸念があります。またその際、必ず税務調査が実施され、過去にさかのぼって徹底的に納税漏れをチェックされるとのことです。

<②について>

- ・本店（現工場）と分公司（新工場）の2か所を維持する経費が必要となり、また双方で売上が発生する場合は、本店・分公司でそれぞれ税務事務等が発生します。

これら以外にも、地元行政との関係、生産品目、企業規模、移設地がどの程度離れているかなどにより条件がそれぞれ異なるため、様々なメリット・デメリットが発生する可能性があると思われま

す。いずれにせよ、簡単に実行できる案件ではないと思われま

【根拠法規】

『外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見』（国家
工商行政管理局 商務部 税関総署 国家外貨管理局 工商外企字 [2006]81号 2006年4月24日発布）

第1章 設立・再編・撤退

Q1-17. 合併比率について

問： 1. 中国の子会社2社（両社とも外商投資企業）が合併する場合、その合併比率について何か規定はあるのでしょうか？

税務上は、資産・負債は簿価で合算するのが原則であるとの規定は見たことがありますが、合併比率について明確な規定はみたことがありません。登録資本金額は合併前の金額を合算するという規定もあるので、直感的には、設立時に出資をした金額で合併後の持分比率が決まるのかなと思いますが、それでは、剰余金がたくさんある会社と欠損がある会社が合併した場合に、極めて不公平だと思います。

もし、明確な規定がないのであれば、実務上、どのように運用をしているのかがわかればご教授いただきたく思います。

2. 今回想定しているケース（外商独資企業同士の合併）について、ご質問いたします。

合併する独資企業をA社（合併企業）及びB社（被合併企業）、また各々の親会社をa社及びb社、とします。批准証書の書換方法については、弊社子会社の批准証書は「a社出資額100万US\$」というような記載方法になっています。

仮に、a社が100万US\$を出資して設立した会社（A社）と、b社が50万US\$を出資して設立した会社（B社）が合併をする場合、新会社の批准証書は、例えば、「a社120万US\$出資、b社30万US\$出資」のように、全体の登録資本金額が変化させないという前提で、合併比率に応じた出資額の記載ということになるのでしょうか？

答： 1. 合併比率に関する規定としては、次のものがあります。

(1) 株式有限会社間の合併、または会社が合併後に有限責任会社になる場合

『外商投資企業の合併と分割に関する規定』(*1)第十二条：

「本規定第十一条第一項にもとづいて合併した場合、各投資者の合併後の会社における持ち株比率は、国家の関連規定にもとづき、投資者間の協議または資産評価機関が元の会社の株式権価値を評価した結果により、合併後の会社契約や定款で確定する。但し、外国側投資者の持ち株比率は、合併後会社の登録資本金の25%を下回ってはならない。」

ご質問中の「中国の子会社2社」が、合併企業・独資企業等の有限責任会社である場合は、上記に該当します。また2社とも外商投資株式会社である場合も同様です。

この場合、実務的には合併企業Aと被合併企業Bの純資産額を時価で評価し、それをベースにして合併比率（B株式1株に対してA株式を何株交付するかを表す比率）を協議・決定することが一般に行なわれているようです。

(2) 有限責任会社と外商投資株式会社が合併し、株式会社を設立する場合

これについては、合併比率に直接言及するものではありませんが、同じ規定に次の記載があります。

『外商投資企業の合併と分割に関する規定』第十一条第二項：

「有限責任会社と株式有限会社が合併後に株式有限会社になる場合、合併後の会社の登録資本金は、元の有限責任会社の純資産額を合併しようとする株式有限会社の一株あたりの純資産額で換算した株式額と合併前株式有限会社の株式総額の和とする。」

この場合、有限責任会社の分の株数が純資産額から算出されますので、株数の比率を合併比率として捉えることができると考えられます。

したがって、(1) (2) いずれの場合も、合併比率 (= 持分比率) は、合併時の純資産額を算出した上で決定されます。(「設立時に出資をした金額」は、ここでは関係ありません。)

※なお、合併後の登録資本金について付記しますと、

(1) の場合：ご理解の通り、「元の会社の登録資本金の和」(同規定第十一条第一項) となります。合併比率の算出では、純資産の時価評価を行ないましたが、貸借対照表上の「資本金」については、簿価をそのまま合計します。この条件を満たさない合併は認められないのでご注意ください。

(2) の場合：前述の規定(第十一条第二項)に基づき換算した総額(株式数×額面)となります。

2. 批准証書の書換方法について

批准証書の記載は、回答1の規定の通り、「合併後の会社の登録資本金は元の会社の登録資本金の和」となります。

即ち、回答1の(1)で定められた合併比率に基づき、新会社におけるa社とb社の持分割合が決められ、新会社の資本金(A社資本金100万US\$とB社資本金50万US\$の単純合計150万US\$)をその割合で按分した金額が、a社、b社それぞれの出資額として、新会社の批准証書に記載されることとなります。

【根拠法規】

(*1) 『外商投資企業の合併と分割に関する規定(改正)』

([1999]外経貿法発第395号、2001年11月22日改正公布・施行)

第1章 設立・再編・撤退

Q1-18. 営業許可書について

問： 中国における事務所（辦公処）の営業許可書について伺います。

広州に弊社の生産型企业があり、その企業の傘下に連絡事務所があります（発票の扱いなし）。設立当初はこの事務所に対しても営業許可書を発行してもらっておりました。

数年前に、事務所の住所が変わったため再登記しようとしたところ、アパートの1室を連絡事務所としていることや発票の扱いがないということで、役所のほうで書き換え不要と言われそのままになっておりました。

その後、営業許可の期限が切れる為再度延長をしにいったところ、やはり同様に、営業許可書の発行は不要とのことでした。

このような役所の対応をどのように解釈したらよいのでしょうか。何かアドバイスがありましたらよろしくお願ひします。

答： 「現法の連絡事務所の営業許可書について」というご質問ですが、これは「登記証」のことを指しておられるのではないかと推測いたします。というのは、連絡事務所が経営（営業）活動を行なうことは禁じられているからです。（*1）（*2）

一般的に、連絡事務所が行なうことのできる業務は、情報収集・市場調査・本社製品の紹介などの「補助（連絡）活動」です。これに対し、契約締結・請求書発送・代金決済などは「経営（営業）活動」とみなされます。

登記の変更や期限延長が「不要」とされたのは、2006年の改正『公司法』施行および関連法の整備の中で、外商投資企業の連絡事務所について工商登記の必要がなくなったからと思われます。法規では、連絡事務所の存在自体を禁止しないと明言される一方、その新設・変更・延長の登記は以後行なわず、期限満了後は抹消登記、必要に応じ分公司の設立申請を行うよう規定されています。

なお、登記が不要であっても、当局の監督管理は引き続き行なうということも定められていますので、ご留意下さい。

【根拠法規】

（*1）『「外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見」の発布に関する通知』

（国家工商行政管理総局 商務部 税関総署 国家外貨管理局工商外企字[2006]81号 2006年4月24日公布・施行）

(*2) 『「外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見」
の実施に関する通知』

(国家工商行政管理総局 工商外企字[2006]第 102 号、2006 年 5 月 26 日公布・施行)

第1章 設立・再編・撤退

Q1-19. 非営業性支店の登記

問： 上海外高橋保税區に本社を置く日系 100%独資企業（貿易公司）です。現在、上海以外の省に複数の支店を置き、全て非営業性支店で登録しております。実際売買行為や契約締結などの営業活動は行っていません。

その内の一ヶ所が年度監査報告を現地行政機関に提出したところ、「連絡業務しか行っていないのであれば、“非営業性” 分公司としての登録不要。連絡事務所で登録すべし。或いは“営業性” 分公司として登録しなせ」との回答で、年検報告を受理していただけません。もちろん非営業性分公司としての登録許可がされているにもかかわらず、です。

そもそも 2006 年に公司法及び関連規定が改正された際、併せて出された「連絡業務しか行わない（営業活動しない）支店は“非営業性分公司” として登録できる」との『執行意見』に基づき、その登記手続きが完了しているにも関わらず上記のような対応をされ、非常に驚いています。最近、この分公司登記に関する新たな規定など動きがありましたら、ご教示願います。

なお、上記の問題が出ているのは浙江省寧波市の分公司です。

答： 結論から申し上げますと、本件は『公司登記管理条例』（*1）の第四十六条によるものと考えられます。同条には、「分公司とは、公司がその住所以外に設立した、経営活動に従事する機構を指す」と定められております。但しその一方で、営業行為を行わない分公司の存在を認める『外高橋保税區企業工商管理の若干問題に関する通知』（*2）や『外商が投資する公司の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見』（*3：以下『執行意見』）とは矛盾した内容となっており、それは『立法法』（*4）の第七十九条によれば、「法律の効力は、行政法規、地方性法規並びに規則に優越する。行政法規の効力は、地方性法規及び規則に優越する」とあり、矛盾する内容を含んでいる場合は、上位の法規が優先されることになります。

したがって、行政法規である『公司登記管理条例』は、その他の法規より上位にあることから、分公司は本来営業を行うものという考え方が優先されると考えることができます。

次に、非営業性分公司の存在根拠となる法規について説明します。

まず、外高橋保税區の企業が区外分公司を設立することについては、『外高橋保税區企業工商管理の若干問題に関する通達』によって認められています。

また、同通達では外高橋保税區内の貿易、小売配送類企業について『外商投資商業分野管理弁法』に基づく国内販売権を取得しているかどうかによって、それぞれ以下の分公司の設立を認めています。

①営業性分公司

『外商投資商業分野管理弁法』に基づいて国内販売権を取得後は、区外にて販売業務に従事する分公司を設立できる。

②非営業性分公司

『執行意見』における「外商投資企業の分公司は会社の経営範囲内の連絡、コンサルティングなどの業務に従事することができる」との規定に基づき、保税区内で国内販売権に係る審査認可手続を行っていない貿易や配送類に属する企業は、親会社の経営範囲内の連絡、コンサルティングなどに従事する分公司を設立できる。

最近の動きとしては2007年後半以降、保税区企業の区外分公司設立については、非営業性の分公司は本来の分公司の定義に反するものとして制限する動きがあるようです。また、上海では国家工商行政管理総局の指導により非営業性分公司の新たな設立申請は不受理になり、既存の非営業性分公司については、その他の分支機構への転換を要請する動きが見られているようです。

本件がこうした背景に伴うものであれば、今後、他省の非営業性会社の存続に対しても制限を受けることも考えられ、本件同様に営業活動を行わない「連絡事務所」とするか国内流通権を取得した「営業性分公司」とするかを選択を迫られる可能性があります。

有識者にもご意見をうかがったところ、営業活動を行っていないのであれば、連絡事務所への変更も検討されてはどうかとのことでした。以前は、連絡事務所では社員の採用や銀行口座開設に支障があるとの見方もありましたが、実際には事務所でも労働契約を締結できますし、銀行口座開設もできるそうです。

【根拠法規】

(*1) 『中華人民共和国公司登記管理条例』(改正)

(国務院令第156号 2005年12月18日改正・公布 2006年1月1日施行)

(*2) 『外高橋保税区企業工商管理の若干問題に関する通知』

(上海市外高橋保税区管理委員会経貿易処 浦東新区工商局外高橋保税区分局 2006年5月15日通知)

(*3) 「『外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見』 発布に関する通知」

(国家工商行政管理総局 商務部 税関総署 国家外為管理局 工商外企字[2006]81号 2006年4月24日通知)

(*4) 『中華人民共和国立法法』(全人代 2000年3月15日制定・同日公布、同年7月1日施行)

(*5) 『外商投資企業商業分野管理弁法』

(商務部令[2004]第8号 2004年4月16日公布、同年6月1日施行)

第1章 設立・再編・撤退

Q1-20. 持分譲渡における優先購買権と譲渡拒否権

問： 合弁会社において、中方パートナーが持分譲渡を申し出た場合、当社が当該持分につき優先購買権を行使せず、かつ第三者への譲渡についても合意しないことは可能ですか。

なお、合弁会社の定款での持分譲渡に関する定めは、『中外合弁企業法実施条例』(*1)の第二十条をそのまま引用した形になっています。

答： 本件につきまして、有識者からの情報も踏まえ以下の通り、回答致します。

『中外合弁企業法実施条例』の第二十条では、合弁当事者の一方が、その持分を手放すにあたっては、他の合弁当事者の同意を得ることが前提とされております。またその際に、他の合弁当事者が当該持分の優先購買権を有すると定められています。

したがって、本件の場合、別途定款や合弁契約などで定めのない限り、他の合弁当事者である貴社が持分の譲渡に反対すれば、中方パートナーはその持分譲渡を行うことはできないはずです。

ただし、これは法律論ではありませんが、持分を手放したいという相手に対し、自分も買取らない、あるいは他者にも譲らせないというのは、相手にとってみれば、非常に窮地に立たされることになるかと思われます。そのため、相手は、仲裁委員会に当該合弁会社そのものの解散・清算を申し立てる可能性があり得るということも想定しておくべきかと思われます（有識者によれば、合弁会社の紛争は仲裁委員会による仲裁に持ち込まれるのが一般的だとのこと）。

尚、同じ有識者によれば、仲裁に持ち込まれた場合、仲裁委員会としては、まずは当事者間の話し合いを勧めるそうです。しかし仮に、話し合いが不調に終わった場合、相手の申し立てに沿って、解散を認める可能性が高いということです。

【根拠法規】

(*1) 『中華人民共和国中外合弁経営企業法実施条例』 (国務院 2001年7月22日改正公布・施行)

第2章 企業経営

【根拠法規】

(a) 『中華人民共和国公司法』

(1993年12月29日第8期全国人民代表大会常務委員会第五回會議にて採択、1999年12月25日第9期全国人民代表大会常務委員会第13回會議の『「中華人民共和国公司法」の改訂に関する決定』にもとづき第1次改正 2004年8月28日第10期全国人民代表大会常務委員会第11回會議の『「中華人民共和国公司法」の改訂に関する決定』にもとづき第2次改正 2005年10月27日第10期全国人民代表大会常務委員会第18回會議にて改正) 主席令 第42号 2005年10月27日公布 2006年1月1日施行)

(b) 『外資企業法』 (2000年10月31日改正、公布・施行)

(c) 『中外合弁企業法』

(主席令[1979]第48号 1979年7月1日第5期全国人民代表大会第2回會議で採択、1990年4月4日第7期全国人民代表大会第3回會議の『「中華人民共和国中外合資經營企業法」改正に関する決定』にもとづき改正 2001年3月15日第9期全国人民代表大会第4回會議の『「中華人民共和国中外合資經營企業法」改正に関する決定』にもとづき第二次改正、同日公布)

第2章 企業経営

Q2-2. 『会社法』改正と最高意思決定機関

- 問：** 1. 『会社法』が改正され、「株主会」の設置が義務付けられています。しかしながら、企業の形態別に設置が義務付けられていないこともあると聞いております。どういった形態では「株主会」の設置が義務付けられ、設置が求められないのはどういった形態なのか教えていただけませんか。
2. 旧会社法から新会社法に移管した場合、董事会の役割も場合によっては任期も変わるため、いったん董事は全員辞任し、新会社法の下で再度任命する必要はありますか？
3. 最高意思決定機関の運営に関して、以下に挙げる2つの具体的なケースについて、どのような扱いになるのか、お教えてください。
- ① 日本本社と傘型企業からの出資で設立された企業について
日本本社とその100%子会社である傘型企業から直接出資している場合は一人有限責任会社に該当しますか、それともやはり2社から出資を受けている会社として扱われるのでしょうか？
- ② 中外合弁・中外企業合作の董事会における採決について
董事会における採決は出資比率ではなく董事の数で決まるのでしょうか？

答： 1. 新『公司法』^(a) 施行に伴う外商投資企業の株主会設置義務について以下説明します。

- (1) まず、新『公司法』では第37条で全株主により構成される株主会を企業の権力機構と定めています。しかしながら、『公司法』施行（2006年1月1日）より前に設立済みの企業については、『外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見』実施に関する通知^(b)第2条に「2006年1月1日以前に設立済みの外商が投資する会社が定款を改正するか否かは、公司登記機関は強制的な要求は行わず、会社が自ら決定する。」とあることから、株主会を設置するかどうかはその会社の判断に任されています。
- (2) しかしながら新『公司法』の外に、外商投資企業については形態ごとに特別法が制定されており、特別法の規定が新『会社法』に優先することになります。そのため、以下のように形態ごとで株主会設置の要否が異なっています。結論としては、株主会の設置義務があるのは原則、新『公司法』施行後に設立された外商合弁企業だけとなります。また通常、株主が少数ですから、株主会と董事会の両方を置くという屋上屋を避け、以前の董事会を株主会とし、董事会の代わりに執行董事1名を置くことが多いようです。
- ① 外商独資企業について
『外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意

見』⁽⁶⁾（以下『執行意見』）第3条では外商独資企業においては「外商合弁、外商独資の有限責任公司および外商投資の株式有限公司の組織機構は、『公司法』および公司定款の規定に合致しなければならない。」とあることから、公司法の規定に基づき株主会を設置する必要があることとなります。

しかし外商独資企業の中でも単独出資企業については、『公司法』第62条「一人有限責任会社は株主会を設けない」との規定があるため、株主会の設置は必要ありません。

② 中外合弁、中外合作企業について

中外合弁、中外合作企業については『執行意見』第3条で「中外合弁、中外合作の有限責任公司の董事会は、公司の権力機関であり、その組織機構は会社が『中外合弁企業法』、『中外合作経営企業法』および『公司法』にもとづき、公司の定款を通じて規定する。」とある為、中外合弁、中外合作については董事会を意思決定機関と定めれば株主会を設置する必要はありません。

(3) 株主会設置に関する実態ですが、識者の見解によれば、2006年1月1日以前に設置されていた企業が、2006年1月1日以降に例えば増資、出資者変更など会社の組織制度の変更以外を理由に定款の変更をする場合の決まりはなく、地方によっては新会社法に適合した組織制度に変更するよう要求されるケースがあるとのこと。例えば、江蘇省では新会社法に適合した組織は求められるものの、広東省では求められていないようであり、運用に地域差があるようです。

2. 新『公司法』に準拠して経営機関を変更する場合、即ち董事会の上に株主会を置く場合には、旧董事と新董事は任命者が異なるので、株主会が新定款の規定によって新たに任命する形を採るのが自然だと思われます。

一方で、定款を新しくし、董事の任期などは変わったものの、会社組織の形は従来と変わっていないという場合には、再任命は不要です。

3. ご質問にあるそれぞれのケースにおける最高意思決定機関の運営についてですが、以下の通りとなります。

①の場合について

傘型企業と本社からの出資の場合も、別法人となるため、公司法の規定から言えば、株主会が必要ですが、最終的には工商管理当局がどう判断するかによると思われます。

なお繰り返しになりますが、株主会が必要とされた場合でも、董事会を株主会とし、董事会の代わりに執行董事1名を置けば足りるようです。

②の場合について

中外合弁企業においては、『公司法』でなく『中外合弁企業法』^(d)が優先適用されるの

で、株主会でなく董事会が最高意思決定機関となり、また持株比率による議決方式でなく 1 人 1 票の議決方式を採ることが定められています。

中外合作経営企業は、『中外合作経営企業法』⁽⁶⁾により董事会または共同管理機関が最高意思決定機関とされており、その議決方式は契約または定款で定めるとされています。

【根拠法規】

- (a) 『公司法』(主席令[2005]第 42 号 2005 年 10 月 27 日公布 2006 年 1 月 1 日施行)
- (b) 『「外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見」実施に関する通知』(工商外企字[2006]第 102 号 2006 年 5 月 26 日公布 同日施行)
- (c) 『外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見』(工商外企字[2006]81 号 2006 年 4 月 24 日公布 同日施行)
- (d) 『中外合弁企業法』
(主席令[1979]第 48 号 1979 年 7 月 1 日第 5 期全国人民代表大会第 2 回会議で採択、1990 年 4 月 4 日第 7 期全国人民代表大会第 3 回会議の『「中華人民共和国中外合資経営企業法」改正に関する決定』にもとづき改正、2001 年 3 月 15 日第 9 期全国人民代表大会第 4 回会議の『「中華人民共和国中外合資経営企業法」改正に関する決定』にもとづき第二次改正、同日公布)
- (e) 『中外合作経営企業法』
(主席令[1988]第 40 号 1988 年 4 月 13 日第 7 期全国人民代表大会第 1 回会議採択。2000 年 10 月 31 日第 9 期全国人民代表大会常務委員会第 18 回会議での『「中華人民共和国中外合作経営企業法」の改正に関する全国人民代表大会常務委員会の決定』にもとづき改正)

第2章 企業経営

Q2-3. 公司法改正による定款の変更

問：2002年設立の外商投資企業（有限責任公司）についてですが、現在は外資企業法にもとづき定款を定めています。

1. 2006年の公司法改正により、定款の改訂を急ぎ行う必要がありますか？
具体的には以下の点などです。
 - ・ 董事会を最高機構とする→株主会？
 - ・ 現在監事不在→1名以上任命？
2. また、董事会と株主会の権限分配の仕方についても教えてください。

答：1. 株主会の設立等について

外商投資企業で株主会の設置が必要とされる企業は、新『公司法』施行後に設立された外商合弁企業だけです。

『公司法』^(a) 施行（2006年1月1日）より前に設立済みの企業については、『「外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見」実施に関する通知』^(b) 第2条に「2006年1月1日以前に設立済みの外商が投資する会社が定款を改正するか否かは、公司登記機関は強制的な要求は行わず、会社が自ら決定する。」とあることから、株主会を設置するかどうかはその会社の判断に任されています。

但し地方によっては、『公司法』施行以前に設置された企業であっても、2006年1月1日以降に例えば増資、出資者変更など会社の組織制度の変更以外を理由に定款の変更をする場合に、新会社法に適合した組織制度に変更するよう要求されるケースがあるようです。

2. 株主会と董事会の権限分配について

株主会と董事会の権限分配については、基本的には董事会が経営事項に関する議案の作成と執行を担当し、株主会は議案に対し審議し決議をとる構成になっています。

なお、株主会と董事会の権限についての『公司法』の規定は以下のとおりです。

〈株主会の権限〉

第 38 条

株主会は、以下に挙げる職権を行使する。

- (一) 会社の経営方針および投資計画を決定すること。
- (二) 非従業員代表が担当する董事や監事の選任および更新、董事や監事の報酬に関する事項を決定すること。
- (三) 董事会の報告を審議承認すること。
- (四) 監事会或いは監事の報告を審議承認すること。
- (五) 会社の年度財務予算案、決算案を審議承認すること。
- (六) 会社の利益分配案および損失補填案を審議承認すること。
- (七) 会社の登録資本の増額或いは減額について決議すること。
- (八) 社債発行について決議すること。
- (九) 会社の合併、分割、公司形態の変更、解散および清算などの事項について決議すること。
- (十) 定款を改訂すること。
- (十一) 会社の定款で規定するその他の職権。

前款で挙げる事項について、株主が書面の形式で一致して同意を表明する場合、董事会会議を招集せずに直接決定することができ、かつ株主全体が決議文に署名、捺印する。

〈董事会の権限〉

第 47 条

董事会は株主会に対して責任を負い、以下に挙げる職権を行使する。

- (一) 株主会議を招集し、株主会への報告業務を行うこと。
- (二) 株主会の決議を執行すること。
- (三) 会社の経営計画および投資案を決定すること。
- (四) 会社の年度財務予算案、決算案を作成すること。
- (五) 会社の利潤配分案および損失補填案を作成すること。
- (六) 会社の登録資本の増額或いは減額案を作成すること。
- (七) 会社の合併、分割、組織形態の変更、解散案を作成すること。
- (八) 会社の内部管理機構の設置を決定すること。
- (九) 会社の経理の招聘或いは解任およびその報酬事項を決定し、かつ経理の指名にもとづいて、会社の副経理、財務責任者の招聘或いは解任およびその報酬事項を決定すること。
- (十) 会社の基本的管理制度を制定すること。
- (十一) 会社の定款で規定するその他の職権。

【根拠法規】

- (a) 『公司法』（主席令第 42 号 2005 年 10 月 27 日公布 2006 年 1 月 1 日施行）
- (b) 『「外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見」実施に関する通知』（工商外企字[2006]第 102 号 2006 年 5 月 26 日公布 同日施行）

第2章 企業経営

Q2-4. 副董事長のステイタス

問： 董事長は通常、法人代表としてその会社の代表権を有しますが、副董事長は董事長とともに、代表権を有することがありますか？それとも肩書のみで、実質的には一般の董事と同じ扱いとなりますか。

答： ご質問の件ですが、「法定代表者の人数」と「副董事長は法定代表者になれるのか」といった2つの問題に分けてお答えいたします。

1. 法定代表者の数について

(1) 1企業の法定代表者の数ですが、特に明文規定はありませんが、基本的に1名であると考えべきと考えます。

(2) 根拠

① 『中外合弁経営企業法』^(a)には関連する明文規定がありませんが、『中外合弁経営企業法实施条例』^(b)では、その第34条において「董事長は合弁企業の法定代表者である」との規定から中外合弁企業の法定代表者は1名と確認できます。

② 『外資企業法』^(c)、『外商独資企業法実施細則』^(d)には、本件に関する明文規定はありません。また現行の『公司法』^(e)についても同様です。

上記の点から、外商独資企業については法定代表者を何人でも置けると思われるでしょうが、以下の3点からやはり外商独資企業であっても、法定代表者は1名のみと考えるべきでしょう。

(i) 『外商独資企業法実施細則』第24条には、「法定代表者がその職責を履行できない場合、書面の形式で代理人に委託し、代わってその職権を行使させなければならない」との規定があり、法定代表者は1名であることを前提とした規定と考えるべき。

(ii) 法定代表者の登記申請フォームも複数の法定代表者の記入を予定していない。

(iii) 複数の法定代表者を置く企業がこれまで存在しない。

2. 副董事長は法定代表者になれるのか？

(1) 結論を先ず申し上げると、副董事長は法定代表者にはなりえません。

ただし法定代表者になれる有資格者の範囲については、中外合弁企業であるか、それとも外商独資企業なのかによって異なります。

前者の場合は、董事長のみが法定代表者になることができます。

これに対して、後者の場合では董事長以外の特定の者が法定代表者になる資格を有することを認めており、「定款で定める」ことを前提条件として、董事長、執行董事、または総経理のうちいずれか1名を法定代表者とすることになります。

(2) 根拠

- ① 前者については、『中外合弁経営企業法実施条例』第34条に上述の通りの明文規定があることが、その根拠となります。
- ② 後者ですが、現行の『公司法』第13条に「会社の法定代表者は、会社の定款の規定に照らし、董事長、執行董事または経理が担当し、かつ法に依って登記を行う」という規定があり、これが根拠となります。

なお、②について以下若干補足したいと思います。

外商独資企業については、『外資企業法』、『外商独資企業法実施細則』といった特別法の規定が実務においては一般法である『公司法』の規定よりも優先的に適用されます。しかしこれらには「法定代表者の職務執行」に関する規定はあっても、「法定代表者の要件」について定めた条項は見られません。このため、一般法である現行の『公司法』第34条の規定に拠ることになり、外商独資企業においては、董事長以外の者も法定代表者になることが認められると解されます。

【根拠法規】

- (a) 『中外合弁経営企業法』(主席令第48号 1979年7月1日公布 2001年3月15日改正・施行)
- (b) 『中外合弁経営企業法実施条例』
(国务院令[2001]第311号 1983年9月20日公布 2001年7月21日改正・施行)
- (c) 『外資企業法』(主席令第41号 1986年4月12日公布 2000年10月31日改正・施行)
- (d) 『外商独資企業法実施細則』
(国务院令[2001]第301号 1990年12月12日公布 2001年4月12日改正・施行)
- (e) 『公司法』(主席令第42号 2005年10月27日公布 2006年1月1日施行)

第2章 企業経営

Q2-5. 経営範囲外行為

問： 中国へ進出後に、経営範囲外行為と当局より指導を受けるケースについてご教示ください。

1. その場合、どのような罰則を受けることがあるのでしょうか？
2. 実際に指導を受けた事例をご存知でしょうか？

答： 1. 経営範囲違反の罰則につきましては、『外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見』^(a) 第27条に規定があります。

同条によれば、『外商投資産業指導目録』^(b) の奨励類、許可類の経営範囲については『公司登記管理条例』^(c) 第73条に基づき会社登記機関から期限を定めた登記変更命令が下り、期限以内に従わなければ1万元以上10万元以下の過料を科されることになっています。

制限類、許可類の経営範囲については『無許可証経営調査・処理・取締弁法』^(d) 第4条第1項第5号、第2項及び第14条～17条に基づき違法所得の没収、罰金などが課されます。また情状を見て重い場合には、刑事責任が追及されます。

2. 経営違反が指摘された例も多くあるようです。

外商投資企業の場合、悪意でなければ、つまり違法性を認識せずに、結果的に違法行為を行ってしまった場合、罰金で済むケースが多いようです。但し、工商行政管理局では違反歴として記録が残され、後々行政許認可で不利益を被るケースも出てくる可能性があります。従ってきちんと管理しておく必要がありますのでご注意ください。

3. なお1990年施行された『最高人民法院経済法廷の『経営範囲を逸脱しているか否かを如何に認定するかという問題について』^(e) によれば、経営範囲を逸脱した経営行為は無効であるとされていますが、その後に施行された『契約法』の適用の若干の問題に関する最高人民法院の解釈(1)』^(f) では、国が経営を制限又は禁止する強制規定に違反しない限り、当事者は経営範囲を超えて契約を締結するとしても、当該契約は無効であると認定しないと規定されており、経営範囲の逸脱行為に対する評価は絶対無効から相対有効への制度変換がうかがわれます。

【根拠法規】

(a) 『外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見』

(国家工商行政管理総局、商務部、税関総署、国家外貨管理局 工商外企字[2006]81号 2006年4月24日公布)

第27条

「外商が投資する会社が登記を認可された経営範囲を超えて、『外商投資産業指導目録』の奨励類、許可類プロジェクトの経営活動に無断で従事する場合、公司登記機関は『公司登記管理条例』第七十三条の規定を適用して処罰する。

外商が投資する会社が登記を認可された経営範囲を超えて、『外商投資産業指導目録』の制限類、禁止類プロジェクトの経営活動に無断で従事する場合、公司登記機関は「登記認可の経営範囲を超え、許可証或いはその他の認可文書を取得しなければ従事できない経営活動に無断で従事する違法経営行為」と認定することができ、『無許可経営取締弁法』の規定を適用して処罰する。犯罪を構成する場合は、法に依ってその刑事責任を追究する。」

(b) 『外商投資産業指導目録』(2007年改正)

(国家發展改革委員会 商務部令[2007]第57号 2007年10月31日公布 2007年12月1日施行)

(c) 『会社登記管理条例』(國務院令[2005]第451号 2005年12月18日公布 2006年1月1日施行)

第73条

「会社の登記事項に変更が生じた場合において、本条例の規定どおりに関連の変更登記を行わない時、会社登記機関が期限を定めて登記をするよう命じる。期限を渡過しても登記を行わない場合は、1万元以上10万元以下の過料に処する。そのうち、経営範囲の変更が法律、行政法規又は國務院の決定で認可を要すると定められているにもかかわらず認可を取得しておらず、無断で関連の経営活動に従事し、情状が重い場合は、営業許可証を没収する。

会社が本条例の規定どおりに関連の届出を行っていない場合は、会社登記期間が期限を定めて手続きを行うよう命じる。期限を渡過しても手続きを行わない場合は、3万元以下の過料に処する。」

(d) 『無許可証経営調査・処理・取締弁法』

(國務院令[2003]第370号 2003年1月6日公布 2003年3月1日施行)

第4条

「次の各号に掲げる違法行為については、工商行政管理部門がこの弁法の規定により調査・処理する。

- (1) 許可証その他の認可文書及び営業許可証を取得すべきなのに、法どおりに取得せず、無断で経営活動に従事する無許可証経営行為
- (2) 許可証その他の認可文書を取得する必要なくして営業許可証を取得することがで

きるのに、法どおりに営業許可証を取得せず、無断で経営活動に従事する無許可証経営行為

(3) 既に法により許可証その他の認可文書を取得したけれども、法どおりに営業許可証を取得しないで、無断で経営活動に従事する無許可証経営行為

(4) 既に抹消登記手続をし、又は営業許可証を取り消され、及び営業許可証の有効期間が満了した後に規定どおりに新たに登記手続をせず、無断で経営活動への従事を継続する無許可証経営行為

(5) 審査承認を経て登記された経営範囲を超え、又は許可証その他の認可文書を取得した場合に限り従事することのできる経営活動に無断で従事する違法経営行為

前項第(1)号及び第(5)号所定の行為について、公安、国土資源、建設、文化、衛生、品質検査、環境保護、報道出版、薬品監督及び安全生産監督管理等の許可・審査認可部門（以下「許可・審査認可部門」という。）も、法律及び法規の賦与する職責により調査・処理しなければならない。ただし、当事者の同一の違法行為については、2回以上の罰金という行政処罰をしてはならない。」

第14条

「無証書経営行為に対しては、工商行政管理部門が法により取締りを行い、違法所得を没収する。刑法に触れる場合には、刑法の不法経営罪、重大事故責任罪、重大労働安全事故罪、危険物品取扱罪またはその他の犯罪に関する規定に従って、刑事責任を追究する。刑事処罰で不足の場合には、合わせて2万元以下の罰金に処する。無証書経営行為の規模が比較的大きく、社会の危害が重大な場合には、合わせて2万元以上20万元以下の罰金に処する。無許可経営行為により、人身の健康に対する危害、重大な安全隠匿の存在、公共の安全に対する脅威、環境・資源の破壊があった場合には、無許可経営に従事するために専門に使用した工具、設備、原材料、製品（商品）などの財産・物品を没収し、合わせて5万元以上50万元以下の罰金に処する。

無証書経営行為の処罰について、法律・法規に別段の定めがある場合は、その定めに従う。」

第15条

「本弁法に定める無証書経営行為に属することを知っていたかまたは知るべきで、かつそのために生産・経営場所、輸送、保管、貯蔵などの条件を提供した場合は、工商行政管理部門はただちに違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、合わせて2万元以下の罰金に処する。人身の健康に対する危害、重大な安全隠匿の存在、公共の安全に対する脅威、環境・資源破壊のある無証書経営行為のために生産・経営場所、輸送、保管、貯蔵などの条件を提供した場合には、合わせて5万元以上50万元以下の罰金に処する。」

第16条

「当事者が無断で封鎖、差押えを受けた財産・物品を無断で移動、交換、移転、毀損し

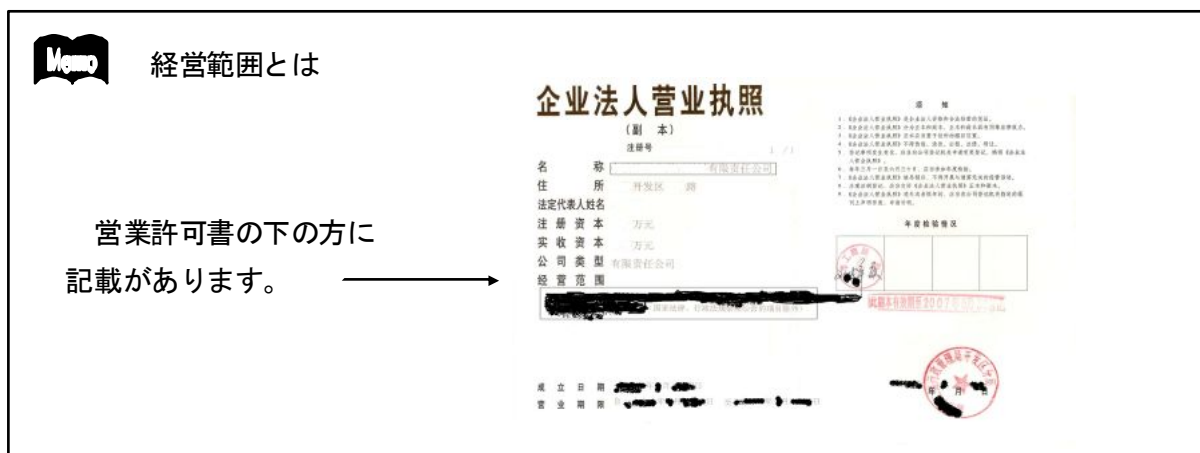
た場合は、工商行政管理部門は是正を命じ、移動、交換、移転、毀損した財産・物品の価値の 5%以上 20%以下の罰金に処する。是正を拒絶した場合には、移動、交換、移転、毀損した財産・物品の価値相当額以上 3 倍以下の罰金に処する。」

第 17 条

「許認可部門が本弁法第 4 条第 1 項第 (1) 号、第 (5) 号に定める違法行為の調査・処分を行うときは、関係する法律・法規の規定に従って処罰を行わなければならない。関係する法律・法規に違法行為の処罰についての規定がない場合には、許認可部門は本弁法第 14 条、第 15 条、第 16 条の規定に従って処罰を行う。」

(e) 『最高人民法院経済法廷の『経営範囲を逸脱しているか否かを如何に認定するかという問題について』(1990 年 9 月 10 日法経 (1990) 101 号)

(f) 『「契約法」の適用の若干の問題に関する最高人民法院の解釈 (1)』
(最高人民法院法积 (1999) 19 号 1999 年 12 月 29 日公布 同日施行)



第2章 企業経営

Q2-6. 自動販売機の取り扱いについて

問： 日本には自動販売機を至るところで見かけるのですが、中国国内ではあまり見かけません。こうしたことから自動販売機によるビジネスの実現性を調べてみたのですが、自動販売機を取り扱うライセンスが必要だと耳にしました。

また、取扱に係り税務当局や衛生部門とも交渉せねばならず、その交渉が難しく、外資企業が当該ライセンスを取得するのは非常に難しいとも聞いております。

自動販売機取扱に関する関連規定・事例などをご存知でしたらご教示頂きたく、宜しくお願ひ致します。

答： 自動販売機の設置と自動販売機を利用した商品の販売についてのご質問という前提で、分かる範囲にて以下回答申し上げます。

1. 自動販売機による商品販売会社の設立

自動販売機を利用した商品販売行為は、『外商投資商業分野管理弁法』^(a)（以下「8号令」）第3条の定める「小売業」に該当します。この業務に携わる外商投資企業を設立するためには、商務部の認可が必要となります。

2006年3月1日より商務部は、それまで持っていた許認可権限を地方政府に委譲しましたが、一部の商業形態に関しては委譲を行わず、引き続き商務部が許認可を与えることになっています。その中に、自動販売機による販売が含まれます。

上述の事情から、相手が地方政府より一級上の商務部だけに、容易には許認可をもらえないだろう、ということになるかと思われれます。

2. 自動販売機の設置

自動販売機設置は都市計画と関係があります。

例えば、蘇州市人民政府弁公室は『商業ネットワーク配置計画に関する通知』^(b)において、蘇州市約2,000平方キロの2004年－2020年の都市総合計画を定めています。この中で具体的な地区を挙げ、自動販売機の適度な設置を求めています。この他の分類としては設置制限や設置奨励がありますが、自動販売機は見る限り、適度な設置は求められても、設置奨励はされていないようです。かといって、設置制限もされていません。このことから、都市計画上、自動販売機の設置は、それなりの審査・検討を伴うことにはなるかと思われれます。

なお、おっしゃっておられるように、自動販売機で取り扱う商品によっては、衛生許可をはじめとした様々な許認可を取得する必要があるかと思われれます。

【根拠法規】

(a) 『外商投資商業分野管理弁法』

(商務部令[2004]第8号 2004年4月16日公布 2004年6月1日施行)

(b) 『商業ネットワーク配置計画に関する通知』(蘇府弁[2007]第7号 2007年1月31日公布)



「8号令」とは

8号令とは以下の法令の俗称です。

『外商投資商業分野管理弁法』

(商務部令[2004]第8号 2004年4月16日公布 2004年6月1日施行)

中国は、国際公約として、2001年12月のWTO加盟後3年以内、即ち2004年12月11日までに卸・小売など流通分野における独資商業企業(100%外資)の設立を認めることになっていましたが、当該法規により、これが実現しました。

現地販売会社設立に必要な最低資本金の大幅引き下げや、製造型企業が経営範囲に商業行為(いわゆる「仕入販売」)を含むことを容認された点は、既存進出企業を中心に高い関心を集めました。

第2章 企業経営

Q2-7. 独資企業の株主会設置について

問：『「外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行範囲」の重点条項読解』のなかで、監事または監事会については、06年1月1日以前に設立登記された会社については、変更を強制しないと（逆にいうと、06年1月1日以降の設立登記の会社には強制する）の記載があります。

ところで、公司法の中には、監事または監事会だけでなく、株主会を設置することも定められており、また、外商投資企業法（独資企業法）及び実施条例では、株主会にも董事会にも言及されていないことから、単純に考えると、06年1月1日以降に設立する独資企業には、株主会も設置しなければならないとも解釈できます。一方で、『重点条項読解』などの指導文書には、監事または監事会については言及がありますが、株主会については言及がありません。

このようななかで、株主会の設置の要否については、どのように考えていくべきでしょうか？

答：外商独資企業の場合には、株主会の設置は必要ありません。

『公司法』^(a)は「一人有限責任会社は、株主会を設置しない。」（第62条）と定めています。ここでいう一人有限責任会社とは、「1人の自然人株主或いは1つの法人株主のみの有限責任会社を指す」（第58条）であり、独資企業はこれに該当します。

また、外商合弁企業であっても、『公司法』施行（2006年1月1日）より前に設立済みの企業については、株主会を設置するかどうかはその会社の判断に任されています。

『「外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見」の重点条項読解』^(b)には、「2006年1月1日以前に設立済みの外商が投資する会社が定款を修正しなければならないかについては、公司登記機関は強制要求を行うべきではなく、会社が独自に決定することができる。」（第2条）とあり、監事会だけでなく株主会もこれに該当します。

【根拠法規】

(a) 『中華人民共和国公司法（2005年改正）』

（主席令第42号 2005年10月27日公布 2006年1月1日施行）

(b) 『「外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見」の重点条項読解』（国家工商行政管理総局外貨局 2006年9月22日公布 同日施行）

第2章 企業経営

Q2-8. 総経理は常駐でなければならないか

問： 総経理の職責は日常経営管理業務を組織、指導することである、とされておりますが、これに関して下記質問をさせていただきます。

1. 常駐である必要がありますか？
2. 常駐の定義はどのようなものでしょうか？
例えば、半年以上は公司所在国に居住しなければならないのでしょうか？
3. 関係会社の総経理を兼務できますか？
4. 日本親会社の職務を兼務できますか？

お手数ですが、それぞれの回答とその根拠法規を教えてください、御願い申し上げます。

答： 1. 総経理常駐の要否については法律上の規定はありません。従って、総経理の常駐義務はないものと考えます。

しかしながら実務上（行政機関からの各種照会や要請への対応、書類のサイン等の手続き）、管理上の観点から総経理、副総経理のどちらかが常駐もしくは近隣にすることが望ましいと思われま

2. 常駐の定義について明確な規定は存在しません。従って半年以上公司所在国に居住しなければならないといったこともありません。上記の通り、仮に総経理が常駐しない場合でも現地での業務に支障が出ないような体制を作っておくことが望ましいと思われま

また、総経理を含む高級管理職は非常駐であっても、滞在日数に応じて個人所得税が課税される点留意して下さい。

3. 中外合弁企業の場合、『中外合弁経営企業法実施条例』^(a)において総経理は、競業避止の観点から他の経済組織の総経理を兼務してはならない旨規定されています。

一方、外資企業の場合はこのような兼務禁止の明文規定はありません。別に関係会社、駐在員事務所があればその責任者を兼務することは実務上可能と思われま

但し、外資企業の総経理は、『公司法』^(b)により忠実義務及び善管義務を負うとされています。従って兼務により経営上で問題が生じた場合、上記2つの義務を履行していたかどうか問われることになる点ご注意下さい。

4. 現地法人の総経理が日本親会社の職務を兼務することを禁止する法律はなく、問題ありません。

【根拠法規】

(a) 『中外合弁経営企業法実施条例』

(1983年9月20日国務院公布、1986年1月15日、1987年12月21日国務院修正、2001年7月22日『国務院の「中華人民共和国中外合弁経営企業法実施条例」改正の決定』にもとづき改正)

第37条「総経理或いは副総経理は、その他経済組織の総経理或いは副総経理を兼任してはならず、その他経済組織の当該企業に対する商業的競争に参加してはならない。」

(b) 『公司法』(主席令第42号 2005年10月27日公布 2006年1月1日施行)

第148条「董事、監事、高級管理人員は、法律、行政法規および会社の定款を遵守し、会社に対して、忠実義務および善管義務を負わなければならない。」

【関連法規】

※ 『中国国内に住所を有さない個人が稼得する給与所得の納税義務に関する通達』

(国税発[1994]148号 1994年6月30日公布 1994年7月1日施行)

※ 『中国国内に住所を有さない個人の個人所得税計算に係る若干の具体的問題に関する通達』

(国税函発[1995]125号 1995年3月23日公布 同日施行)

第2章 企業経営

Q2-9. 外商投資商業企業の審査認可機関

問： 標記の件につきまして、2008年9月12日に、商務部より、原則として省級の商務部門によるものとする旨の通知が出ているようですが（商資函[2008]51号）、この適用範囲についてご教示ください。

当該通知により、（当該通知に例外として記載されている無店舗販売及びAVメディア、書籍の販売等を除き）およそ全ての外商投資商業企業の審査認可機関は省レベルとなった、と理解して宜しいでしょうか？

具体的には、自動車ブランドディーラーの設立・認可事項変更についても、省レベルで可となったのか、同通知と『自動車ブランド販売管理実施弁法』（2005年2月25日公布）との関係が良く分からず、悩んでおります。

答： 1. 適用範囲について

基本的にはご理解の通りです。

商資函[2008]51号＝『外商投資商業企業審査認可事項委譲に関する通知』（*1）で特段、商務部から地方への権限委譲の例外事項として挙げられている業種以外であれば、省レベルでの審査認可となります。

ただし、個別にルールづくりが定められている産業については、商資函[2008]51号よりも個別ルールを適用することになります。

2. 商資函[2008]51号と『自動車ブランド販売管理実施弁法』（*2）との関係

どちらを優先適用するのかというご質問かと思われませんが、上述の状況から、『自動車ブランド販売管理実施弁法』が優先的に適用されることとなります。

したがって、自動車ブランドディーラーの設立・認可については商務部が許認可権限を有します。（注：これについては後述の【回答後の変更】にて修正があります）

なお『自動車ブランド販売管理実施弁法』に基づく設立申請手続きについては、日本貿易振興機構（ジェトロ）のHP上に簡潔かつ分かりやすい資料がありました。ご参照下さい。

http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/law/invest_guide_10.html

3. 補足説明中古自動車流通につきましても、個別ルールである『中古車流通管理弁法』（*3）が優先され、認可機関は商務部となります。（注：これについても後述の【回答後の変更】にて修正があります）

【回答後の変更】

認可機関について、2008年12月～2009年1月に公布・施行された下記の規定を鑑みると、自動車ブランドディーラーの許認可権限も商務部から省レベルの商務部門に委譲され、認可機関は省レベルの商務部門となると思われます。

「外商投資商業企業の審査認可及び届出業務を適切に行うことに関する商務部の通知」(*4)の第1条第6項：

「外商投資商業企業審査認可事項委譲に関する通知」（商資函[2008]51号）により、外商投資商業企業の審査認可権限は既に省級商務部門に委譲した。外商投資商業企業の審査認可及び届出業務を規範化するため、ここに、関係事項について次のように通知する。

一、外商投資商業企業の審査認可について（六）自動車総ディーラー及びブランドディーラー、中古車取引市場、ディーラー企業、仲介機構、鑑定評価機構などの項目を審査する時、『自動車ブランド販売管理実施弁法』及び『中古車流通管理弁法』の規定に従い、且つ同レベルの工商部門の意見を求めなければならない。」。

上記の規定では許認可機関について明言されていませんが、当該通知は商務部が省レベルの商務部門の許認可業務を規範化するための規定であることを鑑み、自動車ブランドディーラーの設立・認可については省レベルの商務部門が『自動車ブランド販売管理実施弁法』に規定されている基準及び手順に従って審査・認可することとなると思われます。また、商務部外資司より公布された『外商投資参入許可管理ガイドライン(2008年版)』(*5)における「第一部分 外商投資商業企業審査認可ガイドライン」の「二、特殊商品販売」の「(一)自動車販売」では、省レベルの商務部門より自動車総ディーラー及びブランドディーラーに対する審査認可を行うことが明確に規定されております。

また中古自動車流通につきましても、認可機関は省レベルの商務部門となります。

【参考法規】

(*1) 『外商投資商業企業審査認可事項委譲に関する通知』

(商務部、商資函[2008]51号、2008年9月12日公布・施行)

(*2) 『自動車ブランド販売管理実施弁法』

(商務部、国家発展改革委員会、国家工商行政管理総局、2005年第10号令、2005年2月25日公布、2005年4月1日施行)

(*3) 『中古車流通管理弁法』

(商務部、公安部、工商行政管理総局、税務総局、2005年第2号令、2005年8月29日公布、2005年10月1日施行)

- (*4) 『外商投資商業企業の審査認可及び届出業務を適切に行うことに関する商務部の通知』(商務部、商資函[2008]94号、2009年1月14日公布・施行)
- (*5) 『外商投資参入許可管理ガイドライン(2008年版)』
(商務部外資司、商資服字[2008]530号、2008年12月18日公布・施行)

第2章 企業経営

Q2-10. 総経理の再任手続き

問： 中国子会社の総経理の再任手続きについて確認させて下さい。

弊社の子会社は、独資外商投資企業です。

この子会社の定款において、総経理の任期を2年と定めております。来年2月に総経理の任期が満了し、再選再任となります。この手続きは、董事会により再任決議し、議事録に残す事で完了すると認識しておりますが、この認識で問題ないでしょうか。（董事のような登記手続きは必要ないと認識しております。）

この他に手続き上、すべき事項がございましたらお教え願います。

答： 結論から申し上げますと、ご理解の通り、再任の場合には董事会での再任決議とその議事録で完了します。

まず董事会についてですが、『公司法』(*1)第50条に、
「有限責任公司は経理を置くことができ、董事会が選任或いは解任を決定する。」
とありますので、董事会での任命（再任）決議とその議事録が必要になります。

一方登記については、『公司登記管理条例』(*2)第38条に、
「公司の董事、監事、経理に異動が生じた場合は、元の公司登記機関に届出なければならない。」
とあり、総経理についても変更があった場合には届け出る必要があると思われます。

但し、本ケースにおいては再任であり人が変わらない為、届け出る手続きは必要ないと思われます。

【根拠法規】

(*1) 『公司法（2005年改正）』

（主席令第42号、2005年10月27日改正公布、2006年1月1日施行）

(*2) 『公司登記管理条例（改正）』

（国务院令第451号、2005年12月18日改正公布、2006年1月1日施行）

第2章 企業経営

Q2-11. 総経理の連帯責任

問： 当社の中国子会社では（元々国営企業との合資会社でしたが、3年前より当社の独資になっています。）、食品の製造販売をしています。

その会社の総経理は、地方での拡売のために、自身の出身地で弟に問屋をつくらせました。その問屋を通じて拡売をしようとしたのですが、資金繰りが厳しいようで入金が滞っています。その問屋には、当社の営業を通じて催促していますが、なかなか思うように回収が進みません。

このような場合、この総経理に、法律上、連帯責任を負わせるようなことはできるのでしょうか？また、他によい方法はございますか？

答： 1. 問題の会社（問屋）が「総経理の弟が設立した会社」というだけの理由では、その総経理が弟の設立した会社（問屋）の商行為に対して、連帯責任を追及することは難しいと思われる。

従って、あくまで連帯責任を追及するというのであれば、まずは道義的責任を説いて連帯して保証する旨の保証書を書かせた上で、その後で責任追及することになります。

2. 次に連帯責任ではなく、総経理そのものの責任を問うことはできないのか、考えてみました。

『公司法』（*1）第21条、第148条ならびに第149条には董事、監事、高級管理職の忠実義務と禁止事項について定めがあり、職位を利用して不法な利益を得てはならず、かつ会社に損失を与えてはならないと定められています。また同法第150条では、法令や会社定款の定め違反し、会社に損失を与えた場合には、損害賠償責任を負わなければならないと定められています。

このことから、貴社の子会社の定款ならび公司法の上記規定に照らして、この総経理の行為に違反（法）行為があり、中国子会社に損失を与えたのであれば、この総経理に賠償請求をすることができると思います。

しかし、規定が曖昧であるため、実際に同条を用いて総経理に損害賠償責任を追及することは、立証責任が中国子会社側にあることを考えますと、現実性が低いと考えます。

3. ここでひとつご提案なのですが、まず総経理に連帯責任を負わせることよりも、問題の会社から支払い遅れを解消し、支払うべきものを支払ってもらうことではないかと思われます。

したがって、上記の『公司法』の規定に基づき、この総経理には「職務を全うしてもらわなければならないことを」再認識させ、また同時に「親族として、一定の責任をもった行動をすべき」と諭すことによって、問題の会社からの取り立て（回収）を実行させるほうが現実的なのではないでしょうか。（ご質問の文面からはこうした対応されたかどうか分かりませんでしたので、このような提言をさせていただきましたこと、予めご了承ください。）

【根拠法規】

(*1) 『公司法（2005年改正）』

（主席令第42号、2005年10月27日改正公布、2006年1月1日施行）

第2章 企業経営

Q2-12. 販売会社の製造委託

問： 『外商投資商業分野管理弁法』第3条2項にある「卸売」の解釈に関連して教えてください。

販売会社（外資100%、北京在）が仕入れる製品の品質を確保するため、生産会社と製造委託契約を交わして、販売会社の希望するスペックの製品を作らせることは可能でしょうか。中国にくわしい弁護士に聞いたところ、販売会社は経営範囲に「製造」が含まれないので製造委託契約ができないと言われました。販売会社は卸売をするにあたって、製造委託契約を結ぶことは出来ないのでしょうか。弁護士の言うことが正しいとして、販売会社が製造委託を結んだ場合、なにか罰則があるのでしょうか。

これに派生して、もしも販売会社が主導で新製品を開発して、外部の生産会社に製品を作らせて販売しようとしたとき、製造委託契約が結べないとする、どのようにその製品の出所を確保すればいいのでしょうか。仕入販売契約だと、生産会社が製造に関するイニシアチブを取るように思えます。知財権で保護するのは当然として、何か有効な手立てはあるのでしょうか。

答： 本件、以下の通り報告致しますのでご参考下さい。

尚、以下では、当該販売会社には「委託加工」またはこれに類する経営範囲が入っていないという前提で回答致しております。

販売会社（『外商投資商業分野管理弁法』（*1）に基づく商業企業；以下、商業企業）がいわゆるOEM生産をすることは経営範囲との関係から認められていないため、本件は法的に見てグレーゾーンに属し、具体的なオペレーション次第では問題視される可能性があるといえます。

上記は中国に詳しい弁護士様からのコメントであり、お問合せに出てくる弁護士様と同一人物ではない限り、複数の有識者がほぼ同様の見解を示していると理解することができます。

また、経営範囲を逸脱する行為と認定された場合の罰則について言及いたしますと、これについては、まず、『外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見』（*2）の第27条にて法律の適用関係が示されており、これによれば、“『外商投資産業指導目録』（*3）の奨励類、許可類プロジェクトに該当する活動に無断で従事する場合は、公司登記機関は『公司登記管理条例』（*4）第73条の規定を適用して処罰、同『目録』の制限類、禁止類に該当する活動に無断で従事した場合は『無許可証経営調査・処理・取締弁法』（*5）を適用して処罰する”と定められています。

ここでは詳細説明は割愛しますが、いずれにせよ、軽ければ期限を定めて登記を行うよう行政指導を受ける（従わない場合は罰金）、重ければ営業許可証の没収と、その情状に従い罰則規定が

厳然と存在いたしますので注意が必要です(詳細は当ネット相談のスレッド NO. 4213 にてこの話題を取り扱っていますのでぜひご参照下さい)。

では、極力合法性を確保しつつ、目的を達成するためにはどうすればよいのか?これにつき、前述の弁護士様からの情報を踏まえ、ご紹介したいと存じますのでご参考いただければ幸いです。

◎対策案 1. 当該商業企業の経営範囲に「委託加工」またはこれに類する活動を加える。

これは最も正攻法であります、残念ながら実現性は低いといわざるを得ません。

といいますのも、過去においては非生産企業についても「委託加工」を加えることが認められていましたが、現在では、『「委託加工」は“経営範囲”ではなく、契約に基づく企業間の“協業体制の1つ”である』という見地から一般的に委託加工という経営範囲の記載を認めないことが多いといわれているようです。従って、経営範囲に「委託加工」を加えることを認められる可能性は高くないといわざるを得ないようです。また、よしんば、所轄当局が「委託加工」を“経営範囲”とみなしたとしても、これを加えることを認可されるための要件として、生産型企業に準じた資質(生産に供する場所の確保や品質管理体制の完備)が求められる可能性がありますので、このことから現実的ではないかもしれません。

◎対策案 2. 現行の経営範囲はそのままに、当該取引を商業行為の範疇とみなし(更にそう見えように工夫して)当該取引に取り組む。

冒頭の弁護士様のコメントで「グレーゾーンである」とされているのは、貴信でも意識されているように、当該取引を OEM ではなく、“単なる売買取引である”と考えることもできないわけではないからです。

ただし、“単なる売買取引である”と見え易くするためには以下のような留意すべきポイントがありますのでご注意ください。

〈留意点1〉 当該商業企業は生産者とは名乗らないこと。

一般的に OEM の場合、その発注者は生産者として名乗ることが多く、それゆえ OEM は生産行為であると解されるわけですが、当該商業企業はその経営範囲に従って単に他社が生産したものを買い入れ転売するだけという態をとる必要があるため、製品表示などにおいて生産者に名を連ねることは避ける必要があります。

また、製品の表示の問題ばかりではなく、実際の生産者との契約においても当該商業企業が生産者に準じた立場にあるととられかねないような内容は排除する必要があります。

〈留意点2〉 当該商業企業による生産活動への関与が限定的であること。

どこまでが、限定的な関与なのかについては具体的な内容を睨みながら、弁護士など有識者の力を活用しながら契約及び実際の振る舞いを規定していく必要があるかと思われます。

尚、前述の弁護士様は、北京・上海の工商局へ匿名にて確認をしてくださっており、これによれば、上記留意点を踏まえた上で実施する場合には、本件が実務上問題視される可能性は少ないという各工商局の見解が得られております。

ただし、貴信でも意識されているように、本対策案には別の側面での課題があります。

それは、当該商業企業があくまで生産者の製品を買い入れる立場である以上、契約その他で、当該製品はすべて当該商業企業が独占的に買い入れるといった、生産者の販売行為を制約する振る舞いは“禁止される独占行為”に抵触する可能性があるということです。言い換えれば、契約などに上記のような制約条件を盛り込んだとしても、いったん生産者と争いになった場合には、当該制約条件は無効と見なされる可能性が存在するという事です。

従いまして、当該スキーム(事実上、生産を他者に託し、できた製品を独占的に買い上げた後転売する)を実施する際には、生産を託す先への信頼がある程度存在すること(例えば、当該生産者がグループ企業である等)が前提となるということがいえるかと存じます。

◎対策案 3. OEM 委託者と製品を買い上げ転売する者を分ける。

下記に示す<フロー>のように外国企業である当該商業企業の親会社を OEM の発注者とし、OEM の受注者が生産した製品をこれが買い上げ、その上で当該商業企業に転売するというやり方です。

<フロー>

- ①外国企業 A 社(商業企業 B 社の親会社)が中国の生産者 C 社に OEM 発注
- ②C 社は製品を A 社向け輸出
- ③B 社は A 社から当該製品を輸入し市場へ供給

つまり、上記は OEM 取引と売買契約を当事者をかえることにより明確に 2 分した上、更に(相対的に)中国法規の制約を受けず、当該商業企業にとって最も信頼に足る在外の親会社を OEM 取引の主体者とする案です。しかしながら、この案にも以下のようなデメリットとリスクが存在しております。

<デメリット 1>

商流に加わる者(親会社)が増え、かつ輸出入を経る必要があるため、この分の物流や税金といったコストが増加する。輸出入に伴う物流コストについては保税物流園区などを活用した輸出入の擬制を行うことによって大きくショートカットする余地はあるが、製品再輸入に伴う関税や諸税については必要なコストとして確実にかかってくる。従って、本対策案実施にあたっては、当該製品にどれくらい中間コストをかけることができるかの吟味が必要になってくる。

<デメリット 2>

本案では親子間取引が介在することとなるので、親子(当該親会社と商業企業)間の利益配分について移転価格税制に照らした適切な準備も必要となってくる。

<リスク>

当該対策案は、理論上確かに成立するが、実際に係争となった場合には、『反独占法』(*6)の域外適用(中国の市場に影響を与える外国との取引についても適用するという)問題とも関係して、結局はスキーム全体を見て問題視される可能性がある。従って、本質的に対策案 2 における課題を解決するものではなく、やはり係争にならないことが前提となってくる。

以上、対策案とそれぞれの留意点などを申し上げましたが、実現可能性が低かったり、一定のリスクがあったりと、現実に照らしてメリットとリスクを選択しながら進めざるを得ないというのが、本件の目下の結論になってしまうかかと思われます。

こうすれば大丈夫という方法を示せず、誠に残念ですが、ご判断に際し、その一助となれば幸いです。

【根拠法規】

(*1) 『外商投資商業分野管理弁法』

(商務部令 2004年第8号、2004年4月16日公布、2004年6月1日施行)

(*2) 『外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見』

(国家工商行政管理総局、商務部、税関総書、国家外為管理局、工商外企字 2006年第81号、2004年4月24日公布・施行)

(*3) 『外商投資産業指導目録(2007年改正)』

(国家發展改革委員会、商務部令第57号、2007年10月31日改正公布、2007年12月1日施行)

(*4) 『公司登記管理条例(改正)』

(国务院令第451号、2005年12月18日改正公布、2006年1月1日施行)

(*5) 『無許可証經營調査・処理・取締弁法』

(国务院令第370号、2003年1月6日公布、2003年3月1日施行)

(*6) 『反独占法』(主席令第68号、2007年8月30日公布、2008年8月1日施行)

第2章 企業経営

Q2-13. 生産型企業における販売、保守サービス経営範囲追加時の制限

問： 生産型企業が、自社及び他社製品の販売経営範囲追加に加えて、自社及び他社製品の保守サービス経営範囲追加することの制限についての質問です。

法規根拠である『外商投資非商業企業の販売経営範囲追加の関連問題に関する通知』（商務部第9号 2005年4月）を確認したところ、付属文書1の表欄外の注「注：生産型企業が経営範囲の変更後も引き続き生産型企業である場合、その販売営業収入は、一般に企業の総売上高の30%を超えない。非生産型企業に転換する場合は販売営業収入は制限を行わない。」との記載がありますが、

1. 比率30%基準となる販売営業売上に、関連製品に対する保守サービス売上(*1)が含まれるか。
(*1：故障した製品の復旧、保守用部品の修理、関連製品に関する取扱・保守員教育、等)
2. 1項で含まれない場合、販売営業売上と保守サービス売上の総額が会社総売上に占める割合の規定はあるか。
3. 販売営業売上が30%を超えた場合に、生産型企業として優遇税制が受けられなくなると理解しているが、それ以外の事業継続する上での影響を知りたい。また、保守サービス売上の制限枠がある場合、同様にその枠を超えた場合の影響を知りたい。

答： まず、ご質問中の『外商投資非商業企業の販売経営範囲追加の関連問題に関する通知』（*1）にある「30%基準」ですが、その意味するところは、「仕入販売営業収入が総売上額の30%を上回った場合は非生産型企業、30%を下回った場合は生産型企業とみなす」と捉えられます。

これについてはその後、商務部が2005年9月に発表した『外商投資商業（仕入れ・販売）企業の手引き』（*2）にて、「既存の生産型外商投資企業が経営範囲に商品の流通販売を追加し、その減免税の計算期間中に生産型経営収入が全営業収入の50%を超えた場合、当該年度については相応の減免税待遇を受けることができる。」のように言い換えられています。

そもそも、税務を管轄する国家税総務局が1994年に公布していた『外国投資家投資企業が生産型及び非生産型業務を兼営している場合にはどのように税収優遇措置を享受するのかという問題に関する通知』（*3）では、「兼営型外国投資家投資企業は、その生産型経営収入が全部の業務収入の50%を超えている年度においては、申請を提出し、主管税務機関の承認を得た後に、当該年度の相応する減免税待遇措置を享受することができる」と定められており、これと上述の「30%基準」とは整合性がありませんでした。『手引き』の発行に際しそれが修正され、税制優遇の要件が「生産型収入50%超」という基準に統一されたと考えて良いものと思われま

以上をふまえて、ご質問の1～3について、お答えします。

1. 「販売営業売上」の内容を明確に定義した法規等はありません。保守サービスがこれに含まれるかどうかについては、(a)仕入販売した他社製品に関するもの、(b)自社製造製品に関するもの、に分けて考えるべきものと思います。

(a)については『外商投資商業分野管理弁法』(*4)の中で、商業企業の業務として、商品の小売・卸売および「その他関連する付属業務」という記載があります。また当機構が2004年7月に開催した外資政策セミナーにおいて、商務部外国投資管理司の胡景岩司長(当時)が「この付属業務にはアフターサービスも含まれる」とコメントしていますので、「販売営業売上」に入るものとして良いでしょう。

一方、(b)については、同弁法の施行以前より外商投資企業の経営範囲として認められており、生産業務の付属業務として、販売営業売上ではなく「生産型売上」の範疇と考えられます。

2. 「販売営業売上と保守サービス売上の総額」の割合に関する規定は、ありません。

3. 事業継続上の影響は、特段ないものと考えます。また、生産型企业としての優遇税制(二免三減等)についても、2008年1月1日より施行の『企業所得税法』(*5)にて廃止となっており(優遇適用中の企業に対する経過措置はありますが)、そうした意味で「生産型」「非生産型」を区分けするこの基準は、意義が薄れているものと言えるでしょう。

【根拠法規】

(*1) 『外商投資非商業企業の販売経営範囲追加の関連問題に関する通知』

(商務部、商資函〔2005〕第9号、2005年4月2日公布)

(*2) 『外商投資商業(仕入れ・販売)企業の手引き』(商務部、2005年9月1日公布)

(*3) 『外国投資家投資企業が生産型及び非生産型業務を兼営している場合にはどのように税収優遇措置を享受するのかという問題に関する通知』

(国家税務総局、国税発〔1994〕209号、1994年9月19日公布、1994年1月1日施行)


(*4) 『外商投資商業分野管理弁法』

(商務部令〔2004〕第8号、2004年4月16日公布、2004年6月1日施行)

(*5) 『企業所得税法』(主席令第63号、2007年3月16日公布、2008年1月1日施行)

経営範囲の記載場所は

営業許可書の下の方に記載があります。 →→→→



第2章 企業経営

Q2-14. 董事会の議事録保存年限

問： 董事会の議事録についてお伺いします。

保存年限は法律上定められていますか？定められている場合は、どの法令かご教示ください。
もし定められていない場合は、一般的にどのように対応しておられるのか、お分かりの範囲で
ご教示をお願いします。

答： 1. 董事会議事録の保管期間について、法令規定は特に見当たりませんでした。

2. 一般的な対応として、以下をご紹介します。

(1) 「保管期間表」において会社として定める

『外商投資企業档案管理暫定施行規定』(*1)第6条第2項は董事会の作成した文書資料が档案(利用・保存価値を有する各種の文書資料)に属すると定めており、更に、第10条では「外商投資企業は、档案の実際価値及び国の関係規定に基づき、档案の保管期間表を作成しなければならない。档案の保管期間は、永久、長期及び短期の三種に分ける。長期にわたり調査利用し、研究する価値を有するものは、永久保存とする。特定の期間内に調査利用する価値を有するものは、長期保存又は短期保存とする。二種の保管期間に係わる档案の保管期間は、長きに従う。」と規定されています。それらの規定によると、外商投資企業は档案の保管期間表を作成する義務があり、当該保管期間表の中で董事会議事録の利用価値などに基づきその保管期間を決めることとなります。

(2) 定款もしくは関連規定において会社として定める。

①経営(会社存続の)期間

- ・法令検索を行いますと、中外合弁企業の定款雛形が存在しました。こちらには合弁期間の間と記載されておりました。
- ・実際の合弁企業の定款で、「合弁期間の間、保管する」と定めたものを見ることがあります

②10年を下回らない期間

上場企業については、中国証券監督管理委員会が『上市公司章程指引(上場会社定款手引き)』という雛形を公表していますが、この中で「10年を下回らないこと」(第122条)と定めております。

(3) その都度の董事会決議に基づいて定める。

(4) 議事内容の有効期限（実施完了時期）を保管期間とする。

【根拠法規】

(*1) 『外商投資企業档案管理暫定施行規定』

（対外貿易経済合作部、国家経済貿易委員会、国家档案局、档发字[1994]23号、1994年12月29日公布・施行）

第2章 企業経営

Q2-15. 常駐代表機構の会計担当者

問： 常駐代表機構で会計・出納を担当するスタッフは国家の会計資格が必ず必要でしょうか。もし必要であれば、その資格の正式な名称と、根拠となる法令の名前を教えてください。また、その必要な人数も合わせご教示願います。

常駐代表機構の会計担当者の場合、常駐代表機構は本来営業活動不可であるため、いわゆる「財務会計業務」には当たらず、国家の会計資格を有する者でなくても問題無い、という解釈は可能でしょうか。

答： 1. 財務会計担当者に関する一般的な規定等

財務会計担当者の配置につきましては『会計法』（*1）に規定されています。

『会計法』の第38条には“会計業務に従事する人員は必ず会計業務従事資格証書を取得しなければならない”と規定されています。この資格は「会計従業資格」と呼ばれています。

「会計従業資格」に関する詳細な概要については『会計従業資格管理弁法』（*2）に規定されています。

続きまして配置する人数についてですが、『会計法』第37条では“出納人員は照合、会計档案保管ならびに収入、支出費用及び債権債務科目の登記業務を兼任してはならない”とされ、これらの財務会計業務を実施している機構につきましては、2名以上の有資格者で会計業務を行うことが義務付けられています。

会計記帳等の業務に関しては会計代理記帳業務に従事する他の機構にアウトソーシングすることも可能ですが、企業が税務登記を行う際には「会計従業資格」以上の資格を保有する職員を登録する必要がある為、最低でも「会計従業資格」の資格保有者1名を配置する必要があります。

2. 常駐代表機構の実際の状況

常駐代表機構でも会計報告義務はあり、税務局がその真実性について中国の登録会計士の監査を求めることも現実にあります。しかしながら「会計業務従業資格」保有者を置く義務までは課せられていないようです。

本件につきましては法律上規定されているものではなく、税務局、財政局の指導によるものと思われまます。

【根拠法規】

(*1) 『会計法』

(1985年1月21日第6期全国人民代表大会常務委員会第9回會議採択 1993年12月29日第8期全国人民代表大会常務委員会第5回會議改正 1999年10月31日9期全国人民代表大会常務委員会第12回會議改正 同日公布 2000年7月1日施行)

(*2) 『會計業務從事資格管理弁法』

(財政部令第26号 2005年1月22日 公布 同年3月1日施行)



常駐代表機構

外国企業の中国における駐在員事務所を、常駐代表機構と呼びます。

その目的は本社のために業務連絡、市場調査、その他補助的業務を行うことであり、営業活動を行うことは禁じられています。

また、スタッフを直接雇用することもできないこととなっており、人材派遣会社からの派遣が必須となっています。

第2章 企業経営

Q2-16. 設備投資に関する優遇措置

問： 1. 中国に規定された奨励プロジェクトに対して増資を行えば、優遇政策として免税枠を取得できると思いますが、
2. 複写機及び複合機は、奨励プロジェクト範囲外となるのでしょうか？
3. そうした場合、複写機及び複合機に関する設備投資を行っても免税枠の取得は出来ないのでしょうか？

答： 1. その通りですが、「増資完了後にその増資分につき新たに申請し、奨励プロジェクトとして認可されること」が前提です。

また2009年1月1日以降、輸入設備の増値税免税政策が変更となりました(*1)ので、「増値税」につきましては免税がなくなり課税されることとなりました。(一方で、1月1日以降に取得した固定資産の増値税の仕入れ税額は、新たに売上げ税額から控除可能となりました。)なお「関税」につきましては、免税制度が継続しています。

2. 複写機及び複合機が奨励プロジェクトの範囲かどうかということですが、最新の『外商投資産業指導目録(2007年版)』(*2)の【二十一 通信設備、コンピュータおよびその他電子設備製造業】の12.には、「大型用紙(紙幅900mm以上)の高解像度カラープリンタ設備、解像度が2400dpiおよびそれ以上の高解像度カラープリンタヘッド、大型用紙(紙幅900mm以上)の高精細カラーコピー設備の製造」と規定されています。

したがって、上記の条件を満たした複写機及び複合機が依然として奨励プロジェクトの範囲内であると思われます。

3. 上記の1.及び2.によると、御社複写機及び複合機は上記2.の条件を満たした場合、奨励プロジェクトの範囲内と認められ、増資により増資分で新たに「関税」の免税枠を取得することができると思われます。

まとめますと、当該複写機及び複合機が一定の条件を達した場合、現在の奨励プロジェクト内に属し、「増資分」は奨励プロジェクトと認められ、設備の免税枠(関税)を取得できると思われます。

【根拠法規】

(*1)『増値税暫定条例』

(2008年改正 国务院令代538号 2008年11月10日公布 2009年1月1日施行)

(*2) 『外商投資産業指導目録（2007年改正）』

（国家發展改革委員会、商務部令第57号、2007年10月31日改正公布、2007年12月1日施行）

第3章 通関・物流

第3章 通関・物流

Q3-1. 外高橋保税區について

問： 弊社は中国に保税貨物を扱う商業企業を設立したいと考えており、進出するのに適した場所を探しております。上海にある保税地域とその特徴について教えてください。

答： 現在中国で保税貨物を扱える税関特殊監督地域としては主に、保税區、輸出加工區、保税物流園區、保税港區、総合保税區、保税物流中心などがあります。その中で上海にあるのは保税區（外高橋）、保税物流園區（外高橋）、輸出加工區（青浦、金橋、閔行、松江、漕河涇、嘉定など）、保税港區（洋山港）になります。

保税物流園區は、保税區内ないしは隣接した地域に作られた特殊監督管理地域です。園区内で認められる業務は以下の通りに制限され、小売、加工製造などの業務は禁止されています。

- (1) 輸出入貨物、及び保税貨物の保管
- (2) 保管貨物に対する、流通の為の簡単加工（梱包、アソート等を指す）
- (3) 輸出入貿易
- (4) 国際調達、代理販売・配送
- (5) 中継貿易
- (6) 検品、補修
- (7) 展示
- (8) 税関の許可を得たその他の業務

加工や生産企業の設立が可能な「保税區」とは、その機能と目的が異なります。

また、保税區が関税上は「海外」、税法上では増値税の扱いは「国内」となるのに対し、物流園區は関税上も税法上も「海外」であることが特徴です。

このために保税區では国外に輸出した後に増値税が還付されますが、物流園區は関税上も税法上も「海外」であるため、物流園區に搬入した段階で輸出とみなし、増値税が還付されます。

輸出加工區は、経済開発区内に作られた加工貿易を集中管理し、高度化、効率化する目的で作られたエリアで、設立できるのは加工企業だけです。

保税港區は一言で言えば加工のできる物流園區ということになりますが、洋山港は地理的に遠いこと、港が日本からの航路から外れていること、コストが高いことなどから日系企業が進出する例は少ないようです。

(参考)

各保税エリアの特徴、活用事例などにつきましては、当機構で調査しました内容を「投資環境に関する調査報告書：保税エリアについて」にまとめておりますので合わせてご一読いただければ幸いです。

第3章 通関・物流

Q3-2. 保税區貿易会社の購買行為

問： 1. 外高橋保税區貿易会社（技術サポートも含む）が、原価低減を目的として日本本社から輸入している完成品の中のいくつかの部品を中国国内で購入の上、当該貿易会社で組み立てを行い、完成品とすることは、経営範囲上できないと思うのですが、この理解で正しいでしょうか。

2. もし購買行為が可能である場合、日本本社から輸入する半完成品と完成品とで関税率が異なるのでしょうか。（製品はFAレーザー加工機です）

答： 1. 結論から申し上げますと、質問にあるような生産・加工業務が経営範囲に含まれていないのであれば、そのような業務を行なうことは難しいと思われます。

また、貿易企業が生産・加工業務を経営範囲へ追加するためには、その企業が生産・加工業務を行なうにふさわしい条件を備えているかについて、投資認可機関から改めて審査を受けることが必要となります。

具体的には、F/Sの審査の後、生産・加工を行う場所、設備、品質管理体制、資本金等について準備を整える必要があり、新たに生産型現地法人を設立するのと同等の基準を満たすことが求められます。

なお、有識者に確認いたしましたところ、外高橋保税區においては、貿易業務と生産・加工業務の兼業の認可を得ることは、保税區外に比べると難しくはないようです。具体的な条件については、保税區管理委員会にご確認下さい。

2. 関税率は、貿易対象品目のHSコードごとに定められており、半製品と完成品のHSコードが異なる場合には、関税率が異なることもありえます。また、HSコードは細分化されているため、半製品もその完成度合いによって判断が異なります。

『中華人民共和国税関の輸出入貨物商品分類管理規定』(*1)の第五条の中に、「輸出入貨物の商品分類は、荷受荷送人或いはその代理人が税関へ申告した際の貨物の実際の状態に照らして確定する。」とあり、HSコードの確定は輸出入を管轄する税関の判断に委ねられ、保税區であれば、保税區税関で輸入通関を行う際に、税関が貨物の状態によって適用する関税率を判断します。

したがって、製品の状態が変わる場合には、管轄（実際に輸出入通関を行う）税関にHSコードを確認する必要があります。

なお、確認にあたっては、事前商品分類制度（【MEMO】参照）があるため、ご活用されることをお勧めします。

【根拠法規】

(*1) 『中華人民共和國税関の輸出入貨物商品分類管理規定』

(税関総署 第158号令 2007年3月2日發布、2007年5月1日施行)

Memo

事前商品分類制度

事前分類管理部門により企業が輸出入しようとする商品に対して、事前に分類審査をすること。税関が、商品分類正確性の向上と通関速度の向上という2つの目的の矛盾を解消するために設けた制度で、貨物が実際に輸出入される前に、申請人が規定の書面により必要な資料やサンプルと共に申請し、事前分類決定を行っておくもの。機構HPにて制度について紹介したものがありますので、以下をご参照下さい。

<http://www.jcipo.org/news/2008/shohinbunrui.pdf>

(税関総署が答える「事前商品分類に起因する行政再審議関連問題」)

第 4 章 貿易(加工貿易含む)

第4章 貿易

Q4-1. 中国にある子会社への設備貸与について

問：親会社（日本）が中国にある100%の子会社（設立済み）に対して成形機と金型を貸与したいと考えています。その時に親会社が所有権をキープしたままで貸与できるでしょうか。

答：リース契約を締結すれば、親会社の子会社に設備をリース（貸与）することは可能です。その場合、設備の売却ではなくリースになりますので、設備の所有権は貸し手（親会社）に残ります。

但し、一部機械設備（特に中古設備）には輸入制限、禁止の対象となっているものがあるのでご注意ください。（『機電製品輸入管理弁法』^(a)）

なお、リースにはファイナンスリース（貸与された設備を固定資産として計上し、リース期間満了時に所有権移転するリース）とオペレーティングリース（リース料相当分を費用計上するのみで資産計上しないリース）とがあり、必要な手続きや、かかる税金が変わります。

（ファイナンスリースとオペレーティングリースの違いについては『企業会計準則』^(b)（個別第21号リース取引）に記載されています。）

<リース契約に伴う外貨管理手続きについて>

国外の機構が提供するファイナンスリースは、『外債統計監測実施細則』^(c)で外債登記手続きが義務付けられています。オペレーティングリースでは外債登記は不要です。

また、リース契約に基づいてリース代金を外貨送金する時に、リース取引の真実性について、所轄の外貨管理局による事前審査を受けておくことが必要となります。

<リース料にかかる税金について>

リースした側に対して以下の税金が発生します。

ファイナンスリースの場合、リース料支払い時にリース料のうちの金利相当分に対して、営業税（5%）と企業所得税（10%*）が中国にて源泉徴収されます。

オペレーティングリースの場合、リース料全額が課税対象となり、これに対して営業税（5%）、企業所得税（10%*）が中国にて源泉課税されます。（『営業税暫行条例』^(d)）

*本来の税率は『企業所得税法』^(e)第4条に基づき20%ですが、『企業所得税法实施条例』^(f)第91条、また『日中租税条約』^(g)第11条に基づき10%に軽減されています。

<設備の輸入税（関税・増値税）について>

輸入時にリース料総額に応じた輸入税（関税、増値税）がかかります。仮に無償貸与とした場合でも、以下に述べる加工貿易を除いては設備の評価額を基準にした輸入税がかかり、その上、設備の無償貸与が贈与と見做され日本で課税される可能性もあるのでご注意ください。

加工貿易の無償貸与制度を活用する場合には、関税・増値税共に免税となります。その為の条件は、①無償貸与設備で製造する製品は全量輸出をし、かつ②加工貿易契約期間中、当該企業の製品の70%以上を輸出することになります。（『加工貿易輸入設備関連問題に関する通知』^(h)）

ただ、2009年1月1日以降に改正された『増値税暫定施行条例』⁽ⁱ⁾の施行により、加工貿易を含む全ての輸入設備に関する増値税免税制度が廃止されることに留意する必要があります。

【根拠法規】

- (a) 『機電製品輸入管理弁法』（質検総局令[2008]第7号 2008年4月7日公布 2008年5月1日施行）
- (b) 『企業会計準則』（財政部[2006]第33号 2006年2月15日公布 2007年1月1日施行）
- (c) 『外債統計監測実施細則』（国家外貨管理局 匯政発字[1997]6号 1997年9月24日公布 1998年1月1日施行）
- (d) 『營業税暫行条例』（国务院令[2008]第540号 2008年11月10日公布 2009年1月1日施行）
- (e) 『企業所得税法』（主席令第63号 2007年3月16日公布 2008年1月1日施行）
- (f) 『企業所得税法実施条例』（国务院令第512号 2007年12月6日公布 2008年1月1日施行）
- (g) 『所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定』（1983年9月6日調印 1984年6月26日発効）
- (h) 『加工貿易輸入設備関連問題に関する通知』（外経貿政発[1998]第383号 1998年公布 施行）
- (i) 『増値税暫定施行条例』（国务院令第538号 公布 2008年11月10日改正・公布 2009年1月1日施行）

第4章 貿易

Q4-2. 中国からの委託加工

問： 以下のスキームにおいて、中国の輸出入の際にかかる関税・増値税について教えてください。

《前提》

- ・ A社は自販機等の製造会社。フィリピンのフリートレードゾーンに現地法人 Ap を持つ。
- ・ 同業 B社の深圳現地法人 Bs は、大手メーカーの中国国内向け製品の製造を行っているが、フル稼働状況。
- ・ Bs（深圳）より Ap（フィリピン）への外注の依頼あり。

《スキーム》

- ① Bsより Apへ、一部加工済の鋼材を無償支給
- ② Apは中国より輸入した鋼材を加工
- ③ 加工後の半製品を中国へ再輸出（最終製品は中国国内販売）
- ④ Bsより Apへ加工賃支払

なお、Apはフリートレードゾーンに設立された会社で、フィリピンでは関税・VAT等課税されません。

来料加工の真逆のスキームですが、中国からの輸出、中国への輸入にかかる関税・増値税等はどうなるのでしょうか。

答： ご質問にあるスキームは、フィリピンの加工業者からみれば、保税加工に違いないと思います。一方で、部品の供給元であり、製品の需要家である中国側からみれば、一般貿易の形態と変わりありません。つまり、中国側では一般貿易と同じように、関税・増値税は取り扱われるはずですが、ただし中国とフィリピンの中にこれに関して条約など特殊な決め事を締結している場合は、この限りではありません。

因みに、中国ビジネスに携わる方が通常「加工貿易」と呼んでいるビジネススキームを思い出していただければ、ご理解いただけるものと思います。

なお現在（注：回答時点）、中国からの鋼材の輸出については輸出関税が課されていますのでご注意ください。

第4章 貿易

Q4-3. 輸入設備について

問： 弊社の 100%子会社で上海に籍を置く研究開発センターについて、増資にて設備輸入を行いたいと思っております。この際、外資奨励措置としての輸入設備の免税が総投資額の範囲内で可能と思っておりますが、先日上海の当局で問い合わせをしたところ、できないと言われてきました。これに関して以下二点教えてください。

1. 外資奨励措置の「外国投資研究開発プロジェクト」に該当するものと思っておりますが、このあたりの審査でも何か厳しい制限があるのでしょうか。
2. また、国産設備と輸入設備につきまして、免税枠は別々に使用できますか、それとも合算した金額で計算すべきでしょうか。

答： 1. 輸入設備の免税措置の審査について

輸入設備の免税措置を受ける為には以下の三つの条件があります。

- (1) 『外商投資産業指導目録』^(a) の奨励類に該当すること
- (2) 投資総額内で輸入される自社使用の設備であること
- (3) 『国家投資プロジェクトにおいて免税と認められない商品目録』^(b) に掲載された商品ではないこと

また増資の際には増資分の F/S に基づいて『外商投資産業指導目録』の奨励類に該当するかどうかの認定を受ける必要があります。

「研究開発センター」自体は下記のように、『外商投資産業指導目録』の奨励類に入っていますが、今回の増資は何らかの理由で奨励類と見做されていないのかもしれませんが。(『外商投資産業指導目録』 奨励類八 13. 研究開発センター)

また、昔に比べて奨励類プロジェクト認可審査は厳格になっているようです。

税関総署から各地の税関に奨励類プロジェクト認可審査の厳格化を求める指導をしており、上海などではそれを踏まえて、「現地法人の経営範囲はすべて奨励類プロジェクトでなくてはならない」との見解でいるようなので、それも影響しているかもしれません。或いは輸入しようとしている設備が『国家投資プロジェクトにおいて免税と認められない商品目録』に該当している可能性もあります。

更に、2008年11月10日に改正・公布された『増値税暫定施行条例』^(c)によれば、従来における外商投資企業の輸入設備の増値税に関する免税制度が廃止されることとなります。当該条例は2009年1月1日に施行されますが、当局は実務上において既に輸入設備の免税に対する制限を開始したのではないかとも思われます。

2. 国産設備と輸入設備の免税枠は別々に使用できるか。

国産設備の増値税還付制度は、輸入設備と合算した金額で計算します。

以下の法規をご覧ください。

『「外国投資企業の購入する国産設備に対する税額還付管理試行弁法」の公布に関する通達』^(d)
第5条

(前略) 税額還付投資総額の査定は以下の計算式に基づく。

税額還付総額の査定額 = 各投資者の現金投資総額 - すでに免税で輸入した設備総額

ただし、ここでも、新しい『増値税暫定施行条例』の施行により、従来の外商投資企業が中国国産設備を購入する場合の増値税還付制度も廃止されますので、留意する必要があります。

【根拠法規】

(a) 『外商投資産業指導目録』

(商務部令 [2007] 第 57 号 2007 年 10 月 31 日公布 2007 年 12 月 1 日施行)

(b) 『国家投資プロジェクトにおいて免税と認められない商品目録』

(財政部公告 [2007] 第 2 号 2007 年 1 月 22 日公布 2007 年 3 月 1 日施行)

(c) 『増値税暫定施行条例』

(國務院令 第 538 号公布 2008 年 11 月 10 日改正・公布 2009 年 1 月 1 日施行)

(d) 『「外国投資企業の購入する国産設備に対する税額還付管理試行弁法」の公布に関する通達』

(国税発 [1999] 171 号 1999 年 9 月 20 日公布 1999 年 9 月 1 日施行)

第4章 貿易

Q4-4. 日本への商品返品時における関税・増値税の取扱い

問： 独資貿易会社である弊社は、日本本社で製造した金属製品を、中国に輸入して人民元販売しております。輸入は一般貿易で、通関の際に関税・増値税を支払っております。

今回、品質問題が発生し、下記2つの問題が発生しております。

1. 当社にて在庫している商品に不良品が発見され、日本本社へ返品し、再加工する必要が出た。再加工後は、良品として、再び中国へ輸入したい。その際、保税扱いにて商品を移動・通関させたい。
2. 当社より中国得意先に販売した商品に不良品が発生された。再加工しても良品にならないため、商品の処分と、日本本社への赤伝票を発行したい。

1. 2. のケース共に、輸入通関時に支払った関税・増値税の扱いが重要ですが、周囲の企業・もしくは通関業者に相談したところ、おおむね、次の回答しか得られませんでした。

1 の場合：返品時の輸出通関許可（保税扱い）が困難、また、再加工後の再輸入通関時に、保税・免税扱いは、実質不可能。

2 の場合：関税・増値税の還付は、実質不可能。

当社と同様のケースに直面された方は大変多くいらっしゃると思いますが、どのように対応されていらっしゃいますでしょうか。アドバイス、よろしくお願いいたします。

答： 1. 不良品を一旦日本へ返送し再度中国へ輸入する場合

法律の規定と実際の運用に分けてご説明します。まず法律的には関税・輸入増値税の免税措置を受けることは可能です。輸入済みの貨物の返送に関する手続については『税関輸出入貨物徴税管理弁法』^(a)の中で規定されておりますので、本件に関連する条文を以下に挙げさせていただきます。

第29条

「対価なくして弁済のため充当される貨物を輸入する場合には、輸入関税及び輸入段階税関代理徴収税を徴収しない。

前項における「対価なくして弁済のため充当される貨物」とは、輸出入貨物につき税関において通関が許可された後に、毀損、不足、品質不良又は規格不適合の原因により輸出入貨物の荷送人、運送人又は保険会社が無償で補償し、又は交換する、原貨物と同一の、又は契約の規定に適合する貨物をいう。」

第 30 条

「納税義務者は、原輸出入契約所定のクレーム期間内で、かつ、原貨物輸出入の日から 3 年以内に、税関に対し対価なくして弁済のため充当される貨物の輸出入手続きを申告しなければならない。」

第 33 条

「納税義務者が輸出入を申告する対価なくして弁済のため充当される貨物が返還運送・出国され、又は返還運送・入国される原貨物と完全には同一ではなく、又は契約の規定と完全には適合しない場合には、税関に対し理由を説明しなければならない。(以下省略)」

第 58 条

「品質又は規格上の原因により輸入貨物について輸入通関許可の日から 1 年以内に原状で返品し再運送・出国させる場合には、納税義務者は輸出申告手続きをする際に、規定に従い関係する書類・証書及び証明文書を提出しなければならない。税関の確認を経た後に、再運送・出国される原輸入貨物については、輸出関税を徴収しない。」

次に運用についてですが、物流に携わっている有識者等に確認致しました。実際の運用に際しては、税関の存在する地域により地域差があるようです。

例えば上海・深圳などの税関は、上記に記載した法律の規定通り対応してくれているようです。この場合、不良品を中国から輸出通関する時点で税関に相談し申請を行っておけば、再度中国に持込む際に免税で輸入することが可能となります。輸出通関の際に手続きを行わず、再輸入する段になって申請を行おうとしても認められるのは難しいとのことですので、この点ご注意ください。輸入時に納めた関税及び増値税を還付してもらうことはどの地域においても難しいようです。

一方で、地域によっては法的に規定されているにも関わらず、関税・増値税の免税措置に対応してくれないところも実際にあるようです。

手続きを行う際は、現地法人管轄の税関に事前にご相談されることをお勧めします。

また一般論として、税関から低い格付け（C 類及び D 類など）を付けられている企業は手続きがスムーズに行かないケースもあるようです。

尚、申告手続きを行う際の必要書類につきましては『税関輸出入貨物徴税管理弁法』第 31 条に規定されています。

2. 不良品を中国で処分する場合

本件につきましても有識者に確認しました。商品がすでに中国国内に入っており、中国国内で処分されることを勘案すると、残念ながら関税及び増値税ともに還付を受けることはできません。

【根拠法規】

(a) 『税関輸出入貨物徴税管理弁法』

(税関総署令 [2004] 第 124 号 2005 年 1 月 4 日発布 2005 年 3 月 1 日施行)

第4章 貿易

Q4-5. 中古機電製品の輸入について

問： 中古機器の輸入の際の『機電製品管理弁法』と『輸入中古機電製品検閲監督管理弁法』の扱いについて教えてください。検閲局の許可をもって機電製品の輸入許可申請になるのでしょうか。

答： お問合せの中で挙げられている弁法とは次の法規を指していると理解し以下の通り回答します。

- ・『機電製品輸入管理弁法』
(商務部 税関総署 質検総局令 2008年 第7号 2008年 5月 1日施行)
(以下、7号令)
- ・『輸入中古機電製品検閲監督管理弁法』(質検総局令第37号 2003年 5月 1日施行)
(以下、37号令)

1. 7号令と37号令それぞれの管理対象範囲

7号令と37号令は、その管理する対象範囲が異なります。

具体的には7号令は、「機電製品を中国へ輸入する行為に適用する」(7号令第三条)のに対し、37号令は「国が輸入を許可し、中国国内において販売、使用する中古機電製品の検査及び監督管理に適用する」(37号令第二条)ものです。

2. 7号令と37号令それぞれのポイント

7号令と37号令における、本件に係るポイントを端的に表現すると以下の通りになるかと存じます。

まず、7号令とは、『輸入制限機電製品目録』に記載された製品(=重点中古機電製品)を輸入しようとする者に『輸入許可証』の申請・取得を、『輸入自動許可機電製品目録』に記載された製品を輸入しようとする者には『輸入自動許可証』の申請・取得を義務付けたものです。一方、37号令では、検査対象貨物(輸入しようとする中古機電製品)についての積出前予備検査及び着荷検査の内容などを規定しています。

3. 中古機電製品輸入の手続フロー

さて、ご質問の主旨は中古機電製品輸入の際の手続フロー(特にその冒頭部分)であるかと理解致しましたが、実は7号令及び37号令を見ただけでは当該フローを理解することはできません。そのためには、併せて以下の規定、公告を参照する必要があります。

- ・『輸入中古機電製品検査監督手続規定』
(質検総局令 第 53 号 2003 年 8 月 18 日公布 2003 年 10 月 1 日施行)
(以下、53 号令)
- ・『国家質量監督検査検疫総局公告』(2003 年第 40 号 2003 年 4 月 24 日)
(以下、40 号公告)

では、以下にごく簡単にではありますが、上記の法規、規定、公告からまとめた当該手続フローについて記載致します。宜しくご参考頂けますようお願い申し上げます。

尚、7 号令、37 号令の他、53 号令、40 号公告も当機構「データライブラリー」に掲載されております。併せてご参照いただければ幸いです。

<中古機電製品輸入の手続フロー概略>

①輸入中古機電製品の荷受人或いはその代理人(以下、輸入者)は、輸入契約締結前に所定の記録資料を持参し国家質検総局或いは所在地の直属検査検疫局(以下、検査部門)に対し届出の審査を申請。

②上記①の審査に合格した後、

i) 輸入証明文書の申請取得(=「輸入許可証」或いは「輸入自動許可証」)が必要な場合

1) 輸入者は検査部門にその旨申し出て「輸入中古機電製品届出予定業務連絡表」(※)(以下、「連絡表」)を交付してもらう。

2) 輸入者は、「連絡表」を以って商務部門に輸入証明文書の取得を申請する。

具体的には「輸入許可証」は地方・部門機電製品輸出入弁公室経由で商務部へ、「輸入自動許可証」は地方・部門機電製品輸出入弁公室へ申請する。

3) 商務部門は当該輸入証明文書を輸入者へ交付すると決めると、その旨記載した「連絡表」を出してくれる。輸入者は輸入証明文書を取得し、かつ、輸入契約又は合意が発効した後当該中古機電着荷 90 日前迄に、検査部門に対し、当該輸出証明文書を持参して届出手続を行う。

ii) 当該中古機電が輸入証明文書の申請取得を要さない場合

直接届出にとどめる。

(※)「輸入中古機電製品届出予定業務連絡表」とは、検査部門と商務部門の業務申し送り状のようなもの。製品が輸入証明文書を必要とする領域のものである場合に、商務部門へ当該輸入証明文書を申請・取得するために必要となる。

③検査部門は 5 営業日以内に当該中古機電製品が積出前予備検査の必要有無を確定し通知

④積出検査実施(必要な場合)

⑤輸入検査実施(輸入証明文書を必要とする製品は、同文書を到着港の港検査検疫機構に提出)

⑥通関

⑦着荷検査実施(当該中古機電が使用地に到着した6業務日以内に使用地の検査検疫機構に申請)

以上です。

第4章 貿易

Q4-6. 『重大技術装備完成機械の輸入免税政策の調整に関して』について

問： 『重大技術装備完成機械の輸入免税政策の調整に関して』 (*1)についてお伺いします。

この法律は現時点（2008年10月16日現在）で運用開始済み（2008.9.15～）と理解してよいのでしょうか。

また、増値税については引き続き免税で関税だけが課税になるということを意味していますか。NC工作機械、プレス、成形機となると影響度が大きいように思います。

答： 『重大技術装備完成機械の輸入免税政策の調整に関して』に関する施行の状況について、税関総署公告2008年第29号（大型、精密、NC設備関係の規定）(*2)に絡めて、以下の2点に絞って回答をさせていただきます。

1. 奨励類の外商投資及び加工貿易

(1) 事業の批准日と減免手続き日が異なると対応が異なります。（[2008] 29号第5条・第6条）

輸入設備税収政策を調整する 通知で輸入税収優遇を享受 できる事業の批准日	2008/5/1前		2008/5/1後	
	2008/11/1前	2008/11/1後	2008/11/1前	2008/11/1後
確認書を税関で税の 減免手続きをした日 (且つ税関が受理 することが条件)				
関税	免税	課税	課税	課税
増値税	免税	免税 (※)	免税	免税 (※)

(※) 増値税の免税は後日廃止。【回答後の変更】参照。

(2) 外商投資企業が自己資金で輸入する場合、2008年9月15日以降の減免審査・批准手続きの申請は一律受理しないことになっています。（[2008] 64号第4条）

2. [2008] 29号公告で挙げられている、加工貿易企業が委託者（外国企業）から無償提供される設備について、関税・増値税は以下のような取り扱いになります。（[2008] 64号第5条第2項）

	2008/9/15前	2008/9/15後
関税	免税	課税
増値税	免税 (※)	免税 (※)

(※) 増値税の免税は後日廃止。【回答後の変更】参照。

【根拠法規】

(*1) 『重大技術装備完成機械の輸入免税政策の調整に関して』

（税関総署公告 [2008] 64号 2008年9月2日公布 2008年9月15日施行）

(*2) 税関総署公告 2008年第29号(2008年4月28日公布 2008年1月1日施行)

【回答後の変更】

増値税については、『増値税暫定条例』(*3)の施行により、により、免税の取り扱いがなくなりました。

(*3) 『中華人民共和国増値税暫定条例（2008年改正）』

（1993年12月13日中華人民共和国国务院令第134号発布 2008年11月5日国务院第34次常务会议改正採択 国务院令 第538号 2008年11月10日公布 2009年1月1日施行）

第4章 貿易

Q4-7. 64号公告と43号公告

問： 2008年10月に、税関総署64号公告『重大技術装備完成機械の輸入免税政策の調整に関して』について質問しました。

その後、2008年末に出された財政部・税関総署・国家税務総局43号公告では、増値税課税、関税については奨励類は免税継続、来料は09年6月までは免税となっており、上記64号と相反するような気がします。64号は打ち消された内容になったのでしょうか。

答： 1. 64号公告(*1)と43号公告(*2)は相反しないと思います。

と申しますのも、64号と43号に関連性はありません。

それぞれの公告でその適用の対象を特定しており、それらが重複しないためです。

2. 64号公告は重大技術装備に関して定めたものであり、また64号に定められた条件を満たさなければなりません。

その対象貨物は多岐にわたっており、下記の公告にリストアップされています。

・紡績機械関係 [2007] 36号 (2007年7月17日公布 2007年1月1日施行)

URL : <http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab3889/module1188/info73063.htm>

・炭鋳関係 [2008] 9号 (2008年2月14日公布 2008年1月1日施行)

URL : <http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab3889/module1188/info98291.htm>

・土木・建設機械関係 [2008] 10号 (2008年2月14日公布 2008年1月1日施行)

URL : <http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab3889/module1188/info98293.htm>

・農業機械関係 [2008] 15号 (2008年3月4日公布 2008年1月1日施行)

URL : <http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab3889/module1188/info103947.htm>

・鋳物輸送機械 [2008] 24号 (2008年4月11日公布 2008年1月1日施行)

URL : <http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab3889/module1188/info107081.htm>

・大型、精密、NC設備関係 [2008] 29号 (2008年4月28日公布 2008年1月1日施行)

URL : <http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab3889/module1188/info109957.htm>

・風力発電関係 [2008] 30号 (2008年4月30日公布 2008年1月1日施行)

URL : <http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab3889/module1188/info109959.htm>

なお、64号公告では増値税が免税とされていますが、これについては『増値税暫定条例』(*3)の施行により、免税の取り扱いがなくなりました。

3. 43号公告は、条文中で具体的に対象を明確に特定しています。

例えば、その第1条では「『国務院 輸入設備税収政策の調整に関する通知』（国発[1997]37号）における国家が発展を奨励する国内投資・外商投資輸入自家用設備、外国政府借款・国際金融 組織借款プロジェクトで輸入する設備、加工貿易の外商提供無償輸入設備及び契約により上述の設備と共に輸入した技術・部品・付属品」を適用対象としています。

【根拠法規】

(*1) 『重大技術装備完成機械の輸入免税政策の調整に関して』

(税関総署公告 [2008] 64号 2008年9月2日公布 2008年9月15日施行)

(*2) 『財政部・税関総署・国家税務総局公告 2008年第43号』（2008年12月25日）

(*3) 『中華人民共和国増値税暫定条例（2008年改正）』

(1993年12月13日中華人民共和国国務院令第134号発布 2008年11月5日国務院第34次常務会議改正採択 国務院令 第538号 2008年11月10日公布 2009年1月1日施行)

第4章 貿易

Q4-8. 中国における増値税の輸出還付方法

問： 生産型企業が輸出取引を行う場合、増値税は『免除控除還付』方式により計算されると理解しています。

この税務当局への申請実務に関する質問ですが

1. いつまでに(期限)
2. どこへ(当局名)
3. どのような申請書類を提出して申請するのか 又
4. 還付金が発生した場合(=売上増値税から控除しきれない場合)どのような還付手順で(=銀行振込?)で何時までに還付が実施されるのか?

以上4項目に関してご教授願います。

答： お問合せの件につきましては、『生産企業輸出貨物“免除・控除・還付”税額管理操作規定(試行)』(*1)(以下『規定』)、『「対外貿易法」の貫徹、輸出の税額還付(免除)方法の調整に関する通知』(*2)(以下『通知』)、『輸出貨物の税額還付(免除)管理に関する問題についての通達』(*3)(以下『通達』)及び『輸出貨物税額還付(免除)管理弁法(試行)』(*4)(以下『弁法』)に記載がございます。

これに従いご説明します。

<認定手続き>(『弁法』第5条及び『通知』第1条より)

まず対外貿易経営者である生産企業は、『対外貿易法』及び『対外貿易経営者届出登記弁法』の規定に従って届出登記をした後、30日以内に企業の登記所在地の管轄国税局に税還付の認定手続きを行います。

対外貿易経営者である生産企業は輸出税金還付の認定手続きを行う時に、「輸出貨物税金還付(免除)認定表」を記入し、下記の資料を提出します。

- 「対外貿易経営者届出登記表」(届出登記専用の印鑑押印済み)
- 営業許可証
- 税務登記証
- 銀行基本口座番号
- 税関輸出入企業コード
- その他の資料

また、輸出経営資格を持たない生産企業が自社生産貨物（自社生産貨物と見なすものを含む。）を委託輸出する場合には、代理輸出合意書締結の日から 30 日以内に関係資料を添えて、「輸出貨物税金還付（免除）認定表」を記入し、企業の登記所在地の管轄国税局に輸出税金還付の認定手続きを行います。

1. 申告期限について

還付の申告期限は毎月 15 日まで（祝日と重なる場合は順延）です。
（『規定』第 3 条 2 項より）

<申告手続き>（『規定』第 3 条 1 項より）

生産企業は貨物を通関、輸出し、かつ規定に従い輸出売上処理を行った後、増値税の法定納税申告期限内に主管国税機関へ増値税納税及び免税・控除申告を行い、増値税の法定納税申告の完了後、毎月 15 日までに（祝日と重なる場合は順延）再度主管国税機関へ税額の「免除・控除・還付」申告手続きを行います。

貨物を通関輸出した日（『輸出貨物通関申告書（輸出税金還付専用）』上に明記された輸出日を基準とする）から 90 日以内との規定もあります。
（『通達』第 3 条より）

2. 申告先について

納税申告は企業の登記所在地の管轄国税局の課税部門に、還付の申請は税額還付部門に対し行います。

3. 申請書類について

輸出貨物税額還付（免除）電子申告システムによって電子申告データを作成し、かつ以下の必要書類のハードコピーを提出し、輸出による増値税還付の手続きを行います。
（『通達』第 1 条より）

<申請書類>

- ①輸出インボイス
- ②増値税専用領収書（増値税発票）（税額控除綴り）
- ③輸出貨物通関申告書（輸出税金還付専用）
- ④輸出外貨回収照合証（輸出税金還付専用）、中長期外貨清算（決算）証明
- ⑤代理輸出貨物証明書（外国貿易企業に代理輸出を委託した場合）
- ⑥国税期間が提出を要求するその他の証憑税収納付領収書（税金還付専用）

※申請書類の注意・補足

②増値税発票（税額控除綴り）

- ・押印が揃っており、書き直されていないこと。
- ・増値税領収書（増値税発票）の主な内容に整合性があること。
 - 発行日
 - 数量
 - 金額
 - 税率
 - その他

③輸出通関申告書

- ・税関の検査済押印があること。
- ・輸出税還付専用の字句のある原物であること。
- ・書類上の以下の主な内容に整合性があり、還付申請書類と一致していること。
 - 税関番号
 - 輸出者の税関コード
 - 輸出通関日
 - 商品番号
 - HSコード
 - 輸出量
 - FOB 価格
 - その他

④輸出外貨回収照合証

- ・以下が輸出貨物通関申告書と整合性がとれていること
 - 発行日
 - 数量
 - 金額
 - 税率等

⑤代理貨物輸出証明書

生産性企業が外国貿易企業に代理輸出を委託した時に、貿易企業は税務当局から発行された代理輸出貨物証明書を生産性企業に提出する。これを生産性企業の輸出還付を主管する税務当局に提出することで輸出還付が認められる。

4. 還付期限

税務部門で審査された後、還付が決まれば納税専用口座に振り込まれます。

輸出税還付について税務当局は企業分類管理を行っています。輸出企業を A, B, C, D の四類に分類し、それぞれ異なる還付手続きを行っています。

A, B 類は管理手続きを簡素化、C, D 類に対しては厳格な審査が求められています。

還付実施までの平均期間は 3 ヶ月程度とのことですが、個別具体的には、税務局による企業に対する信用度に応じて早ければ 10 日、遅ければ 5 ヶ月かかるといった例もあるそうです。従って、早期の還付実施を実現するためには納税ルールを遵守し税務局の信用を得ることが大切です。

【根拠法規】

(*1) 『生産企業輸出貨物“免除・控除・還付”税額管理操作規定（試行）』

(国税発 [2002] 11 号 2002 年 2 月 6 日公布、施行)

(*2) 『「対外貿易法」の貫徹、輸出の税額還付（免除）方法の調整に関する通知』

(国税函 [2004] 955 号 2004 年 7 月 21 日公布 同年 7 月 1 日施行)

(*3) 『輸出貨物の税額還付（免除）管理に関する問題についての通達』

(国税発 [2004] 64 号 2004 年 5 月 31 日公布、2004 年 6 月 1 日施行)

(*4) 『輸出貨物税額還付（免除）管理弁法（試行）』

(国税発 [2005] 51 号 2005 年 3 月 16 日公布、2005 年 5 月 1 日施行)



増値税の輸出還付制度

輸出入経営資格を有する企業が貨物を輸出する場合において、

①輸出売上については、その売上に係る増値税を免税とする。

②その輸出製品を生産するために仕入れた原材料や部品にかかる仕入増値税を、国内売上増値税から控除、控除しきれない場合は還付する。

という制度です。

輸出に係る増値税の還付率は、その製品によって異なっており、また政府が政策的に還付率を上下させて輸出を促進／抑制することも行われているようです。

(参考)

増値税納付(還付)税額

=国内売上税額-仕入税額+(輸出 FOB 価格-免税原材料価格)×(課税率-還付率)

第4章 貿易

Q4-9. クレーム部品の増値税還付

問： 既に過去ログにて、一旦中国国内に輸入した部品がクレーム部品であった場合、輸入時にはらった関税及び増値税については還付不可能との記載は見させていただきました。その上で本内容について以下確認させてください。

1. 還付不可能についてですが、法律上不可能ということですか？
それとも、実質不可能ということなのでしょうか？
2. 特に増値税については、売り上げ時に受領する増値税と輸入時に支払う増値税を相殺して、最終的に納付するのであれば、実質損失はない、還付されたと同様と思われそうですが、このような考え方は適切ではないのでしょうか？

というのも当方は現地生産会社との間でクレーム部品はマネタリークレームで精算しておりますが、その際現地会社からは CIF 価格とは別に、関税、VAT も請求されており、これが適切な処理なのかどうか確認したいと思っております。

答： 1. 輸入通関済みの貨物に品質上の瑕疵などによりクレームが発生した場合、納付済みの関税、増値税のうち、係る部分は還付されるのか？という問題としてお答えします。

『税関輸出入貨物徴税管理弁法』(*1)第 65 条に「輸出入貨物が損害、品質不良、規格の不一致の原因があった場合、第 64 条の規定以外の貨物の（重量・数量）不足の状況により、輸出入貨物の出荷人、輸送請負人又は保険会社が相応の貨物代金の賠償を行った場合、納税義務人は納税の日より 1 ヶ年以内に税関に賠償部分に相応する税額の返還を申請できる」という規定があります。

この点について物流関係の有識者からも、この規定により基本的には還付可能と考えられるとのコメントをいただきました。

ただし、同有識者から実務面での留意事項として以下のような説明もありましたので、補足いたします。

- (1) 実際には、商品によって異なりますが、工業製品などのケースでは代替品(差替品)を提供するが多い。つまり買い手のクレームレターや売り手が代替品を送るなどの契約

書に基づき、先ず、クレーム品を輸出（返品）し、代替品が輸入される際の関税・増値税をフリーとする方法が一般的です。

(2) 今回の様に金銭によるクレーム処理の場合、必ずしも全ての税関でスムーズに税の返還がなされるのか等、判断の難しい面がありますが、やはりある程度の日数は要するものと思われる。

(3) またクレーム品とは言っても、その商品がその後どのように処理されるのか（廃棄なのか転売なのか）などの具体的な条件によって、輸入貨物に関するクレームで、納付した関税・増値税の返還が認められるのかなども変わるものと思われる。通常であれば、全額返還を受けるにあたって、当該クレーム品を破棄するなどの処理が必要だと思われる。

(4) ご覧になられたログで紹介されている根拠法規は、ご質問にある返品（積戻し）にあたっての「関税の還付」を認めた規定ではありません。貨物にクレーム事由があり、貨物の差し替えを行った場合に、一定の条件を満たし且つ所定の手続きを行い、税関の許可を得れば、差し替え貨物を免税で再輸入することを認める規定です。

2. 増値税納付額は売上税額から仕入税額を控除後の金額です（還付ではありません）。この点から、クレーム品に関する増値税納付額については、おっしゃるように「実質、損失はない」ということができ、クレーム金額に算入しないのが一般的です。

しかしながら明確なルールを確認することはできません。

なおクレーム解決の実務では、交渉とビジネス上の判断次第という点は否めません。

【根拠法規】

(*1) 『税関輸出入貨物徴税管理弁法』

(税関総署令第124号 2005年1月4日発布 2005年3月1日施行)

第 5 章 外貨・資金管理

第5章 外貨・資金管理

Q5-1. 委託貸付

問： 中国では企業間貸付は、金融機関を介すときのみ認められるということを知りました。弊社でも、中国での貸出総量規制が強化されている中で、中国企業 A 社の余剰資金を、中国企業 B 社に、金融機関を介して貸付を行いたいと考えておりますが、中国現地法人の会計担当は、企業間貸付は金融機関を介さなくても可能であると言っています（現地会計担当によると、銀行に質問すれば銀行を介すようにアドバイスするに決まっている、と言っています）。

そこで、企業間貸付の際、金融機関の介在が必要である旨規定する根拠法を教えてください。また、もし金融機関を介さない企業間貸付が違法な場合、違反に対しどのような罰則があるのか教えてください。

答： 本件、金融業に携わる有識者の方より頂いた情報を元に以下回答致します。

1. 金融機関を介さない企業間貸借は従前通り『貸付通則』^(a) に抵触する違法行為です。また違反に対しては罰則規定があります。

2. 委託貸付の根拠法規は『貸付通則』等です。

(1) 『貸付通則』には、それぞれ委託貸付の法的定義が示されています。

(2) 『貸付通則』の記載を例にとれば、以下のように理解することができます。

「委託貸付とは、〈中略〉委託人が資金を提供し、委託人が確定する貸出相手・用途・金額上限・用途・利率など対価に基づき、貸出人（受託人）により、その資金使用を監督され、回収に協力される貸出のこと」（第7条）であり、「貸出人は、中国人民銀行が貸出業務取り扱いを認可し、中国人民銀行が交付する《金融機構法人許可証》あるいは《金融機構営業許可証》を有し、かつ工商行政管理部门の認可登記を経た者でなければならない。」（第21条）

3. 参考情報

(1) 有識者によりますと、企業間貸借を合法ならしめる他、委託貸付の妙味は次の通りです。

① 委託貸付は、規制金利の制約を受けないため、資金提供企業は、預金金利より高い金利を享受でき、資金借受企業は規制金利より低いコストで資金調達ができます。

② 銀行にとっても「オフバランス取引」となり、貸出総量規制に抵触しません。

③ グループ間で委託貸付を利用することにより連結決算を行う際、グループ有利子負債の増加を抑えることが出来るといわれています。（実際の取扱いについては公認会計士と相談することをお勧めいたします）

- (2) 委託貸付業務は、日系大手銀行でも対応している他、地場の商業銀行クラスでも対応が可能とのことです。

【根拠法規】

(a) 『貸付通則』(中国人民銀行 1996年6月28日公布 同年8月1日施行)

第61条

「(前略) 企業相互間においては、国の規定に違反し、貸借または形態を変えた貸借融資業務を取り扱ってはならない。」

第73条

「(前略) 中国人民銀行が貸出当事者に対し規定違反収入に従い相当額以上ないし5倍以下の罰金を科し、かつ、中国人民銀行がこれを取り締まる。」



委託貸付について

中国では企業間同士の直接貸付行為はできません。このような状況下、企業間貸借の目的を達成できる合法的な方式として委託貸付という制度が存在しています。その仕組みは以下の通りです。

1. 余剰資金を有している委託者が銀行に対し、貸付を行う資金を預け入れます。
2. 銀行はその資金を背景に委託者が貸付先として選定した借入人へ資金を融資します。(委託者・銀行・借入人の三社間の契約となります。)
3. 金利条件は A 社及び B 社の間で任意に取り決められるものであり、銀行は委託者と借入人間の資金移動と期日管理の代行を行い、委託貸付の手数料を受け入れます。

このスキームでは仲介する銀行はリスクを持たず、単に仲介するのみですので、債権債務に関するあらゆるリスクは委託者及び借入人が持たなければならない点注意が必要です。

第5章 外貨・資金管理

Q5-2. 人民元口座の開設について

問： 中国で、日本にある親会社名義で口座（RMB）を開くことは可能でしょうか。このあたりの制限は未だ厳しいのでしょうか。

- 答：** 1. 外国企業は中国国内で人民元口座を開設することは未だ不可能です。
2. 理由：『人民元銀行決済口座管理規則』^(a) では、外国企業が人民元口座を開設できると定めていません。また、開設のためには、営業許可書など現地の証明書類が必要となりますが、外国企業はこれらを持っておりません。
3. なお、外国企業は一定の条件を満たす前提下、次の口座を開設することは可能です。
- (1) 専用預金口座
- 『人民元銀行決済口座管理規則』第 20 条に基づき、適格外国機関投資家（QFII）が中国国内で証券投資に従事するために以下の人民元口座を開設することは可能です。
- ① 人民元特殊口座：外貨管理部門の承認書の提出が必要
- ② 人民元決済口座：証券管理部門による「証券投資業務許可証」の提出が必要
- (2) 専用外貨口座
- 『外国企業の直接投資に関わる外貨管理を改善する問題についての通知』^(b) に「1. 外国投資者は中国国内に外商投資企業を未設立であるが、中国国内において直接投資に従事、或いは直接投資関連の活動に従事している場合には、投資プロジェクト所在地の外為局へ申請を行うことができ、当該投資者の名義で外国投資者専用外貨口座を開設することができる」と定められています。
- ① 投資資金用口座（用途：工事請負、採掘、ベンチャー投資）
- ② 買収資金用口座（用途：外資系企業設立前の土地取得など）
- ③ 費用支出用口座（用途：外資系企業設立準備のための諸費用）
- ④ 保証金用口座（用途：契約履行のための保証資金）

【根拠法規】

(a) 『人民元銀行決済口座管理規則』

（人民銀行令[2003]第 5 号 2003 年 4 月 10 日公布 2003 年 9 月 1 日施行）

(b) 『外国企業の直接投資に関わる外貨管理を改善する問題についての通知』

（国家外為管理局 匯發[2003]30 号 2003 年 3 月 3 日公布 2003 年 4 月 1 日施行）

第5章 外貨・資金管理

Q5-3. 外貨、人民元の持ち出し

問：中国域内で就労する日本人が所有する外貨、人民元の国外への持ち出し（携帯、送金）について、それぞれどのような制限がありますか。

答：1. 外貨・人民元现金の携帯持ち出しについて

(1) 外貨の場合

① 出国時（15日以内に複数回の出入国がない場合）

(i) 入国時に税関申告した場合（5千米ドル相当以上の現金持込）

最も近い入国時に申告した外貨現金金額以内での外貨持ち出しについては規制がありません。また、出国時の外貨携帯金額が入国時の申告金額を超える場合は下記の通りとなります。

- ・超過金額が5千米ドル相当以内の場合は、特に規制がありません。
- ・超過金額が5千米ドル相当超～1万ドル相当以内の場合は、銀行で発行した「携帯外貨出国許可証」(*1)が必要となります。
- ・超過金額が1万米ドルを超える場合は、外貨管理局にて発行した「携帯外貨出国許可証」が必要となります。

(ii) 入国の際、携帯外貨を税務申告していない場合、持ち出しの金額により下記の通りとなります

- ・5千米ドル相当以内の持ち出しの場合は、特に規制がありません
- ・5千米ドル相当超～1万ドル相当以内の場合は、銀行で発行した「携帯外貨出国許可証」が必要となります。
- ・1万米ドル相当を超える場合は、外貨管理局にて発行した「携帯外貨出国許可証」が必要となります。

② 出国時（15日以内に複数回の出入国がある場合）

(i) 入国時に税関申告した場合

最も近い入国時に申告した外貨現金金額以内での外貨持ち出しについては規制がありません。出国時の外貨携帯金額が入国時の申告金額を超える場合は下記の通りとなります。

- ・1日の内に複数回入出国する場合、2回目以降出国時の現金携帯超過分は500米ドル相当以下であれば規制はありません。(1回目の出国時は5千米ドル相当以内)
- ・15日以内に複数回入出国する場合、2回目以降出国時の現金携帯超過分は1千米ドル相当以下であれば規制はありません。(15日以内の最初の出国時は5千米ドル相当以内)

(ii) 入国の際、携帯外貨を申告していない場合

- ・ 1 日の内に複数回入出国する場合は、2 回目以降出国時の現金携帯は 500 米ドル相当以下であれば規制はありません。(1 回目の出国時は 5 千米ドル相当以内)
- ・ 15 日以内に複数回入出国する場合は、2 回目以降出国時の現金携帯は 1 千米ドル相当以下であれば規制はありません。(15 日以内の最初の出国時は 5 千米ドル相当以内)

以上の内容につきましては『外貨現金携帯出入国管理暫定弁法』^(a) の発布に関する通知で詳細に規定されています。

(2) 人民元の場合

中国人民銀行より 2004 年 11 月 29 日付『人民銀行公告』^(b) が発布され、現在中国人個人及び外国人個人の人民元現金の携帯出国における金額の限度は 20 千元となっています。

2. 送金について

(1) 根拠法規について

個人の外貨管理は、『個人外貨管理弁法』^(c) 及び『個人外貨管理弁法実施細則』^(d) に規定されています。『個人外貨管理弁法』では取引の主体により「国内個人」と「国外個人」に区分されておりますが、同法第 37 条で「国外個人」とは「旅券、香港マカオ住民の内地往来通行证、台湾住民の大陸往来通行证を保有する外国公民」と規定されております。従って中国に駐在する日本人職員（現地法人の職員など）、出張者は「国外個人」に該当します。

(2) 海外仕向送金（個人の海外仕向送金については『個人外貨管理弁法』第 14 条及び『個人外貨管理弁法実施細則』第 15 条に規定されています。）

① 外貨貯蓄口座からの送金

預金口座にある外貨での仕向送金は本人確認書類に基づき銀行が取り扱う（海外送金の金額には制限がありません）

② 外貨現金による送金

1 日の累計で 1 万米ドル相当額以下の場合は本人確認書類に基づき、銀行がとり行うと規定されています。1 日累計で 1 万米ドル相当額を超える場合は本人確認書類に加え、税関が押印した「中華人民共和国税関入国旅客貨物物品申告書」及び、本人の預金のある銀行での外貨現金引出証憑にもとづき銀行が取り扱うと規定されています。

③ その他

国外から送金された外貨で未使用の部分は、本人の身分証明書類にもとづき、銀行は、元のルートでの戻し送金を扱うことが出来ると規定されています。

補足：個人であっても貨物輸出入に従事する個人の対外貿易経営者はその貿易に係る外国為替資金の収支は、対外貿易経営権を有する法人の扱いと同様になります。

(*) 携帯外貨出国許可証：本許可証は外貨預金のある銀行または外貨を購入した銀行所

在地の外貨管理局で発行の申請をします。この許可証の有効期限は、発効日より 30 日であり、期間内に 1 度のみ使用が可能となっています。

【根拠法規】

(a) 『外貨現金携帯出入国管理暫定弁法』の発布に関する通知

(国家外為管理局 税関総署 匯発[2003]102号 2003年8月28日発布 2003年9月1日施行)

(b) 『中国人民銀行公告』

(中国人民銀行令[2004]18号 2004年11月29日発布 2005年1月1日施行)

(c) 『個人外貨管理弁法』

(中国人民銀行令[2006]3号 2006年12月25日発布 2007年2月1日施行)

(d) 『個人外貨管理弁法実施細則』の発布に関する通知

(国家外為管理局 匯発[2007]1号 2007年1月5日発布 2007年2月1日施行)

第5章 外貨・資金管理

Q5-4. 中国から台湾への送金

問： 台湾企業から中国企業へ人を派遣するに際し、中国企業から台湾企業へ台湾企業負担分の給与に相当するコンサルタントフィー的なものを送金したいと考えています。

1. 2002年以降、段階的に台中間の金融取引の規制緩和が行われていると聞きますが、こうした一般貿易以外の役務に対する支払は、台湾側での認可事項であると聞いています。このような認識で間違いありませんでしょうか。
一方、中国側では1回当たりの送金が5万ドル以下か以上かによって認可の要否が判断されると聞きますが、コンサルタントフィー送金の場合もこの基準で判断されるのでしょうか？
2. 中国から台湾への送金は一般的には香港など第3国の企業を経由して行うことが多いのでしょうか。（万一の台中関係悪化を懸念するなど）このあたりのご事情がお分かりでしたら教えてください。
3. 台湾へ人民元建てで送金することは可能ですか。USドル等人民元以外の通貨を使用する必要がある場合、契約書の中で定義する指導料を売上高（RMB）の〇%、または定額で〇RMBとしても、送金時に相当する金額にてUSドル等の通貨に換金され、送金されるということによろしいでしょうか。

答： 1. まず中国大陸での規制としては、一般的に技術指導料、技術ノウハウ料を含むサービス貿易の外貨での対外支払いに対しては、当局許可は不要です。銀行で確認書類(*1)を提出すれば行えます。台湾への送金も可能です。

台湾側の規制については有識者に確認したところでは、個人で米ドル50万ドル、企業で米ドル100万ドルを超える受け取りは、送金目的を示すエビデンスが必要で、外貨を台湾ドルに交換する際に技術料であれば台湾ドル50万元を超えるときは、事後の申告書が必要とのことでした。

2. 中国から台湾への送金手続きは、現在は香港など第3国を経由する必要は必ずしもありません。中国大陸と台湾の両方に支店がある邦銀や欧米銀行と台湾に支店を持たない中国系銀行では、資金到着までの時間に違いがあることもあります。お取引銀行に事前に確認することをお勧めします。
3. 台湾への送金は人民元と台湾ドルを除く通貨（通常は米ドル）であれば送金は可能です。技術指導料の契約を人民元で規定することには特に問題ありません。その場合、送金時のレートで両替されて送金されることになると思われます。

(*1) 技術指導料、技術ノウハウ料送金時の確認書類について

銀行での確認書類は国外の法人宛は5万米ドル以下、個人宛5千米ドル以下であれば契

約書或いはインボイスで足り、それ以上であれば①書面による確認申請、②契約書、③インボイス、④対外貿易経済主管部門が発行する「技術輸入許可証」または「技術輸入契約登記証」、⑤「技術導入契約データ表」、⑥税務証憑などが必要となります。『經常項目外貨管理政策の調整に関する通知』^(a)、『人民元転、外貨転、外貨支払管理規定』^(b)

なお、6 地域（天津、上海、江蘇、四川、福建、湖南）においては税金の事前納付が必要なくなり、その代わりに管轄区内の主管国家税務機関に「国内機構サービス貿易対外支払税務届出書」による事前届出が必要となっています。その際に税務署から「届出証」をもらうのでそれを⑥税務証憑の代わりに提出することになります。

（この点につきましては以下に解説がございますのでご参照下さい）

<http://www.jcipo.org/news/2008/service.pdf>

【根拠法規】

(a) 『經常項目外貨管理政策の調整に関する通知』

（国家外貨管理局 匯發[2006]19号 2006年4月13日公布 2006年5月1日施行）

(b) 『人民元転、外貨転、外貨支払管理規定』

（中国人民銀行令[1996]1号 1996年6月20日公布 1996年7月1日施行）

第5章 外貨・資金管理

Q5-5. 対外債務登記管理

問： 弊社は、弊社出資の在中合弁会社（A 社）へ部材を輸出しております。決済条件を L/C at sight から T/T 送金（日本港出荷の B/L Date 後、40～60 日後）へ変更しようとしていた矢先、『企業の貨物貿易取引下での対外債務登記管理実行の関連問題に関する通知』^(a)（以下、「通知」）が公布され、7 月 14 日より施行されることになりました。この「通知」に関し以下 3 点質問させていただきます。

1. 上記のような決済条件（B/L Date 後 40～60 日後の T/T 送金）は、「通知」の対象になるのでしょうか？（90 日以上との記述もありますが、中国側輸入者にとっての「後払い」であれば、全てが対象のようにも読み取れます。
2. 「通知」が対象としているのは、送金決済のみであり、L/C や D/P, D/A 等の取引は対象ではないのでしょうか？
3. A 社のような中外合弁企業は、通知の対象外であり、通知の内容を遵守しなくても良いと考えてよいのでしょうか？

答： 1. ご質問にある決済は前払いではなく、且つ 90 日を超える延払いでもない為、「通知」の対象となりません。

ここでいう、「前払い」と「90 日を超える延払い」ですが、「通知」の第 1 条によれば次のような状況を指します。

- (1) 「前払い」：中国側の輸出で、以下の①、②のいずれかの状況にある場合
 - ① 契約で約定した代金回収日が契約で約定した輸入日より早い
 - ② 実際の代金回収日が実際の輸入通関日より早い
 - (2) 「延払い」：中国側の輸入で、以下の①、②のいずれかの状況にある場合
 - ① 契約で約定した代金支払日が契約で約定した輸入日より 90 日を超える場合
 - ② 実際の代金支払日が実際の輸入通関日より 90 日を超える場合
2. 送金決済のみが「通知」の対象ではありません。D/P、D/A 決済も対象となりますが、L/C 決済はこの対象ではありません。この点については「企業の貨物貿易取引下での対外債務登記管理実行の関連問題への回答（第三期）」の Q&A #18 においても解説がなされております。また当機構 HP「最新ニュース」にこの和訳を掲載しておりますので参照ください。
3. 中外合弁企業も「通知」の対象となります。

「企業の貨物貿易取引下での対外債務登記管理実行の関連問題への回答（第一期）」の Q&A #19 でも「国内に登記された企業が、一般貿易、加工貿易、及び中継貿易や保税貨物貿易などの特殊な方式の貿易に従事して前受け代金或いは延べ払いが発生する場合、企業の登記地が特殊経済区域であろうとなかろうと、貨物が通関しようとしなかろうと、輸出収入

がネットワーク検査にかかろうとかかるまいと、全て貿易取引下での対外債務登記を行わなければならない」と説明しており、中国国内に登録された全ての企業が対象となります。

【根拠法規】

(a) 『企業の貨物貿易取引下での対外債務登記管理実行の関連問題に関する通知』

(国家外為管理局 匯発[2008]30号 2008年7月2日発布 2008年7月14日施行)



L/C D/P D/Aについて

L/C (信用状) 決済

信用状とは、商品輸入者の取引銀行が代金の受取人である輸出者に対し、輸出者が信用状の条件通りに書類を作成・提示することを条件に商品代金の支払いを輸入者に代わり約束する保証状のことを言う。異国の業者との貿易取引において商品代金回収の可否は輸出企業にとって大きなリスクとなります。従って、取引の中に信用力のある銀行を介在させることによりこのリスクを取り除くことが可能となります。

D/P D/A 決済

一方、貿易取引において D/P D/A は信用状がない手形のことを指します。これらの方法では輸出者にとって銀行の支払い保証がつかないため信用状取引に比べより高いリスクが伴います。そのため、この方法は主として信用リスクの低い取引（例：親子間の取引、貿易保険付保を条件としてとり行われる取引など）で利用されることが多いようです。

D/P 決済は、支払人が手形の支払を行うと同時に船積書類を引き渡す条件のもの、D/A 決済は支払人が期限付きの手形を引き受けると同時に船積書類を引き渡す条件のものをいいます。

第5章 外貨・資金管理

Q5-6. 輸入代金の支払は90日以内？

問：『企業の貨物貿易取引下での対外債務登記管理実行の関連問題に関する通知』^(a)（以下「通知」）について質問させていただきます。

「通知」は保税区内の外貿資格を有する非保税貨物貿易従事企業に適用すると明記されていますが、江蘇省では本年10月1日から非保税区の製造会社にも適用するという動きがあります。そこで以下2点について教えてください。

1. 他の省でも同じような動きがあるでしょうか？
2. もし新ルール適用を求められた場合、抗弁する方法はありますか？

外為局へ1件毎に届出すれば済む話ですが、事務手続きが煩雑になるので避けたい（新ルールの適用を免れたい）と考えています。

答：有識者を通じて現地外貨管理局の確認が取れましたのでご連絡します。お問合せの「通知」は、江蘇省に限らず非保税区の製造会社にも適用されます。

「企業の貨物貿易取引下での対外債務登記管理実行の関連問題への回答（第一期）」のQ&A #19によれば、適用範囲は全ての企業及び個人を対象と解説されており、他の規定で例外扱いを受けることが多い個人と保税区企業にも、例外なく適用するということになります。従って抗弁することは難しいと考えます。

【根拠法規】

(a) 『企業の貨物貿易取引下での対外債務登記管理実行の関連問題に関する通知』

(国家外為管理局 匯發[2008]30号 2008年7月2日公布 2008年7月14日施行)

第5章 外貨・資金管理

Q5-7. 延払いの登記について

問：「企業の貨物貿易取引下での対外債務登記管理実行の関連問題に関する通知」^(a)に関連して、中国企業が輸入手続きの中で「延払い」をする場合に必要な「延払い登記」と所謂「外債登記」とは同じなのでしょうか？

もし同じであれば、既に投注差一杯まで外債登記済みの企業は「延払い」が不可能ということになるのでしょうか？

答：「延払い登記」と「外債登記」は双方とも外貨管理局で行いますが、手続き内容としては異なるものです。従いまして、「延払い登記」は投注差の残高管理には含めません。借り入れによって既に投注差の枠一杯まで使用している場合でも「延払い登記」は可能です。

(但し、延払い登記の上限として『企業の貨物貿易取引下での対外債務登記管理実行の関連問題に関する通知』には以下規定されています。

“企業が登記した延払いの年度累計発生額は、当該企業の前年度輸入代金支払総額の10%を超えてはならない。”)

【根拠法規】

(a) 『企業の貨物貿易取引下での対外債務登記管理実行の関連問題に関する通知』

(国家外貨管理局 匯発[2008]30号 2008年7月2日発布 2008年7月14日施行)



投注差

中国での現地法人設立（投資プロジェクトの実施）においては、予め総投資額と登録資本について認可を受けなければなりません。この総投資額と登録資本の差額を投注差といい、この投注差は原則、設立された現地法人にとって、外貨建て借入の限度額となりますので注意が必要です。

投注差 = 総投資額 - 登録資本

投注差 ≥ 中長期外債累計発生額 + 短期外債残高 + 国外機構の保証に基づく借入れに係る保証履行額

第5章 外貨・資金管理

Q5-8. 外貨管理規定上の多国籍企業とは

問：『多国籍企業の貿易外外貨売却支払管理の関連問題に関する通知』^(a)（以下『通知』）のなかの「多国籍企業」の概念について教えてください。

1. 「多国籍企業」になるためには、外為管理局に申請をして、「多国籍企業」であるとの認定を得なければならないのでしょうか？
2. 『通知』のなかで「多国籍企業」が取り扱うことができる貿易外外貨取引が示されていますが、これらの取引は「多国籍企業」以外では取り扱うことができないという理解で正しいのでしょうか？
3. 「多国籍企業」の条件を読む限り、投資性会社は必ず該当することになると思いますが、そのような理解で正しいのでしょうか？

答：本通知でいう多国籍企業とは、本通知第1条で「国内外に同時に関連企業を有し、かつ中国国内における1つの関連企業がその全世界或いは地区（中国を含む）の投資管理職能を行使する企業集団を指し、内資持ち株企業集団（即ち内資多国籍企業）および外資持ち株企業集団（即ち外資多国籍企業）が含まれる。」と定義されています。

また本通知第3条において以下のように定めがあり、申請手続きならびに必要な書類に関する規定があります。外為局はこれらの書類の審査を行うことで、本通知規定の貿易外取引下での外貨売却支払い手続きを処理する必要性のある、多国籍企業に当たるかどうかの判断を行うこととなります。

「本通知規定の条件に合致する多国籍企業およびその国内関連企業が、本通知規定の貿易外取引下での外貨の売却支払手続きを処理する必要がある場合、以下の資料を持参し、所在地の国家外為管理局分局、管理部（以下、「外為分局」と略称）で申請を行わなければならない。

- (一) 法定代表者が署名した申請書
- (二) 商務主管部門が会社の設立を認可した文書、営業許可証および外商投資企業外貨登記証の正本とコピー
- (三) その国外関連企業の名簿
- (四) 外為局が要求するその他の資料

所在地外為局の審査を経て、条件に合致するものについては、所在地外為局が認可文書を発給する。」

2. 一般的にはできない取引を多国籍企業に対して認める趣旨である為、結果的に多国籍企業

でなければならないことが規定されていることになると思われます。例えば第五条～八条、十条は立替についての規定で、これは一般的には認められていません。多国籍企業に対してのみ認められたと思われます。

3. ご理解の通り、投資性会社は多国籍企業となります。

なお、有識者に確認したところ、本規定の「多国籍企業」はそもそも投資性会社が基本であり、それ以外は地区により輸出額や納税額を基準に認定しているのが実態とのことでした。

【関連法規】

(a) 『多国籍企業の貿易外外貨売却支払管理の関連問題に関する通知』

(国家外為管理局 匯発[2004]62号 2004年6月29日発布 2004年8月1日施行)

第5章 外貨・資金管理

Q5-9. 人民元による立替払いについて

問： 2008年8月に外貨管理条例が改正され、従前の「人民元により他人のために中国国内で費用を支払い、外貨で受領する行為」を禁止する条項（第40条2項）は削除されたように読めます。

従い、かかる行為=いわゆる「立替払い」に対する法的規制及び現実の規制は全国レベルで消失した（上海銀函【2007】42号も効力を失った）、と理解して宜しいのでしょうか。

基本的な質問で恐縮ですが、ご教示いただきたく、宜しくお願いいたします。

答： ご照会頂きました件につきまして有識者及び現地金融機関に以下確認いたしました。

結論から申し上げますと、立替払いに関する法律面での新たな規定、解釈は出ておらず、立替送金は未だ出来ていないようです。実際に現地金融機関でも立替払いの入金は引き続きおこなっていないようです。

立替払いについては、『中華人民共和国外国為替管理条例』（*1）第40条が該当します。

第40条（違法な外貨取得）

「人民元で受取・支払をしなければならない代金を規定に違反し外貨で受取・支払をする、あるいは虚偽・無効の取引書類等によって外貨の元転・売渡業務を営む金融機関から外貨を騙し取る等の違法な外貨取得行為があるときは、外国為替管理機関は違法に取得した外貨資金の戻し兌換を命じ、違法な取得外貨金額の30%以下の罰金に処する。情状が重いときは、違法な外貨取得金額の30%以上同額以下の罰金に処する。犯罪を構成するときは、法にしたがって刑事責任を追及する。」

本件に関し、貿易外取引に関する関連規定が近々出され、立替払いに関しても明文化されるのではないかという話も聞こえてきますが、現時点では詳細は不明です。そのような法規が出た場合はまたお知らせ致します。

【根拠法規】

(*1) 『中華人民共和国外国為替管理条例』（国务院令 第532号 2008年8月5日公布 施行）

第5章 外貨・資金管理

Q5-10. ロイヤリティ送金時の企業所得税の立替・相殺

問： 2008年1月施行の改正企業所得税法により、ランニングロイヤリティ（RR）に対する企業所得税は、営業税控除前の全額に対し所得税が課されることになったと認識しております。一方、他の方のご質問への貴機構のお答えに「地方の税務部門によっては従来の計算方法が用いられ、送金が行われることも有り得ると考えられる。」とありましたが、弊社関係会社でも本年3月のRR支払時に上記取扱いを当局に確認したところ、「従来通り」との確認を得て、営業税控除後の金額に対する所得税を計算し送金を行ないました。

今般、『非居民企業より企業所得税を徴収することに関する問題についての通知』（財税[2008]130号）が出され、営業税控除前の収入の全額が課税対象となると判断されるため（1月に遡って）、所管税務当局に再度確認をしたところ追加納税が必要との回答があり、その指示は、

- ・企業所得税の差額を「立替」支払せよ
- ・次回のRR支払時に立替えた差額を「相殺」せよ

というものでした。

ここで問題となるのが「立替」と「相殺」で、両行為は「中華人民共和国外貨管理条例」第40条第2項の規定により非合法であり規制されていると当方では理解しております。但し、現地日系銀行支店からは立替も相殺支払（入金）も問題なしとの回答を得ており、どのように取り扱うべきか思料しております。

本件どのように対処すべきか、ご意見頂戴出来ませんでしょうか。また他社様での同様の事例などお聞き及びでしたらお教え頂ければと思います。

答： まず、外貨管理規定で想定している「立替」や「相殺」の禁止は、「外貨管理」の一環として行われています。

即ち海外と外貨の送金・受取りなどをする際に、送金の内容を裏付けとなる契約書・インボイス等の資料を提出させてチェックしていますが、「立替」や「相殺」があるとそのチェックが難しくなることから禁じているものと思われます。

一方、本件は非居住者企業に対する課税の問題として、『企業所得税法』（*1）第37条、第39条に規定があります。

即ち第37条では、「非居住者企業のロイヤリティ収入に対する課税はロイヤリティの支払者に徴収義務がある」とされています。

また、第39条では、「税務機関は納税義務が果たされていない場合、納税者の中国国内における他の収入項目から追徴できる。」とされています。

また本件につき、現地の金融機関にも確認致しましたところ、非貿易の取引を相殺し、差額分について送金を行うことは可能とのことでした。

しかしながら送金時に税金がかかる取引であれば、税務上の問題が発生するためその点注意が必要です。外貨の送金については手続き面において地域的な違いがあるケースがございますので、送金にあたっては地元の金融機関に相談することをお勧めいたします。

結論としては、ご照会の相殺送金について税務機関及び金融機関から問題ないとの見解を得ているのであれば取組むことは問題ないと思われま

【根拠法規】

(*1) 『企業所得税法』(主席令第63号 2008年1月1日施行)

第37条

「非居住民企業が取得した、本法第三条第三項で規定する所得で納税すべき所得税については源泉徴収を実行し、支払者を源泉徴収義務者とする。税金は、源泉徴収義務者が毎回の支払の際、或いは期限がきて支払う際、支払額、或いは期限がきて支払う額の中から源泉徴収を行う。」

第39条

「本法第三十七条、第三十八条の規定に照らして源泉徴収を行わなければならない所得税について、源泉徴収義務者が法に依って源泉徴収を行わない、或いは源泉徴収義務を履行するすべがない場合、納税者が所得発生地で納税する。納税者が法に依って納税しない場合、税務機関は当該企業の中国国内におけるその他収入項目の支払者が支払うべき金額の中から、当該企業の納税額を追徴することができる。」

第5章 外貨・資金管理

Q5-11. 外貨建ての債権債務の相殺処理

問： 当社（日本の法人）は中国上海に子会社があり、両社間において継続的な取引があり、外貨建ての債権・債務両方を有しております。

具体的には、当社→上海子会社へは業務委託手数料の支払い（毎月約 USD100,000）、上海子会社→当社へは、当社が立替えている日本で発生した通信費の支払い（毎月約 USD2,000）であり、当社の上海子会社への債務残高のほうが大きい状況であります。この結果、債権債務相殺後の金額（よって当社から上海子会社へ）を毎月送金しております。

1. 上記のように債権債務を相殺し、純額でもって送金処理をすることは禁止されていると聞きましたが、本当でしょうか？この場合の根拠条文等ございましたら教えてください。
2. この処理が発見された場合、どのような罰則があるか教えてください。

答： 1. ご質問にあるような“債権債務を予め相殺し、純額でもって銀行へ送金処理を依頼する”行為を禁ずる明文化された規定というのは見当たらないようです。しかしながら、中国の外為管理は当該取引の真実性に重きをおく、即ち実需原則に基づいているというのが基本姿勢ですので、上述の行為は好ましくないとされると考えるべきでしょう。また、銀行業務に携わる、複数の有識者にお伺いしたところ、中国外為管理局に照会すれば、必ず「まかりならん」といわれるだろうということでした。

実際、明文化された規定はないものの、以下でご紹介するように、一部の例外を除き、上述に準じる行為は銀行様における実務上できないしくみとなっています。しかし、今回ご質問で頂いたケースでは、実際、実務上できてしまっている訳ですが、まさにこれが一部の例外にあたるものだとご理解頂ければと存じます。

そもそも外為取引は「資本取引」と「経常取引」に大別され、「経常取引」は更に「貿易取引」と「貿易外取引（中国では「サービス貿易」と呼ばれている）」に分類することができますが、このうち、「資本取引」は1件ごとに外為管理局の許認可を経て送受金を行わなければならないし、また「貿易取引」は“核銷制度”といって通関書類と送受金の金額をしっかりと確認するしくみとなっているため、“相殺後の純額を送金または受取”は実務上できません。

ところが、今回の如く、共に「サービス貿易」に該当する取引で、且つ両者を相殺した結果、日本側からの送金だけが発生するというケースでは実務上できてしまうようで、これは、「サービス貿易」取引で中国側が受取の場合、銀行様ではその送金目的を確認するだけで、確認書類は頂かないというオペレーションがなされており、そもそも銀行様は、取り扱いを依頼された金額が、前もって相殺を経た純額であるということを知り得ない立場にあるといったことによるようです。

このように実務上できてしまうということですが、上述の有識者によれば、このような行為には以下に述べるようなリスクが内包されるようです。従いまして、やはり、ご面倒でも債権

債務を送金処理の手前で相殺するのではなく、それぞれ個別にやり取りを行うのが無難であろうと思われます。

【内包されるリスク】

(1) 事後に発覚する

「サービス貿易」取引で 500 千米ドル以上の受取のケースでは、外為管理局が事後的に抜き取り検査を行う為、その検査対象に該当した場合は、取引の確認書類を銀行経由にて提出することを要求される場合があるとのことです。その際、契約書など書類上の金額と実際の送金金額に矛盾があると真実に基づかない取引ということで処分の対象になる可能性があります。

※貴社の今回のケースでは、金額的に抜き取り検査対象には該当しないようです。

(2) 相殺の結果消えてしまう取引が課税対象であった場合、脱税行為に問われる。

今回のように、本来的には中国側から送金しなければならない取引を相殺の結果“なかったこと”にしてしまうと、当該取引が課税対象であった場合、結果的に脱税行為につながってしまうことになります。

具体的な例を申せば、本国法人が現地法人に例えば技術支援を行い、現地法人がこの対価を支払うにあたっては、現地法人はその支払い金額から営業税相当額を予め差し引き、本国法人に代わって税務局へ営業税を納付の上、差し引き後金額を送金するという手順が必要になりますが、この取引を本国法人が支払い側に立つ別の取引と相殺の結果、“なかったこと”にしてしまうと、結果的に上記営業税も支払わない結果になってしまうというものです。

※貴社のケースでいう“通信費の支払い”については具体的な詳細内容が分かりかねるため、コメントは差し控えさせていただきます。

2. 前述の如く取引の真実と中国側の実際受取金額に齟齬があることが事後に発覚した場合には、下記の規定が適用される可能性があるのではないかと考えられます。また、これも前述したように結果的に脱税行為につながってしまった場合は、該当する税金の追徴及び延滞金支払いなどが適用されるのではないかと考えられます。

【参考法規】

『中国外国為替管理条例(2008年改正)』(国务院令 第532号 2008年8月5日公布・施行)

第41条

「規定に違反して外貨を国内に送金した場合、外貨管理機関が是正を命じ、違法金額の30%以下の罰金に処する。情状が深刻な場合には、違法金額の30%以上等価値以下の罰金に処する。犯罪を構成する場合には、法に拠って刑事責任を追及する。

違法に外貨の人民元転を行った場合には、外貨管理機関が違法に人民元転した資金を戻すように命じ、違法金額の 30%以下の罰金に処する。」

第6章 会計・税務

第6章 会計・税務

Q6-1. 企業所得税法公布以前に設立された企業の増資による事業分野拡大

問：『企業所得税法』^(a)の改正・公布（2007年3月16日）以前に設立された企業については、一定の経過措置が定められていることは、了解しています。

この一定の経過措置の対象となる企業に対して、改正後の『企業所得税法』が施行された2008年1月1日以降に増資を行い、事業分野を拡大した場合であっても、当該企業全体に対してその経過措置が適用されると考えて宜しいでしょうか？（拡大した事業分野について、益金・損金を区分して管理し、当該税前利益に対して、25%を適用するということはないでしょうか？）

既に公布された法令を見る限り、そのような規定は見当たりませんし、実務的には困難だと思いますので、恐らく無いのだと思いますが、念のために何か情報がありましたら、ご教授ください。

答：本件について、北京市国家税務局の国際税収処に確認を致しました。

一般論として、増資についても、事業分野の拡大についても生産型企業としての条件を維持できるなら、（即ち年度売り上げに占める生産型経営収入が50%超えるのであれば）優遇措置を享受できます。ただし、企業ごとに専属の税務局担当者がおり、業種などによって対処も異なる可能性があるため、直接連絡して確認したほうが良い、とのことでした。

ご質問に即して回答すれば、『企業所得税法』の公布以前に設立されて、生産型企業の条件を維持していれば、増資や経営範囲の拡大をしても、優遇税制を享受できるということになると思います。

【根拠法規】

(a) 『企業所得税法』（主席令第63号 2007年3月16日公布 2008年1月1日施行）



企業所得税の優遇の経過措置

企業所得税について、従来優遇税率を適用されていた企業については、5年間の過渡優遇政策（経過措置）が実施されます。但しこれは、新しい『企業所得税法』^(a)の公布（2007年3月16日）以前に設立登記を行なっている企業が対象となります。

その内容は次の通りです^{(b)(c)}。

(1) 従来、企業所得税の低税率優遇を享受していた企業については、税率が5年間で段階的に引き上げられます。たとえば税率15%が適用されていた企業については、各年の適用税率が次のようになります。

- ・2008年：18%
- ・2009年：20%
- ・2010年：22%
- ・2011年：24%
- ・2012年およびそれ以降：25%

（注）従来24%適用の企業については、2008年およびそれ以降、25%適用

(2) 従来、「二免三減」「五免五減」など企業所得税の定期減免優遇（期間を定めて免除・半減を行なう）を享受していた企業については、期間満了まで優遇が継続されます。また2008年時点で定期減免優遇が開始していない企業（まだ利益が出ていない企業）については、優遇期間の開始を2008年として期限が計算されます。

(3) 上記(1)(2)の両方が適用される企業については、半減のベースは段階的移行の適用税率になります。例えば従来15%適用で半減の対象となる場合、2008年の徴収額は18%の税率で計算した課税額の半減徴収となります。

【根拠法規】

(a) 『企業所得税法』（主席令第63号、2007年3月16日公布、2008年1月1日施行）

(b) 『企業所得税過渡優遇政策実施に関する通知』

（国務院、国発[2007]39号 2007年12月26日公布・施行）

(c) 『国務院の企業所得税過渡優遇政策実施の関連問題を徹底実行することに関する通知』（財政部、国家税務総局、財税[2008]21号 2008年2月20日公布・施行）

第6章 会計・税務

Q6-2. 長期出張者の個人所得税

問： 日本の本社から中国の現地子会社に頻繁に出張している者がいます。年間 183 日ルールというものがあって、これを超えると日本で得ている所得に課税されると聞いております。

1. この場合、課税所得はどのように計算されるのでしょうか。日本での税込給与が課税所得と看做されるのでしょうか。
2. 納税の仕方はどのように行われるのでしょうか。現地子会社が代理で源泉徴収するのでしょうか。本人が直接税務署に納税するのでしょうか。
3. 国籍は中国だが日本の永住権をもっている中国人で、日本の本社が直接雇用している者の長期出張のケースにも、183 日ルールは同様に適用されるのでしょうか。
4. 年間 183 日以上中国に出張した場合、中国の税務当局から本人に対して個人所得税の納税通告が来るのでしょうか。それとも自発的に納税を行うのでしょうか。

答： 1. 基本的な考え方としては、中国国内と国外で支払われる税込賃金給与総額のうち、中国国内での勤務に相当する分に対して個人所得税が課税されます。

その中で、外国人に対しては 4,800 元、中国人には 2,000 元（08 年 3 月 1 日以前は 1,600 元）の費用控除が認められています。

具体的な計算方法としては以下の二つがあります。二つは計算方法が違うだけで実際には差はありません。

① 本人負担方式

$$\text{税額} = (\text{課税所得額} (\text{税込給与金額} - \text{費用控除基準額}) \times \text{適用税率} - \text{速算控除額}) \\ \times \text{当月実際中国滞在日数} / \text{当月日数}$$

② 会社負担方式

$$\text{税額} = ((\text{課税所得額} (\text{税引給与金額} - \text{費用控除基準額}) \times \text{適用税率} - \text{速算控除額}) / \\ (1 - \text{税率})) \times \text{当月実際中国滞在日数} / \text{当月日数}$$

なお、滞在期間が 183 日以内であっても、中国国内の企業等が給与を支払うないしは負担する場合や、中国国内の恒久的施設（P.E.）に派遣された場合、或いは名義上であっても駐在員事務所の駐在員に就任した場合には、個人所得税の支払い義務が発生しますのでご注意ください。

また中国滞在期間に対応して中国で課税された個人所得税は、『日中租税条約』^(a)に基づき日本で確定申告時に外国税額控除の方式により還付を受けることができます。

2. 現地子会社が代理で源泉徴収することもできますし、本人が直接税務署で納税することも

可能です。

一般的には、現地に法人がある場合、183日滞在のベースとなった所属機関（例えば、現地法人、駐在員事務所、技術指導先の企業等）が本人に代わって申告・納税を行うことが多く、出張者個人が自ら申告することは少ないようです。

3. その中国人社員の方が「実質的な住所がない」との判断から非居住者と認定されれば、183日ルールが適用されます。

一般的に居住者とは、中国籍を持ち、中国国内に家庭、財産を持っている人を想定しているようです。

本件お問合せのケースでは非居住者と認定される可能性が高いと思われませんが、念のため税務署に確認されることをお奨めします。

4. 個人所得税は、基本的には納税者側から自発的に申告します。

『個人所得税法』^(b) 第8条では、源泉徴収義務者がいる場合には源泉徴収義務者に、源泉徴収義務者がいない場合には納税義務者に納税申告を義務付けています。

『個人所得税法』第8条

「個人所得税は、所得者を納税義務者とし、所得を支払う単位或いは個人を源泉徴収義務者とする。個人所得が国務院の規定する額を超える場合、2カ所以上から給与、賃金所得を得ている場合、或いは源泉徴収義務者がいない場合、および国務院が規定するその他の状況を備える場合、納税義務者は国の規定に照らして納税申告をしなければならない。源泉徴収義務者は、国の規定に照らして、全員全額源泉徴収申告を行わなければならない。」

【根拠法規】

- (a) 『所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定』（1983年9月6日調印 1984年6月26日発効）

- (b) 『中華人民共和国個人所得税法』

（1980年9月10日第5期全国人民代表大会第3回会議採択 1993年10月31日第8期全国人民代表大会常務委員会第4回会議の『「中華人民共和国個人所得税法」改正に関する決定』にもとづき第1次改正 1999年8月30日第9期全国人民代表大会常務委員会第11回会議の『「中華人民共和国個人所得税法」改正に関する決定』にもとづき第2次改正 2005年10月27日第10期全国人民代表大会常務委員会第18回会議の『「中華人民共和国個人所得税法」改正に関する決定』にもとづき第3次改正 2007年6月29日10期全国人民代表大会常務委員会第28回会議の『「中華人民共和国個人所得税法」改正に関する決定』にもとづき第4次改正 2007年12月29日10期全国人民代表大会常務委員会第31回会議の『「中華人民共和国個人所得税法」改正に関する決定』にもとづき第5次改正）

【関連法規】

※ 『個人所得税法实施条例』

（1994年1月28日中華人民共和国国務院令第142号 公布 2005年12月19日《国務院の〈中華人民共和国個人所得税法实施条例〉改正に関する決定》により第1回改正 2008年2月18日《国務院の〈



「183日ルール」とは

『日中租税条約』第15条2項では、中国本土内で日本の居住民が勤務する場合、暦年中の滞在期間が183日以下である等の条件を満たす場合、中国側はその居住民の給与収入に個人所得税を課さないことを規定しています。これを通称「183日ルール」と呼んでいます。

『日中租税条約』

第15条2項

「(前略) 一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に対しては、次のaからcまでに掲げることを条件として、その一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

- a. 報酬の受領者がその年を通じて合計183日を越えない期間その他方の締約国内に滞在すること。
- b. 報酬がその他方の締約国の居住者でない使用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。
- c. 報酬が雇用者のその他方の締約国内に有する恒久的施設又は固定的施設(*)によって負担されるものでないこと。」

(*) 恒久的施設：Permanent Establishment (略称 P.E.)

但し、出張先が P.E.として認定されると、たとえ滞在日数が183日以下の者であっても、中国で給与全額を対象に日割り課税されるため(賞与も月割り課税されます)、注意が必要です。

第6章 会計・税務

Q6-3. 居留証と居住者

問：日中租税協定に定めている居住者について、中国で居留証を取得した（あるいは申請した）個人は、即、「中国の居住者」に該当すると考えるべきでしょうか？それとも、居留証は公安管轄の事項なので、税務局（地税）としては、数ある判断材料の一つという位置付けでしょうか？

答：本件お問合せは居留証についてなので、個人所得税の問題として回答します。

『個人所得税法』^(a)によれば、個人所得税は住所、滞在日数、所得の源泉により、納税義務者と課税所得が判定されます。住所は単純にどこに住んでいるかで決まるものではなく、戸籍、家庭、財産などの関係により判定されます。

即ち、居留証の取得で即居住者と認定されるわけではなく、判断材料の一つとして扱われると考えます。但し、居留証を取得することは居住する予定があるということで、居住者として判断される可能性は高いと思います。

なお、中国に駐在する場合の納税開始時期については、明示された規定はありません。各地の税務局との交渉になるのが通常です。過去は居留証の取得をもって納税開始のケースが多かったですが、最近はパスポートの最初の入国日から納税開始というケースがよく見られます。また地域によっては、本社の辞令の日から（日本に居住していたとしても）納税義務が生じると見なされたケースがあるようです。

【根拠法規】

(a) 『中華人民共和国個人所得税法』

（1980年9月10日第5期全国人民代表大会第3回会議採択 1993年10月31日第8期全国人民代表大会常務委員会第4回会議の『「中華人民共和国個人所得税法」改正に関する決定』にもとづき第1次改正 1999年8月30日第9期全国人民代表大会常務委員会第11回会議の『「中華人民共和国個人所得税法」改正に関する決定』にもとづき第2次改正 2005年10月27日第10期全国人民代表大会常務委員会第18回会議の『「中華人民共和国個人所得税法」改正に関する決定』にもとづき第3次改正 2007年6月29日10期全国人民代表大会常務委員会第28回会議の『「中華人民共和国個人所得税法」改正に関する決定』にもとづき第4次改正 2007年12月29日10期全国人民代表大会常務委員会第31回会議の『「中華人民共和国個人所得税法」改正に関する決定』にもとづき第5次改正）

【関連法規】

※ 『個人所得税法实施条例』

(1994年1月28日中華人民共和国国務院令第142号 公布 2005年12月19日《国務院の〈中華人民共和国個人所得税法実施条例〉改正に関する決定》により第1回改正 2008年2月18日《国務院の〈中華人民共和国個人所得税法実施条例〉改正に関する決定》第2回改正)

第6章 会計・税務

Q6-4. 企業所得税法の改定と外税控除

問：2008年より、中国では新しい『企業所得税法』^(*)が適用されることになり、現地企業だけでなく、投資元である国外の親会社も外税控除の面で影響があると聞いております。

1. 所得税にまつわる、みなし間接外税控除は、『日中租税条約』^(a)第23条第4項Cにて明記されておりますが、3月期決算の親会社において、2007年度決算に対する2008年3月以降の納税時には、新法によって影響はありますか？（税率は33%でよいか、25%になるか）
2. 企業所得税法の変更に伴う、みなし直接外税控除は、配当、ロイヤリティにも影響を与えますか？（配当は日中租税条約第23条第3項Aにて0%→10%、ロイヤリティは日中租税条約第23条3項Cにて10%→20%、となっております）

答：本件、有識者にも確認致しました。まず結論、次にその根拠をお答えします。

<結論>

1. 3月期決算の親会社において、2007年度決算に対する2008年3月以降の納税時には、「納税額の増加」という形で新法施行の影響を受けます。この場合の「みなし間接税額控除」の税率は33%になると考えます。
2. 配当については影響を受けますが、ロイヤリティについては影響を受けません。

<根拠>

1. ご質問については、廃止前の『外国投資企業・外国企業所得税法』^(b)の下で、中国の現地法人が企業所得税の優遇税制を適用されているかどうかによって、影響が異なります。
 - (1) 『企業所得税法』^(c)施行により、「企業所得税」の適用税率は、2008年1月1日より33%から25%へ変わります。従って2007年12月31日までの決算期は33%となります。
 - (2) 中国の現地法人が納付した法人税等は、『日中租税条約』23条2項によって、日本の親会社の法人税納税時には、税額控除の対象となります。この際、中国現地法人が「企業所得税」において優遇税制を適用されている場合は、同条4項(C)の規定により、「みなし間接税額控除」の対象となります。同規定に基づき、中国における実際の適用税率のいかんに関わらず、日本の親会社での税額控除時に中国にて納付されたものとしてみなされる企業所得税の税率は、(1)により33%となります。

(3) 新法施行による「企業所得税」の変化について下記に例を示し、ご説明します。

●前提

中国現地法人に 100 の利益が存在し、これを日本の親会社に配当する。この時、中国の企業所得税の税率は、新法施行前は 33%、施行後は 25%とし、中国現地法人は 15%の優遇税制を新法施行前後、変わらず受けているものとする。

なおこの例においては、営業税については考慮しませんので、ご了承ください。

(税額計算における「配当」への源泉課税は 2 にて説明するものとし、ここでは、法人税の間接税額控除についてのみご説明します。)

この場合、新法施行前、施行後の各種税額の計算は下記の通りとなります。

●新法施行前：2007 年 12 月決算期

- ・中国現地法人の法人税等 100 (利益) $\times 15\%$ (優遇税率) = 15
- ・日本法人の法人税額 100 (配当) $\times 40\%$ (法人税等) = 40
- ・実際の徴税に基づく間接税額控除 100 (配当) $\times 15\% = 15$
- ・みなし間接税額控除 100 (配当) $\times 18\%$ (33% - 15%) = 18
- ・日本での法人税納税額 $40 - 15 - 18 = 7$
- ・合計納税額 7 (日本での納税額) + 15 (中国での納税額) = 22

●新法施行後：2008 年 12 月決算期

- ・中国現地法人の法人税等 100 (利益) $\times 15\%$ (優遇税率) = 15
- ・日本法人の法人税額 100 (配当) $\times 40\%$ (法人税等) = 40
- ・実際の徴税に基づく間接税額控除 100 (配当) $\times 15\% = 15$
- ・みなし間接税額控除 100 (配当) $\times (25 - 10)\% = 15$
- ・日本での法人税納税額 $40 - 15 - 15 = 10$
- ・合計納税額 10 (日本での納税額) + 15 (中国での納税額) = 25

(※) 『日中租税条約』 23 条 4 項(C)により対象となっていた外国法人税の「みなし間接税額控除」は、『外国投資企業・外国企業所得税法』に基づくものです。

同法は新法の施行によって廃止になっていますが、日本の財務省は 2008 年 3 月 26 日に、『日中租税条約』に規定する「みなし外国税額控除」の適用に関して、「中国の国内法改正に伴う 1991 年の交換公文に基づくみなし外国税額控除の取扱いについて、新法により旧法が定めていた租税優遇措置の継続適用が認められる限り、これまで同様、1991 年の交換公文で合意された租税優遇措置について我が国においてみなし外国税額控除が適用されることが、日中両国の税務当局間で確認されました」と発表しております。

URL:<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/sy200326ch.htm>

2. こちらの質問については、

「『企業所得税法』の施行が、「配当」「ロイヤリティ」に関する、みなし直接外国税額控除に影響を与えるか？」

として、お答えします。

(1) 『企業所得税法』施行による、「配当」「ロイヤリティ」に関する適用税率の変化

○「配当」について：

従来の『外国投資企業・外国企業所得税法』における適用税率は、19条3項によって本来20%であるものが、「免税」とされていました。

一方、新たに制定された『企業所得税法』では、これまでのような「免税」規定はなく、同法4条、27条及び『企業所得税法实施条例』^(d)第91条に基づき、10%が課税されます（ロイヤリティについても同じ）。

○「ロイヤリティ」について：

従来の『外国投資企業・外国企業所得税法』における適用税率は、19条3項によって本来20%であるものが、10%とされていました。

一方、新たな『企業所得税法』には、これまでのような「減税」規定はなく、「配当」と同様に10%が課税されます。

(2) みなし直接外国税額控除における、「配当」及び「ロイヤリティ」の規定

日本の親会社に対する中国現地法人からの「配当」及び「ロイヤリティ」の収入は、『日中租税条約』第23条3項によって「みなし直接外国税額控除」が適用されます。

中国における実際の適用税率のいかんに関わらず、日本の親会社での税額控除時に中国にて納付されたものとしてみなされる企業所得税の税率は、「合弁企業からの配当」であれば10%、「それ以外の配当」は20%、「ロイヤリティ」については20%となります。

(3) 『企業所得税法』施行が、「配当」「ロイヤリティ」に関する「みなし直接外国税額控除」に与える影響

○「配当」について：

中国現地法人（独資企業）が、日本の親会社に100の配当を行う場合を例に新法施行前後の変化を例に示すと下記ようになります。

●新法施行前 2007年12月31日までに行われた配当

- ・中国法人での配当にかかる源泉所得税 $100 \times 0\%$ （免税）=0
- ・日本法人における配当に関するみなし直接税額控除 $100 \times 20\% = 20$

●新法施行後 2008年1月1日以後に行われた配当

- ・中国法人での配当にかかる源泉所得税 $100 \times 10\% = 10$
- ・日本法人における配当に関する実際の徴税に基づく直接税額控除 $100 \times 10\% = 10$
- ・日本法人における配当に関するみなし直接税額控除 $100 \times 10\%$ （ $20\% - 10\%$ ）=10

従来は「企業所得税」が「免税」されていたことから「みなし直接外国税額控除」

は、本来の適用税率との差である 20%でした。

しかし、『企業所得税法』施行後は、「免税」されていた企業所得税の適用税率が 10%になったため、本来の適用税率との差である「みなし直接外国税額控除」は 10%に減少することになります。一方、現地法人が源泉徴収義務に基づき納付した 10%分の「企業所得税」は、日本法人での納税時において「直接税額控除」されることとなります。

上記の場合、配当にかかる源泉所得税率が 10%増加した分だけ、実際の納税額が増加し、税負担の増加という形で、影響があります。また、「みなし直接税額控除」については、その分だけ減少していますが、直接税額控除が同額だけ増額していますので、税額控除の可能額はトータルでは変化していません。

○「ロイヤリティ」について：

(1)の通り、新法施行による企業所得税の適用税率は 10%のまま変更はありません。また(2)の通り、納付されたものとみなされる税率も 20%のままです。したがって従前通り、適用税率との差である 10%が「みなし直接外国税額控除」として認められます。つまり、「ロイヤリティ」に関しては、新法適用前後で、外国税額控除や税負担額などは変わらないため、影響がないと言えます。

【根拠法規】

- (a) 『日中租税条約』(昭和 59 年条約第 5 号 1991 年 12 月 26 日締結)
- (b) 『外国投資企業・外国企業所得税法』(主席令第 45 号 1991 年 4 月 9 日公布)
→(*1)施行に伴い、失効。
- (c) 『企業所得税法』(主席令第 63 号 2007 年 3 月 16 日公布 2008 年 1 月 1 日施行)
- (d) 『企業所得税法実施条例』(国务院令第 512 号 2007 年 12 月 6 日公布 2008 年 1 月 1 日施行)

第6章 会計・税務

Q6-5. 国産設備の増値税還付

問： 奨励業種の国産設備の増値税還付について、

1. 国税発[2006]111号が最新の規定と思われませんが、間違いないでしょうか。
2. 奨励業種の場合必要な書類・手続きを踏めば、「免税を付与しない目録」以外のものはすべて OK なのでしょうか。また還付の上限の計算式はありますか。
3. 第三条最後の「規定にもとづいて増値税控除範囲拡大を実行すべき外商投資企業の投資総額内で購入する国産設備については、増値税税額還付政策を実施しない」とありますが、具体的な内容がわかりません。どのような場合が対象外になるのでしょうか。
4. 奨励業種の FS をする場合は、固定資産取得価格に 17% の増値税を ON して計算すべきか、はずしていいか教えてください。

答： ご質問に関しては、『中華人民共和国増値税暫定条例』^(a) が改正され、2009年1月1日より施行されます。このことによって、奨励業種の外商投資企業が国産設備を購入した場合の増値税還付は廃止となります。

同条例の改正では増値税制度について以下の3点について調整が行われます。

- ① 生産型増値税から消費型増値税への転換、すなわち生産設備などの固定資産の仕入増値税を、原料などの仕入増値税と同じく、売上増値税より控除可能とする。
- ② 消費型増値税への転換を地域・業種を問わず、全国で行う。
- ③ 設備投資の仕入税額控除時は、納付すべき増値税の増額の有無による制限を受けない。

これまで中国では、生産設備などの固定資産の仕入増値税を売上増値税から控除できなかったことから、かかる仕入れ増値税は企業にとってコスト化していました。そしてご質問にあるような国産設備を購入した場合の増値税還付は優遇措置として、外資誘致において一定の役割を果たしたといえます。しかし同条例の改正で、大きな転換を迎えることになり、内外資、地域、業種を問わずに、設備に関する仕入増値税は今後還付ではなく、控除を行うこととなりますので、ご注意ください。

【根拠法規】

(a) 『中華人民共和国増値税暫定条例』

(国務院令第538号 2008年11月5日国務院第34次常務会議改正通過、公布 2009年1月1日施行)

【参考法規】

※ 『外商投資プロジェクトで購入した国産設備の税還付管理試行弁法』

(国家税務総局・国家発展改革委員会、国税発[2006]111号 2006年7月24日公布 2006年7月1日施行)

※ 『外商投資プロジェクトで購入した国産設備の税還付政策範囲調整に関する通知』

(財政部・国家税務総局、財税[2006]61号 2006年5月10日公布)

※ 『外商投資産業指導目録(2007年改正)』

(国家発展改革委員会、商務部令第57号 2007年10月31日発布 2007年12月1日施行)

※ 『中西部地区外商投資優勢産業目録』

(国家発展改革委員会、商務部令第13号 2004年7月23日発布 2004年9月1日施行)

※ 『東北地区の増値税相殺範囲拡大の若干問題に関する規定』

(財政部・国家税務総局、財税[2004]156号 2004年9月14日公布 2004年7月1日施行)

第6章 会計・税務

Q6-6. 事業移管と清算の税務

問： 独資会社の事業を他企業へ移管して、清算することを計画しています。事業移管と清算に関する税務について教えてください。

1. 事業移管のため、資産譲渡を行う場合、譲渡側と譲り受ける側でどのような税金が発生するでしょうか。
2. 清算時にどのような税金が発生するでしょうか。(清算企業及び出資企業) (出資企業は中国国内の投資性企業)

答： 1. 事業移管時

(1) 『企業の財産所有権の移転に営業税を課税しないことに関する回答』^(a) に基き、事業移管として企業の資産・債権・債務及び労働力を一体として譲渡した場合は、営業税の課税対象となりません。これは資産価格で譲渡価額が決まるわけではないためです。ただし、一つ一つの資産を売却されたような場合は、増値税や営業税が課税されますので、ご注意ください。

(2) 所有権移転証書として、契約書原本に印紙税 (0.05%) が課されます。

2. 清算時

(1) 清算時には次の税金が発生します。

① 企業所得税の総合清算納付

期限：経営終了の日より 60 日以内

対象：企業所得 *年度途中で清算の場合

② 清算所得に対する申告納税

期限：登記抹消前

対象：清算開始から清算終了までの間の清算所得

＝資産換金処分価額または取引価額－資産純資産価額－生産費用－税金など

* 上記数式中の税金とは：

棚卸資産：増値税課税

固定資産：簿価売却なら無税

簿価を超える価格での売却なら増値税 4%課税

無形資産：営業税課税

- ③ 分配所得 (=未処分利益+利益剰余金)
国内出資者へ：配当所得として扱われ、免税
国外出資者へ：清算所得として扱われ、課税される。

(2) 注意事項

清算企業が税の優遇を享受している (いた) 場合、経営期間や外商投資企業の認定といった前提条件を満たさないことを理由として、課税が行われたりします。

① 輸入設備の免税

税関監督管理機関である通関より 5 年以内であれば、関税・増値税の免税措置の一部が取り消され課税されます。

② 企業所得税の優遇

経営期間 10 年以上の生産性外商投資企業に認められた「二免三減」については、経営期間が 10 年に満たない場合に、過去に減免された企業所得税を追加納付しなければなりません。

【根拠法規】

(a) 『企業の財産所有権の移転に営業税を課税しないことに関する回答』

(国家税務総局、国税函 [2002] 165 号 2002 年 2 月 21 日公布・施行)

【関連法規】

※ 『企業所得税法』

(主席令第 63 号 中華人民共和国第 10 届全国人民代表大会第 5 次会议 2007 年 3 月 16 日通過、公布
2008 年 1 月 1 日施行)

※ 『企業所得税法实施条例』

(国务院令第 512 号 2007 年 11 月 28 日国务院第 197 次常务会议通過、公布 2008 年 1 月 1 日施行)

※ 『中華人民共和国増値税暫行条例』

(国务院令第 134 号 1993 年 12 月 13 日公布 2008 年 11 月 5 日国务院第 34 次常务会议改正通過)

第6章 会計・税務

Q6-7. 再投資による税の還付

問： 弊社の中国の子会社で、利益処分のうちいくらかを再投資し、既納付企業所得税の40%を還付申請しておりますが、1つ不明な点があります。

還付金については

再投資金額 (= 増資額) / (1 - (国税 + 地方税) × 国税 × 40%)

にて計算されるものと思いますが、利益処分が以下のような明細の場合、再投資金額はどのように計算されますか。

<利益処分>

- ① 税後利益 1,000
- ② 三項基金 500
- ③ 現金配当 200
- ④ 利益配当後再投資 400

②+③+④=1,100 となり、税後利益 1,000 を超えている場合、上記計算式による「再投資金額」は 400 になりますか、それとも 400 から超過分 100 をひいて 300 となりますか？
(すべての利益処分項目が税後利益を上回る場合、その差額は増資額から差し引いて計算されるべきですか？)

答： 1. 前提条件

- (1) ご回答に先立ち、前提条件として 1 点確認させていただきます。2007 年まで認められていた「再投資による税額還付」に関する制度は、2008 年 1 月 1 日から新たに『企業所得税法』^(a) が施行されたことに伴い、廃止となっています。従って、2008 年度以降の再投資については、原則、税額還付は行われませんのでご注意ください。
- (2) 一方で、2008 年 2 月に施行された『企業所得税の若干優遇政策に関する通知』^(b) によれば「集積回路生産企業」及び「パッケージ企業」については、引き続き再投資による税金還付の優遇政策を享受できることとなっています。
- (3) また、『企業所得税法』施行前（2007 年末まで）に源泉を有する利益については、『外商投資企業および外国企業の従来若干税収優遇政策取消後の関係事項処理に関する通知』^(c) によって、2007 年末までに再投資事項が完了し、かつ国家工商管理部門が変更或いは登録登記を完了した場合のみ、税額還付を享受できるとあります。
- (4) 従って、今回のご質問については、上記②もしくは③のいずれかの条件を満たすものとして回答させていただきます。

2. 結論

還付金計算における再投資金額は「400」になります。

3. 根拠

本件については、税引き後当期利益 1,000 に対し、利益処分の三項基金の積み立て、現金配当、再投資金額の合計は 1,100 であり、当期発生した税引き後当期利益を上回っています。従って、その差額である 100 の原資となるものは、前期から繰り越された未処分利益であると推測されます。

再投資金額の対象となる利益は当期利益に限定されず、複数年に渡って蓄積された未処分利益についても対象と考えられるため、前年から繰り越された利益が 100 あれば、それを含め、再投資金額を 400 とすることが可能です。

なお、税還付においては、再投資に利用された利益の帰属年度を確認しうる証明書類の提出が必要であり、提出できない場合には、税務機関が推測することとなっています。その際、再投資に利用された利益の帰属年度は、最も早い年度の未処分利益から順に再投資に利用されたと扱われるのが一般的であるため（先入先出法の考え方）、仮にその期間に企業が減免税の優遇措置を受けている場合は還付金額が減少する可能性もあります。

つまり、本件においても過去から蓄積された未処分利益が多額にある場合は、再投資に用いられる 400 の利益は必ずしも当期利益が充当されることにはなりませんので、注意が必要です。

【参考】企業所得税の還付対象について

なお、還付税額算出の計算式からもわかるように、企業所得税として課税された国税及び地方税のうち、再投資による還付の対象となるのは、国税のみとなります。（法根拠等は不明ですが）地方税については、還付の対象とはなりませんのでご注意ください。

【根拠法規】

(a) 『企業所得税法』（主席令第63号 2007年3月16日公布 2008年1月1日施行）

(b) 『企業所得税の若干優遇政策に関する通知』

（財政部・国家税務総局、財税[2008]1号 2008年2月22日公布・施行）

(c) 『外商投資企業および外国企業の従来若干の若干税収優遇政策取消後の関係事項処理に関する通知』（国家税務総局、国税発[2008]23号 2008年3月5日公布）

第6章 会計・税務

Q6-8. 源泉税の取り扱い

問： 当社（日本にある企業）には、中国上海に 100%出資の子会社があり、今回「販売協力費」という名目で子会社との間で取引をいたしました。

「販売協力」と言いましても実際には当社は何もしておらず、その内容は以下のとおりであります。

(1) 元々の商流

： 日本のメーカー(A)→日本の商社(B)→当社(C)→中国のユーザー(D)

(2) 上記(1)の商流が変更

： 日本のメーカー(A)→A社の中国子会社(A')→当社の中国子会社(C')→中国のユーザー(D)

(3) (2)の商流変更は、A社が中国に子会社を設立したため、日本の商社2社(B社と当社(C))が必要なくなったのだが、中国ユーザー(D)は当社(C)の取引先であるため、当社の代わりに当社の中国子会社(C')を商流に入れることで合意した。

(4) この変更により、当社(C)はこの商流から外れたため、今まで得られた利益が消失した。そのため、当社(C)はこの消失利益を補填するため、「販売協力費」という名目で中国子会社(C')に請求した。

(5) 中国子会社(C')が当社(C)に「販売協力費」を送金する際に、以下の税金が課され、当社が回収できた金額は以下のとおりであった。

例) 販売協力費を 10,000 と仮定する

① 外国企業所得税： $10,000 \times 20\%$ (推定利益率) $\times 25\%$ (税率) = 500

② 営業税： $10,000 \times 5\%$ (税率) = 500

③ 河道管理費： 500 (営業税) $\times 1\%$ (税率) = 5

④ 回収額： $10,000 - ① - ② - ③ = 8,995$

ここで質問です。

1. 上記(5)の現地での課税は妥当なものなのでしょうか？
2. この課税の場合の、日本の税務申告において適用できる外国税額控除について、具体的に教えてください。
3. 質問1及び2とは別に、当社が考える以下の処理について、妥当であると主張できるでしょうか？

① 外国企業所得税： $10,000 \times 10\%$ (源泉税率) = 1,000

② 営業税： 上記と同じ

③ 河道管理費： 上記と同じ

④ 回収額： $10,000 - ① - ② - ③ = 8,495$

⑤ 直接外国税額控除： 1,000 (①の源泉税分)

⑥ みなし直接外国税額控除： 1,000 (日中租税条約第23条3項におけるみなし税率20%と実際の税率10%との差額10%分)

※補足：⑥のみなし直接外国税額控除は、使用料についての適用ですが、今回の販売協力費については、『日中租税条約』^(a)上の使用料の定義に当てはまると当社は考えています。

答： 1. 中国における徴税の解釈権は税務署にありますので、原則は税務署の解釈が正しいということになります。

推測するに、税務署は御社の PE 認定をして、それに対して課税したものと思われます。

即ち、御社が子会社 C 社に対して“販売協力”を行う以上は、役務提供を行っていることになる。その役務提供に対して PE が構成されるので、その事業所得である 10,000 元に対しては推定営業利益率と企業所得税率を掛けた分を課税する。ということになります。

営業税等は御社の解釈と一致するので説明は割愛します。

2. 税務署の理解に基づく場合、特に優遇を受けている項目はありませんので企業所得税分の 500 が控除対象になると思います。

営業税と河道費は所得税ではない為外国税額控除の対象にはならず、費用計上されます。

3. 補足でご指摘されているように、今回の販売協力費が使用料にあたるという前提に立てば、課税方法をご理解のとおりになると思います。

販売協力費が使用料と考えられるかどうかの妥当性については申し訳ございませんが、当方では判断しかねます。

税務署には窓口があるのでそこに相談してみることはできるかもしれません。

【根拠法規】

(a) 『所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定』(1983年9月6日調印 1984年6月26日発効)

第6章 会計・税務

Q6-9. 優良納税者への税還付

問： 1. 個人所得税に関して、納税を滞りなく行なっている社員に対して、日本の様な年末調整的な還付は無いのでしょうか？

2. 優良納税企業に関して、やはり何らかの還付は無いのでしょうか？上海外高橋保稅区、浦東新区等では、所得税の還付制度があると聞きましたが、他地域でもあるのでしょうか？

答： 1. (1) 給与所得については、月単位で納税が完了する方式ですので、年末の税額調整はありません。

(2) 『個人所得税自己納税申告弁法（試行）』^(a)により、年間所得が12万元以上の所謂「確定申告」制度は存在しますが、あくまでも税収のモレがないことを確認するのが主目的の制度です。

2. (1) 上海外高橋保稅区、浦東新区等では、所得税の還付制度は、『浦東新区近代サービス業發展促進における財政補助の意見』^(b)、『第11の五カ年計画期間中外高橋保稅区經濟發展における財政支援の意見』^(c)に基づくもので、実際は補助金です。なお、優良納税企業に対する制度ということではありません。

(2) 前者は2010年12月31日までの期限と定められており、後者については期限に関する明文規定はないものの、2006年～2010年の「第11の五カ年計画期間中」の措置と理解でき、2010年を終えた段階で、この措置は失効するのではないかと思います。

因みに、前者は國務院の承認を得ていないといわれており、合法性について疑義があるようです。

(3) 私どもの知る限りでは、他の地域についてはこのような補助を与える規定は見つけることができませんでした。

【根拠法規】

(a) 『個人所得税自己納税申告弁法（試行）』

(国家稅務總局、國稅發[2006]162号 2006年11月6日公布 2006年1月1日施行 一部2007年1月1日施行)

(b) 『浦東新区現代サービス業發展促進における財政補助の意見』

(浦東新区人民政府、浦府[2005]294号 2006年5月17日公布)

(c) 『第11の五カ年計画期間中外高橋保稅区經濟發展における財政支援の意見』

(上海外高橋保稅区管理委員會、滬外管委[2006]2号 2006年1月17日公布)

Q6-10. 技術ロイヤリティ収入に対する課税

問： 弊社では中国の関連会社より技術ロイヤリティの収入を得ております。従来ロイヤリティ収入には営業税を払い、営業税を控除した金額に所得税が課税されていました。

しかし、数社有る関連会社のうち1社が「今年1月1日からの『企業所得税法』(*1)の改定により、以前は営業税控除の金額に対して所得税が課税されていたが、今年からは営業税も所得税も元々のロイヤリティ額に対して個々の税率を課税するようになった」と連絡して来ました。

例として：

- ・ロイヤリティ収入 10,000
- ・営業税 5%
- ・所得税源泉徴収 10%

この条件の場合、以前は $10000 \times 0.95 \times 0.9 = 8550$ にて計算されていたのですが、今年から $10000 - (10000 \times 0.05 + 10000 \times 0.10) = 8500$ で計算されています。ただし変更してきたのは関連会社数社のうち1社のみで、他の関連会社は全て従来どおりの計算書を提出してきています。

そこで質問ですが、

1. 所得税改定後のロイヤリティ収入に対する課税方法としてはどちらが正しいのでしょうか。
2. 地方によっては計算方法が変更されないままの場合もあるのでしょうか。

答： 1. 関連会社のうちの1社の連絡のように、今年1月1日からは営業税、企業所得税をロイヤリティ収入に対して営業税、企業所得税がそれぞれ個別に課されることとなります。つまりご質問の中の後者の計算式が正しい計算方法です。

その根拠ですが、『企業所得税法』ではその第19条で、非居民企業の所得の課税所得額計算について、「配当金、特別配当金など権益性投資収益および利息、賃借料、特許権使用料所得は、収入の全額を課税所得額とする」と定めています。

またこの点については、『非居民企業より企業所得税を徴収することに関する問題についての通知』(*2)が2008年9月25日に公布されました。本通知によれば、「『企業所得税法』第3条第3項で規定された所得に対する企業所得税の計算については、同法第19条及び『企業所得税法实施条例』第103条により定められた税や費用以外の支出は控除できない」とあります。従って、ロイヤリティ収入に対する企業所得税の課税については、営業税控除

前の収入の全額が課税対象となると理解することが出来ます。なお本通知は 2008 年 1 月 1 日に遡及して施行されています。

2. 本通知は各省、自治区、直轄市等を対象としております。課税方法の変更は上海のみに限らず、原則的に全国統一の対応のはずです。

因みに有識者に確認いたしましたところ、実際に上海の税務局では、変更後の課税方法（営業税控除前の収入総額に課税）が採用されているようです。

【根拠法規】

(*1) 『企業所得税法』（主席令第 63 号 2007 年 3 月 16 日公布 2008 年 1 月 1 日施行）

(*2) 『非居民企業より企業所得税を徴収することに関する問題についての通知』

（財政部 国家税務総局 財税[2008]130 号 2008 年 9 月 25 日公布 2008 年 1 月 1 日施行）

第6章 会計・税務

Q6-11. 投資性会社の連結納税

問： 投資性会社の設立を検討していますが、投資性会社は傘下企業との連結納税は可能ですか。不可能であれば、その理由と今後の見通しについて教えていただけませんか。

因みに連結納税ができなければ、当社にとっては傘下企業に対する資金融通くらいしかメリットがないと感じられ、大きな資金を投入する意義があまり見いだせません。

答： 1. 連結納税が認められるか否かについて

『企業所得税法』(*1)第52条に「国务院に別途規定があるものを除き、企業間は企業所得税を連結納税してはならない。」と明文規定されており、よって国家税務総局の方針として「現状は原則、企業間の連結納税を認めていない」と考えられます。

2. 連結納税が不可能な理由と今後の見通し

有識者にその理由と今後の見通しを尋ねてみましたところ、次のような説明と情報提供がありました。

(1) 有識者の説明によれば、認められない理由ですが、企業集団内での連結納税を安易に認めると、租税回避行為に繋がる可能性がある為だろうとのことでした。

(2) 今後の連結納税に関する見通しですが、現時点では情報を持ち合わせていません。

因みに有識者によると、この点に関して2008年2月の某税務セミナーでの席上で、中国の財政部・国家税務総局の方からのコメントがあったそうですが、その内容は『新企業所得税法』に規定の通り、国务院に別途規定があるものを除き連結納税が認められないと、定められている。しかし現在、どのように連結納税を行うかについての規定は公布されておらず、実際には企業は個々に独立して納税する。将来的にみて、連結納税の可能性を排除している訳ではない。将来的には別途規定が出ないとは言い切れない。」といったものに止まったようですので、補足します。

【根拠法規】

(*1) 『企業所得税法』 (主席令第63号、2007年3月16日公布、2008年1月1日施行)

【その後の追加】

機構では2008年から2009年にかけて、「事業統括」をテーマとした調査を行いました。その中には投資性会社についても触れております。

これについては調査報告書「事業統括について」にまとめたほか、2009年6月には、北京市において「投資経験交流会」を開催し、中国政府に対し提言を行いました。その中で、財政部が連結納税についての考え方も述べております。

その内容については2009年8月に発行の「投資機構ニュース No.147」にも掲載しておりますので、ぜひご参照下さい。

第6章 会計・税務

Q6-12. 個人所得税代理納付企業への手数料還付

問： 『個人所得税代理控除代理納付暫定施行弁法』(*1)の第17条には、「控除納付義務者に対しては、控除納付した税金に従い、100分の2の手数料を支払う。控除納付義務者は、当該手数料を代理控除納付費用支出及び代理控除代理納付業務を比較的好くした税務取扱職員の奨励に用いることができる」とあります。

そこで以下について教えてください。

1. この2%の手数料収入は、企業所得税法上課税扱いとなるのでしょうか？
2. この手数料収入について、上海では課税、北京では免税と聞きましたが、地域によって異なることはあるのでしょうか？
3. 「当該手数料を代理控除納付費用支出及び代理控除代理納付業務を比較的好くした税務取扱職員の奨励に用いることができる」とはどういう意味なのか？
4. 上述の奨励以外の利用方法はないのでしょうか？

答： まず企業に手数料(2%)が還付される目的ですが、企業による個人所得税の代理納付(源泉納付)を奨励することです。中国では個人所得税の徴収は源泉徴収制度を基本としており、この制度を確たるものとするべく源泉徴収者である企業の協力を仰ぐために、このような還付が行われています。

この『個人所得税代理控除代理納付暫定施行弁法』はもともと『個人所得税法实施条例』(*2)が施行された翌年に出されたものなのであることから見て取れます。またこの手数料については『個人所得税代理控除代理納付暫定施行弁法』以外に、『中華人民共和国個人所得税法』(*3)第11条、『税收徴収管理条例』(*4)第30条第3項、『税收徴収管理法実施細則』(*5)第110条でも規定されています。そして還付の手続きについては『中華人民共和国個人所得税法实施条例』第44条に規定されています。

こうしたことを前提にご質問について回答いたします。

1. 現在の企業所得税法では、当該手数料収入が免税となる旨明記されていません。また、当該手数料に関する法規である『财政部、国家税务总局、中国人民银行关于进一步加强代扣代收代征税款手续费管理得通知』(财行〔2005〕365号)にも、当該手数料収入の課税区分についての記載はありません。従って原則的には課税されるべきものであると考えます。

2. 地域的な差異についてですが、企業所得税は国税であり地方税ではありませんので、地方政府が決定する権限はありません。従って通常は統一的に執行されるべきであります、明確な規定がないことを背景に地方政府が免税扱いとすることは考えられます。

【回答後の変更】

企業所得税の優遇（免税、優遇税率、控除ほか）については、いくつかの特殊な場合を除き、届出による管理が行われることとなりました。届出管理による企業所得税減免の範囲・方式については、各省、自治区、直轄市等の税務局（企業所得税管理部門）が、独自に検討し確定する、と定められています。本件手数料の課税についてもこの規定が適用されるものと考えられますので、地域によって取扱いが異なることは有り得ます。

なお当該制度については、次の法規をご参照下さい。

- ・『企業所得税減免税管理問題に関する通知』

（国家税務総局、国税発〔2008〕111号、2008年12月1日公布、2008年1月1日施行）

- ・『企業所得税税収優遇管理問題に関する補充通知』

（国家税務総局、国税函〔2009〕255号、2009年5月15日公布、2008年1月1日施行）

3. ご質問にある規定は、税務取扱職員への奨励金は、あくまでも手数料の用途の一例を示したものです。この点について、源泉徴収の実務を次の2段階に分けて考えてみると、ご質問に対する回答が見えてくるとと思います。

（1）前述の通り、個人所得税の源泉徴収は企業の協力なくして成り立ちません。こうした点から、この手数料は企業が税金の代理徴収代理納税を行うことを奨励するものとして企業に還付されるべきものです。

（2）しかしこの目的を実現するためには、企業内で税務を取扱う実務担当者の協力が必要な場合がありますので、そうした観点から手数料を奨励金として税務取扱職員支給することは可能であると定めています。

尚この手数料を個人に還元した場合ですが、『個人所得税の若干の政策に関する通達』（*6）第2条により、個人が受取った手数料に対する個人所得税は免除とされています。

4. 当該手数料に関する法規である『财政部、国家税务总局、中国人民银行关于进一步加强扣代收代征税款手续费管理得通知』（财行〔2005〕365号）によれば、手数料収入の用途は、①源泉徴収管理費用、②関連者の奨励金、に限られています。しかしながら実際には、企業が社員の福利厚生活動に使用しているケースもあるようです。

【根拠法規】

(*1) 『個人所得税代理控除代理納付暫定施行弁法』（国家税務総局發布 1995年4月1日施行）

(*2) 『中華人民共和国個人所得税法实施条例』

(2008年2月18日『国务院の「中華人民共和国個人所得税法实施条例」改正に関する決定』にもとづき第二次改正)

(*3) 『中華人民共和国個人所得税法』

(2007年12月29日10期全国人民代表大会常務委員会第31回会議の『「中華人民共和国個人所得税法」改正に関する決定』にもとづき第5次改正)

(*4) 『税収徴収管理法』

(2001年4月28日第9期全国大会常務委員会第21回会議第2回改正同日国家主席令第49号により公布
2001年5月1日施行)

(*5) 『税収徴収管理法実施細則』

(2002年9月7日国务院令第362号により公布 同年10月15日施行)

(*6) 『個人所得税の若干の政策に関する通達』 (1994財税字第020号)

「第2条 以下の所得については個人所得税を当分の間免除する。

(5) 個人が税額の源泉徴収手続きを行うことにより、規定に基づき取得する源泉徴収手数料」

第6章 会計・税務

Q6-13. 消費型増値税への動きについて

問： 1. 中国で生産型増値税より消費型増値税への調整について、話題となっているようですが、どういったことでしょうか？教えてください。

2. 特に増値税が消費型になると、「固定資産を購入した際の仕入税額を売上税から控除できる」との話を聞きますが、当該固定資産の転売時の売上税額から控除できるということなのでしょうか。

答： 1. 増値税改革の動きについて

(1) 消費型増値税への移行

『増値税暫定条例』（以後「条例」）が改正され条例は2009年1月1日より施行となります。改正点の一つとして改正前の、固定資産に関する仕入税額の控除を認めないとする規定が削除されました。これが即ち、増値税の消費型への転換を意味します。（改正後の条例第10条参照）

(2) 生産型増値税と消費型増値税について

中国における増値税は、生産型増値税と言われ、固定資産を購入した際の仕入税額を売上税額から控除することができないという特徴があります。一方、消費型増値税では控除が可能です。生産型増値税は、政府にとって多くの税収が確保できる一方で、企業にとっては、固定資産投資時の税負担が大きくなります。生産型増値税は世界でも珍しく、中国企業の競争力向上の観点から、企業にとって投資時の税負担の少ない消費型増値税への転換が課題となっていました。

(3) 「消費型増値税」導入の経緯

① 東北3省の8業種への消費型増値税の導入

東北3省（遼寧省、吉林省、黒龍江省）及び大連市では、既に消費型増値税が試験的に実施されていました。2004年の「東北地区の増値税相殺範囲拡大の若干問題に関する規定」(*1)にて、同地域内における8業種（設備装置製造業、石油化学工業、冶金工業、船舶製造業、自動車製造業、農産品加工業、ハイテク技術産業、軍用品工業）については、機械設備を新たに購入した場合に含まれる仕入増値税について税額控除が認められていました。なお、税額控除の対象となる固定資産の取得には以下の行為を含みます。

- i. 固定資産の取得原価
- ii. 固定資産を自社で改造する際の購入物資及び労務サービス

- iii. ファイナンスリースにより取得する固定資産のリース料
- iv. 固定資産に支払う輸送費用

②中部 6 省への消費型増値税の導入

2007 年からは、中部 6 省（山西省、安徽省、江西省、河南省、湖北省、湖南省）の 26 の老工業都市についても、「中部勃興戦略」の重大施策として消費型増値税が試行されていきました（「中部地区における増値税の控除範囲の拡大に関する暫定弁法」(*2)）。

③一部地域への導入の背景

上記の一部地域に対する消費型増値税導入の背景には、東北、中部地域の経済振興が挙げられます。設備投資時における税負担低減によって、企業の設備投資促進及び産業のグレードアップを期待したものと考えられます。

また、これらの試みは、消費型増値税を全国で実施するための試験的な試みであるとも言われていました。

④全国的な「消費型増値税」導入の実施

(1) で述べた通り、2009 年 1 月の『条例』の施行によって、消費型増値税の導入が全国的に行われました。

(4) 「設備輸入免税」の廃止と、「固定資産仕入税額控除」

今回の増値税改正では、従来認められていなかった「固定資産の仕入税額控除」が可能となりました。

従来、合弁企業、外資企業等が投資総額の範囲内で受けられていた「設備輸入時の増値税免税」の優遇は、生産型増値税（固定資産の仕入税額控除不可）を前提とした制度であったため、今回の改正に伴い廃止となっています。

また、「固定資産の仕入税額控除」が内外資を問わず均等に行われる、という面からみると、この改正は、企業に対する優遇政策が従来の外資内資別から産業別へと転換しつつあることの現れとも言えます。

2. 消費型増値税の場合の、固定資産購入税の扱い

当該固定資産の転売の有無に関わらず、2009 年 1 月 1 日以降に発生した固定資産の仕入税額は、当該企業の売上税額全体の中から控除可能となります。

【根拠法規】

(*1) 『東北地区の増値税相殺範囲拡大の若干問題に関する規定』

(財政部 国家税務総局 財税 [2004] 168 号 2004 年 9 月 20 日発布 2004 年 7 月 1 日施行 2009 年 1 月 1 日廃止)

(*2) 『中部地区における増値税の控除範囲の拡大に関する暫定弁法』

(財政部 国家税務総局 財税[2007]75号 2007年5月11日発布 2007年7月1日施行 2009年1月1日廃止)

(*3) 『中華人民共和国増値税暫定条例(2008年改正)』

(1993年12月13日中華人民共和国国務院令第134号発布 2008年11月5日国務院第34次常務会議改正採択 国務院令 第538号 2008年11月10日公布 2009年1月1日施行)

第6章 会計・税務

Q6-14. 消費型増値税と企業の税負担

問： 今回の『増値税暫定条例』の改正により、従来の生産型増値税から消費型増値税に移行することで、企業の税負担が軽くなるとされております。

従来と比較してどの位負担が軽くなるのか、簡単な数値（数式）を例に、ごく簡単に税の素人にも分かるように解説して頂ければ幸いです。

答： 1. 「増値税」と「企業所得税」への影響

生産型増値税から消費型増値税へ転換によって、固定資産を購入する企業が「増値税」と「企業所得税」について影響を受けます。

(1) 増値税について

生産型増値税では、設備購入時の仕入増値税は売上にかかる増値税から控除できませんが、消費型増値税への移行により売上税から控除できるようになるため、その分、増値税の税負担は軽減されます。

(2) 企業所得税について

一方で、生産型増値税の場合は、設備購入時の仕入増値税を売上にかかる増値税から控除できない代わりに、設備の取得金額に仕入増値税額を上乗せした金額を取得価格として減価償却することが可能です。減価償却費として償却期間に渡り、每期分割して費用計上されることで、企業所得税の課税対象となる利益が減少するため、その分だけ企業所得税は低く抑えられています。

しかし、消費型増値税への移行後は、当該購入設備にかかる仕入増値税の取得価格への計上はされなくなるため、企業所得税については、その分の税負担は増加します。

(3) 税負担の軽減

従って生産型増値税から消費型増値税への転換によって軽減される税負担は、増値税の減少分（1）から企業所得税の増加分（2）を控除した分となります。

2. 計算例

以下、設備購入時の増値税、企業所得税について、生産型増値税から消費型増値税へと移行した場合の税負担の軽減度合いについて計算例を示し、簡易的にご説明いたします。

※前提条件は以下の通りと仮定します

- ・機械設備の税抜取得価格 1,000 万円
- ・増値税率：17%
- ・企業所得税率：25%
- ・便宜的に当該設備の償却開始は、期初（1月）からとし、残存価格は0と仮定する。

この場合、消費型増値税へ移行することでの「増値税」と「企業所得税」の税負担軽減額は、以下の通りとなります。

①増値税の負担軽減分（売上税から控除できる）

$$1,000 \text{ 万円 (機械設備取得価格)} \times 17\% \text{ (増値税率)} = 170 \text{ 万円}$$

②企業所得税の負担増加分（仕入増値税を減価償却できなくなる）

$$170 \text{ 万円 (増値税額)} \times 25\% \text{ (企業所得税率)} = 42.5 \text{ 万円 (※)}$$

（※償却期間全体での合計額。単年度の増加額は、償却期間で割った額となる）

③170万円（①）－42.5万円（②）＝127.5万円

⇒ 消費型増値税に移行することでの税負担低減額

3. 留意点

なお、当然ながら、生産型増値税への転換にあたり設備購入時の仕入増値税を控除するためには、それ以上の売上増値税が存在することが必要となります。

また、実際の税負担の軽減額は、企業の様々な事情により異なるため、上記計算例は、税負担の変化のイメージを簡易的に示したものであることをご承知ください。

第6章 会計・税務

Q6-15. 消費型増値税と設備輸入の免税枠

問： 中国の増値税について、2008年11月11日に増値税改正に関する中国の財政部・国家税務総局の記者会見があり、内容の中に「輸入設備増値税免税政策、外商投資企業に対する国産設備購入時の増値税還付政策は廃止するとの事を聞きました。

そこで伺いたいのですが、中国に設立した会社（生産工場）が免税枠を持っており、以前はそれを利用して日本から設備を輸入する時に関税と増値税を免除する優遇が有りました。今後は、残っている免税枠を使う時にその増値税の免除はあるのでしょうか？

答： これまで一定の条件を満たす外商投資プロジェクトに対して、その設備の輸入について関税や増値税の免除といった優遇措置が認められていましたが、『中華人民共和国増値税暫定条例』（以下「条例」）(*1)が改正されたことにより、増値税が消費型に転換しました。これに伴い、『財政部、国家税務総局による全国における増値税改正に関わる若干問題に関する通知』（財税〔2008〕170号）（以下、「170号通知」）(*2)前述の輸入増値税の免除が廃止となることが明確になりました。しかしながら関税の扱いについては直ぐには明確にされず、関税も同様に優遇が廃止となるのか関心が集まりましたが、2008年末になってようやくこれまでの輸入免税設備に関する新たな制度がはっきりとしてきました。

1. 消費型増値税への移行に伴う輸入設備に関する優遇税制

(1) 『財政部、税関総署、国家税務総局公告 2008 年第 43 号』（以下、「43 号公告」）(*3)が 2008 年 12 月 25 日に、また税関総局公告 2008 年第 103 号（以下、「103 号公告」）(*4)が 2008 年 12 月 31 日に公布され、共にその第 1 条において 8 分類のプロジェクトに対する関税の免除措置を継続するものの、輸入増値税の免除といった優遇措置については廃止することが明文規定化されました。ただし輸入増値税については、その免除措置の廃止にあたり経過措置が認められています。

(2) 関税免除継続

- ①国が発展を奨励する国内投資プロジェクトおよび外商投資プロジェクト
- ②外国政府借款および国際金融組織借款プロジェクト
- ③価格設定をしない輸入設備を外商が提供する加工貿易企業
- ④中西部地区外商投資優勢産業プロジェクト
- ⑤『税関総署の外商投資のより一層の奨励に関連する輸入税収政策に関する通知』（署税〔1999〕791 号）中で規定する、外商投資企業や外商投資で設立した研究開発センターが、

自己資金を利用して行う技術改造プロジェクト（以下、自己資金プロジェクトと略称）

⑥ソフトウェア生産企業および集積回路生産企業

⑦都市軌道交通プロジェクト

⑧その他『通知』に照らして執行する企業およびプロジェクト

（3）増値税免除廃止に当たっての経過措置

103号公告ではその第2条以降で輸入設備の増値税免除の廃止にあたっての経過措置を以下のように定めています。

①奨励する国内投資プロジェクトおよび外商投資プロジェクト、外国政府借款および国際金融組織借款プロジェクト、中西部地区外商投資優勢産業プロジェクトおよび都市軌道交通プロジェクト

⇒ 次の2つの条件を共に満たすこと：

◇『プロジェクト確認書』発行時期：2008年11月9日およびそれ以前

◇輸入申告時期：2009年6月30日およびそれ以前

②『国务院の輸入設備税収政策調整に関する通知』（国発[1997]37号、以下『通知』）

1997年12月31日およびそれ以前に審査認可、許可或いは登録された国内投資プロジェクト（技術改造プロジェクトおよび基本建設プロジェクトを含む）、外商投資プロジェクトおよび外国政府借款や国際金融組織借款プロジェクト、自己資金プロジェクトおよび認定を経たソフトウェア生産企業、集積回路生産企業

⇒ 次の条件を満たすこと

輸入時期：2008年12月31日およびそれ以前に発行した『徴免税証明』の有効期間内

③加工貿易に外商が提供する価格設定しない設備

⇒ 以下の2つの条件を満たすこと

◇加工貿易手帳届出を処理時期：2008年12月31日およびそれ以前

◇輸入申告時期：2009年6月30日およびそれ以前

④増値税政策調整に係る関係する減免税貨物

輸入申告時期：2008年12月31日およびそれ以前（徴税通関済みのものを除く）

2. 輸入設備に対する優遇税制の変化による企業の負担

輸入設備に対する増値税免税はなくなるものの、『中華人民共和国増値税暫定条例（2008年改正）』により、2009年1月1日以後、新規購入設備の増値税は、売上にかかる増値税から控除可能となるため、企業にとっての実質的な税負担に変化はありません（キャッシュフロー上の負担は変わりますが）。

但し本改革では、全国全ての増値税一般納税人に一律に新規設備購入時の増値税免除を認め、企業の税負担を幅広く軽減することになります。従来優遇を受けていた企業にとっては、そうでなかった企業と増値税については同じ条件となるため、その競争力は弱くなります。

このように見ても、今回の増値税制度の改革は、外資・内資別の優遇政策から外資の内国民待遇への転換の一つとも言えます。

【根拠法規】

(*1) 『中華人民共和国増値税暫定条例』 (2008年改正)

(1993年12月13日中華人民共和国国務院令第134号発布 2008年11月5日国務院第34次常務会議改正採択 国務院令第538号 2008年11月10日公布 2009年1月1日施行)

(*2) 『財政部、国家税務総局による全国における増値税改正に関わる若干問題に関する通知』

(財税[2008]170号 2008年12月19日公布 2009年1月1日施行)

(*3) 財政部 税関総署 国家税務総局公告 2008年第43号 (2008年12月25日公布 即日施行)

(*4) 税関総署公告 2008年第103号 (2008年12月31日公布 即日施行)

第6章 会計・税務

Q6-16. 消費型増値税と加工貿易における無償提供設備

問： 『中華人民共和国増値税暫定条例』は09年1月1日から施行されていますが、08年12月末まで加工貿易によって海外から中国に無償提供を受けた設備を09年1月以降に加工貿易企業が無償提供者から購入する際は、当該条例が適用されますか？若しくは旧来の法規に基づきますか？

答： 1. 増値税及び関税について

加工貿易における無償提供設備は、5年間の監督期間が設けられ、輸入した日から監督期間が解除されるまで無断で国内販売等の行為を行うことは禁止されています。（『加工貿易輸入設備関連問題に関する通知』（*1）第7条）

従って、加工貿易企業が無償提供を受けていた設備を提供者から購入する場合は、監督期間（5年）を経過しているかどうかによって以下の通り、取扱いが異なります。

（1）監督期間（5年）を経過している場合

今年2月1日施行の『中華人民共和国税関輸出入貨物減免税管理弁法』（*2）第42条によれば「税関の監督管理年限が満了した場合は、監督管理は自動解除される。」と規定されており、監督期間満了後は国内で継続使用することができ、輸入関税、輸入増値税ともに免除となります。

従って、5年を経過し、無償提供設備を継続使用している場合は既に監督管理が解除されているため、5年を経過した後に無償提供を受けていた企業が当該設備を購入する場合には、新たな増値税及び関税の負担は発生しません。

（2）監督期間（5年）を経過していない場合

監督期間が満了していない設備について、事前に監督管理解除を申請し、かつ国内に留める場合には、企業が関税と輸入段階での増値税を追加納付し、税関は関連の輸入許可証及びその他の証書に基づき、監督管理解除手続きを行います。（『加工貿易取引下で外国企業が提供する価格評価しない輸入設備の税関監督解除関連問題を更に明確にすることに関する通知』（*3）第2条）

この際、課税対象となる金額は設備の使用年限に基づき、減価償却後の価額となります。

また、追加納付した増値税については、固定資産購入にかかる増値税であるため、今回の増値税改革に伴い、当期増値税納付額があれば、そこから控除することが可能になります（『中華人民共和国増値税暫定条例（2008年改正）』（*4）第10条、『中華人民共和国増値税暫定条例実施細則（2008年改正）』（*5）第21条）。

なお、関税についての負担は変わりません。

2. その他留意点

- ・ 検閲検疫機関による検査及び中古機電製品の輸入許可手続

監督期間の前後を問わず、監督管理を解除した後も国内で継続使用する場合には、検閲検疫機関から安全、環境保護、衛生などの項目についての検査検疫を受け、合格し、「検閲検疫証書」の発行を受ける必要があります。また、中古機械と看做されることから中古機械の輸入に準じた手続が必要となります（既に中古機器の輸入手続を行っている場合を除く）。

（『加工貿易取引下で外国企業が提供する価格評価しない輸入設備の税関監督解除関連問題を更に明確にすることに関する通知』（*3）第4条、第5条）

【根拠法規】

(*1) 『加工貿易輸入設備関連問題に関する通知』

（対外貿易経済合作部、税関総署 1998年7月1日発布実施（1998）外経貿政発第383号）

(*2) 『中華人民共和国税関輸出入貨物減免税管理弁法』

（税関総署令 第179号 2008年12月29日公布 2009年2月1日施行）

(*3) 『加工貿易取引下で外国企業が提供する価格評価しない輸入設備の税関監督解除関連問題を更に明確にすることに関する通知』

（海関総署、対外貿易経済合作部、国家質量監督検閲検疫総局 署法発〔2001〕420号 2001年11月6日公布 2001年1月1日施行 2008年5月1日失効）

⇒本通知は、2008年5月1日付けで失効となっておりますが、有識者によれば、本回答に該当する条項部分については、引き続き有効だろうとの見解でした。

(*4) 『中華人民共和国増値税暫定条例（2008年改正）』

（1993年12月13日中華人民共和国国务院令第134号発布 2008年11月5日国务院第34次常务会议改正採択 国务院令第538号 2008年11月10日公布 2009年1月1日施行）

(*5) 『中華人民共和国増値税暫定条例実施細則（2008年改正）』

（財政部令 第50号 2008年12月15日公布 2009年1月1日施行）

第6章 会計・税務

Q6-17. 不良品の仕入税額控除

問： 2009年1月1日から施行された『中華人民共和国増値税暫定条例』の第10条に不良品は仕入税額控除の対象から除くというような記述がありますが、解釈はありますか？

答： 貴殿のご解釈の通りです。

『中華人民共和国増値税暫定条例（2008年改正）』（*1）に基づき、管理上の問題による不良品などの仕入増値税の控除は認められません。

同条例第10条は、不良品に関し、「以下に挙げる項目の仕入税額は、売上税額の中から控除してはならない。」として、

「（二）非正常損失商品の買入および関連する課税役務」

「（三）非正常損失製品や完成品の生産に消耗する商品の買入或いは課税役務」

のように定めています。

【根拠法規】

(*1) 『中華人民共和国増値税暫定条例（2008年改正）』

（1993年12月13日中華人民共和国国务院令第134号発布 2008年11月5日国务院第34次常務会議改正採択国务院令〔2008〕第538号 2008年11月10日公布 2009年1月1日施行）

第6章 会計・税務

Q6-18. 営業税暫定条例について

問： 2008年11月10日に公布された『営業税暫定条例』によると、2009年度より「役務発生地基準」から「所在地基準」に変更されたと読み取れます。

これは、中国から日本へ支払う役務提供料について、今までは役務提供地が日本であった場合は免税であったものが全て課税対象(源泉徴収対象)となるということでしょうか？

各機関により意見に相違がありますので確認させていただくものです。

なお、今まで課税対象であった日本から中国への役務提供料支払の今後の扱いも含めてご教示いただけますでしょうか。

答： 結論から申し上げますと御懸念の通りであり、以下のいずれの支払の場合にも営業税がかかります。

- ①日本で発生した役務に対して中国の企業が日本企業に支払をする場合
- ②中国で発生した役務に対して日本の企業が中国企業に支払をする場合

09年1月より『営業税暫定条例』(*1)が施行され、一部の課税役務について、発生地の判断が難しい場合(例えばインターネットを通じたサービス提供など)の解決のために、納税地の判断基準が役務発生地から機構所在地または居住地へと変更されました。(第14条)

また、『営業税暫定条例実施細則』(*2)第4条によれば、

「『営業税暫定条例』第1条でいう中華人民共和国国内において提供する条例で規定する役務、無形資産の譲渡或いは不動産の販売とは次のものを指す。

(1)『条例』で規定される役務を提供する或いは提供を受ける組織単位または個人が中国国内にあること(以下略)」

とあり、「役務を提供する、または提供を受ける組織単位または個人が、中国国内にあること」が営業税課税の条件になるようです。

(
参考)

なお、本回答は大手会計事務所を通じて、この法律の作成者に確認して頂いた内容です。しかし、上記回答を得る前に北京市の政策説明者にも問い合わせたところ、②のケースはかかるが、①のケースはかからないというものでした。このように地域によって対応が異なる可能性があるため、現地の税務局確認されることをお勧めいたします。

【根拠法規】

(*1)『営業税暫定条例』(国务院令540号 2008年11月10日公布、2009年1月1日施行)

(*2) 『營業稅暫定條例實施細則』

(財政部令第 52 号 2008 年 12 月 15 日公布、2009 年 1 月 1 日施行)

第6章 会計・税務

Q6-19. 配当金に対する源泉所得税

問： 各種優遇措置の廃止の一環として”外国投資家が外国投資企業から受け取る配当金に対する源泉所得税の免除”との記載がありますが、これは今後日本の企業が受け取る配当金については中国で源泉徴収されるという意味でしょうか。

答： 本件、結論を申し上げます、基本のご理解の通りです。

具体的には、“外国投資家はその投資する外商投資企業から受け取る配当金に対する企業所得税”は、税率 10%にて源泉徴収(当該配当金の支払者である外商投資企業が徴収の上、中国税務当局へ代理納付)されることとなります。

上記は『企業所得税法』(*1)及び『企業所得税法実施条例』(*2)にその法的根拠を求めることができます。

詳細を申し上げます、まず『企業所得税法』の第3条3項・第4条・第27条では“当該受取配当金が課税対象で(第3条3項)かつその税率は20%である(第4条)が、これは免税或いは減税することができる(第27条)”とされており、その上で『企業所得税法実施条例』の第91では更に、“その具体的な(減税後)税率は10%である”ことが定められております。

尚、ご存知の通り、『企業所得税法』及び『企業所得税法実施条例』の施行は共に2008年1月1日からで、それ以前は、外商投資企業・外国企業に対しては既に廃止された『外商投資企業及び外国企業所得税法』(*3)の第19条の中で、当該受取配当金に対する企業所得税は免税とされておりました。

そのため、2008年2月には別途『企業所得税の若干優遇政策に関する通知(2008年)』(*4)が公布され、“外商投資企業が2007年12月31日までに形成した未分配利潤を外国投資者に配当金として送金する場合には(外国投資者に対する)企業所得税を免除する(裏を返せば、『企業所得税法』・『企業所得税法実施条例』に則り、外国投資者に対して課税するのは2008年1月1日以降形成された利潤を配当金として受け取る場合である)”と定められております。念の為、併せてご参考下さい。

【根拠法規】

(*1) 『企業所得税法』(主席令第63号 2007年3月16日公布 2008年1月1日施行)
第3条3項

「(前略)非居民企業が中国国内において機関、活動場所を設立していない場合、(中略)その中国国内を源泉とする所得については、企業所得税を納付しなければならない。」

第4条

「企業所得税の税率は25%とする。非居民企業が取得した本法第3条3項で規定する所得は、適用税率を20%とする。」

第27条

「企業が以下に挙げる所得は、企業所得税を免除、減税することができる。(中略)(五)本法第3条第3項で規定する所得」

(*2) 『企業所得税法实施条例』(国务院令第512号 2007年12月6日公布 2008年1月1日施行)

第91条

「非居民企業が取得した『企業所得税法』第27条第(五)号で規定する所得は、10%に引き下げた税率で企業所得税を徴収する。」

(*3) 『外商投資企業及び外国企業所得税法』

(主席令第45号 1991年4月9日公布 1991年7月1日施行)

第19条

「(前略)下記に規定する所得に対しては、所得税を免除または軽減する。

(1)外国投資家が外商投資企業から取得する利益については、所得税を免除する。(後略)」

(*4) 『企業所得税の若干優遇政策に関する通知(2008年)』

(財政部 国家税務総局 財税〔2008〕1号 2008年2月22日公布)

第4条

「外国投資者が外商投資企業から取得した利潤の優遇政策について、2008年1月1日より以前に外商投資企業が形成した累積未分配利潤を、2008年以降に外国投資者へ分配する場合、企業所得税の徴収を免除する。2008年およびそれ以降の年度に、外商投資企業に新たに追加された利潤を外国投資者へ分配する場合は、法に依って企業所得税を納付する。」

第6章 会計・税務

Q6-20. 準備基金及び企業発展基金の取り崩しによる増資への課税

問： 弊社は日中合弁企業(50:50)ですが、このたび2008年度の利益より積立した準備基金及び企業発展基金を取り崩して増資をする予定です。この場合も源泉徴収の対象になるのでしょうか。

答： 『中外合弁企業法』(*1)第76条第3号の定めに基づき積み立てた準備基金及び企業発展基金を取り崩して資本に組み入れ増資する場合がありますが、北京市地方税務局に問い合わせたところ、源泉所得税は課されないとの回答でした。

有識者の説明によれば、準備基金及び企業発展基金の取り崩しによる資本組入れは、資本の部内における勘定科目の移動とみなされるため、源泉所得税は課されないとのことです。

なお、北京市地方税務局の補足説明では、準備基金及び企業発展基金控除後の剰余金(未処分利益)を以って増資する場合は、源泉所得税を課されるとのことですのでご注意ください。

この点については、有識者より以下のような解説をいただいております。

まず、「準備基金及び企業発展基金控除後の剰余金(未処分利益)を以って増資する」とは、留保利益の直接再投資となります。

そして現行の『企業所得税法』の施行により、2008年度から中国現地法人からの配当金に対し企業所得税率10%が課税されていますが、留保利益の直接再投資に対しても、同様に同10%が課税されるべきと考えられるとのことです。

(*1) 『中外合弁企業法』

(1979年7月1日第5期全国人民代表大会第2回会議で採択、1990年4月4日第7期全国人民代表大会第3回会議の『「中華人民共和国中外合資経営企業法」改正に関する決定』にもとづき改正、2001年3月15日第9期全国人民代表大会第4回会議の『「中華人民共和国中外合資経営企業法」改正に関する決定』にもとづき第二次改正、同日公布)

第7章 人事・労務

第7章 人事・労務

Q7-1. 合併会社への出向社員の給与

問：中国との合併会社に出向させる社員の給与を派遣元から円貨支給し、見合い分を派遣元と当該合併会社との間で“SERVICE AGREEMENT”（以下、S/A）を結び、“SERVICE FEE”として合併会社から外貨送金してもらうことを考えています。このような方法に問題がありますか？

答：結論としては、出向社員の給与支給額を見合いとしたS/Aは成り立たないと思われます。本件、以下の通り解説します。

(1) 出向社員の給与という観点から

① 給与の支給支払場所と課税場所

出向者の給与の支給場所は派遣元、現地法人いずれでも構いません。但し、課税場所については特定されます。それは、給与所得の源泉がどこにあるかによって判断されます。今回のケースでは、出向者が中国で働いているため、中国が給与の源泉となります。従って、派遣元からの給与についても中国にて個人所得税が課税されます。（『個人所得税法実施条例』^(a) 第5条）

② 派遣元から出向者への給与が寄付行為に該当する懸念

海外出向者の給与負担については、日本の税務上の考え方では、出向先が全額負担するのが原則です。但し、出向者の給与が現地法人で勤務する他の従業員との給与水準と比して、著しく高い等の問題が生じる場合は、現地法人での勤務に対する給与として妥当な金額を現地法人が負担し、それ以外の給与を日本法人が負担する方法も考えられます。但し、全額を派遣元で負担した場合には、本来現地法人が負担すべき給与を派遣元である日本企業が負担したということで、日本の税務署において子会社への寄付行為と指摘される可能性があります。事前に所轄税務署と相談されることをお勧めいたします。（日本『基本通達・法人税法第2節9-2-45』）

③ 出向契約

出向者については、出向契約を締結するのが通常です。

④ 課税方法

出向者給与に対する課税は、中国の個人所得税が適用され、超過累進課税方式であることから、日本での所得税に比べ、高い税率が課せられることが多くなっています。尚、中国の個人所得税率は5%～45%ですが、具体的な税率表は『中華人民共和国個人所得税法（2008年改正）』^(b)に掲げられています。

(2) S/A という観点から

① S/A のあるべき姿

S/A の対象になるものには『技術輸出入管理条例』⁽⁴⁾ に規定される技術サービス（対象は自然科学系の技術）及び、それ以外の業務委託やコンサルティングが考えられ、前者は対外経済貿易部門での許認可が必要ですが、後者は許認可は必要なく、登録のみとなっています。

しかし、いずれにせよ共通するのは、どちらも対外経済貿易部門からチェックが入る可能性があり、その際には、サービスの実態があるかどうかが問われることになるということです。更に言えば、『契約法』⁽⁴⁾ 第 12 条によると、そもそも S/A 契約はその要件として、いつ・どこで・誰が誰に・どのように・何を・いくらでといった 5W2H で実態を明確にすることが求められています。

そうしたところ、今回のような出向社員の給与見合いというのは S/A 契約の対象としてはそぐわないといわざるを得ません。中国の対外的外貨送金の関連規定（『外貨決済、売却及び支払管理規定』⁽⁴⁾ 等）によれば、中国の会社は対外送金を行う場合には、外貨管理局支局または外貨指定銀行に関連契約書を提供し、その真実性に関する審査を受ける必要があります。ここで、今回のようなサービスの実態にそぐわない S/A 契約に基づく合弁会社の御社に対する外貨送金は許可されない可能性が極めて高いと思われます。

② S/A によって支払われるサービス対価への税金と個人所得税

S/A 契約によって支払われるサービス対価に対し課される税金は企業所得税 10%、営業税 5%で、出向社員給与に課せられる個人所得税よりも税率が低くなることが多くなっています。そのため、現在お考えのスキームは、本来出向社員の給与に課されるべき税金を不当な方法で低減することを目的とした行為とも疑われかねません。またこの場合、親会社から派遣された者が通算で 6 ヶ月を超えるサービスに従事すると、被派遣者の存在が親会社の P.E.（恒久的施設）に認定され、被派遣者に対する個人所得税だけでなく、親会社に対して見なし利益の 20%の企業所得税、サービスの対価として受け取る金額の 5%の営業税が課税される可能性もありますので、注意が必要です。

なお出向者の給与見合いとしての S/A は関連会社間の利益移転と看做される可能性も出てきます。

これまでの説明は“出向者への給与支給額を見合いとした S/A の成立可否について述べてきたものです。「技術輸出入」の実施に際し、親会社が人を派遣して、現地法人に対し役務を提供し、当該現地法人が親会社へ技術指導料等を海外送金することは可能と考えられます。

ただし、この場合も当該役務の提供が「技術輸出入」に該当することが条件となりますので事前にご確認されることをお勧めします。

【根拠法規】

- (a) 『個人所得税法実施条例』(国務院令第 519 号 2008 年 2 月 18 日公布 2008 年 3 月 1 日施行)
- (b) 『個人所得税法』(主席令第 85 号 2007 年 12 月 29 日改正公布 2008 年 3 月 1 日施行)
- (c) 『技術輸出入管理条例』(国務院 2001 年 12 月 10 日公布、2002 年 1 月 1 日施行)
- (d) 『契約法』(全国人民代表大会 主席令第 15 号 1999 年 3 月 15 日制定 1999 年 10 月 1 日施行)
- (e) 『外貨決済、売却及び支払管理規定』(中国人民銀行 1996 年 6 月 20 日公布 同年 7 月 1 日施行)

第7章 人事・労務

Q7-2. 『労働契約法』について

問：『労働契約法』^(a)の関連で下記質問致します。

1. 固定期間契約も無固定期間契約も、雇用単位からみて契約を解除する条件に差異は無いように思えますが、そもそも2回の固定期間契約（それも何年という限定した期間を決めないで）を締結することができる、とした立法意図はどこにあるのでしょうか。
2. 同法の第46条第二項に関し、労働者側からの自発的な退職の場合、雇用単位としては経済補償を支払う義務は無いと理解しておりますが、正しいでしょうか。

この条項について、固定期間契約の場合、契約期間満了前に労働者が自発的に退職する場合、経済補償の支払義務は無いが、契約期間満了の場合は支払義務がある。また、無固定期間契約の場合はもともと期限が無いため、労働者の自発的な退職であっても、経済補償の支払義務が発生する、という解釈が現場（中国）から出たのですが、どう理解すれば良いでしょうか。

問：ご質問の件、以下回答させていただきます。

1. 2回の固定期間契約が可能とされた理由

結論から言えば、2回の固定期間契約が可能とされた理由は、企業側に採用の際の試用期間の他に、今後の無固定契約締結についての判断期間を与えようという意図だと思われます。

労働契約法の施行により労働者の権利が強化され、理由を示すことなく労働契約を終了することができるのは最初の契約期間満了の時に契約を更新しないと判断した時だけになりました。

2回目の契約更新時には労働者が契約継続を希望するならばそれまでと同条件以上の条件で契約することが義務付けられており、また契約期間中に雇用者側が労働契約を解除するには労働者側に相応の理由があるか、2倍の経済補償金を払う場合に限定されます。つまり、一旦契約を結んでしまうと、また特に無固定契約に移行してしまうと解除に伴う負担が大きくなるだけに、企業側としては最初の契約期間の間に、今後も無固定期間で契約を結んでもよいかどうかを判断する時間を与える必要があると考えたのだと思われます。

(*) 厳密には雇い止めが認められるのが1回か2回かについては意見が分かれており、が現在でも結論はでていません。『労働契約法実施条例』^(b)で結論がでることが期待されます。

【註】その後、『労働契約法実施条例』は、2008年9月に公布・施行されましたが本件に関する結論は未だ明確になっておりません。

2. 第46条についての理解

第46条についてのご理解は正しいと思います。

経済補償金は、あくまで使用者側の事由により労働契約を解除する場合に必要なものであ

り、それまでの労働の対価として支払うもの（退職金の様なもの）ではないので、労働者側が自己都合で契約を解除する場合には経済補償金は必要ありません。それは、契約の内容が固定期間契約であっても、無固定期間契約であっても変わりません。

広州領事館の HP で、その問題についての領事館と広東省の労働社会庁の問答が掲載されています。広州領事館 HP「広東省労働及び社会保障庁との意見交換」3. 経済補償金の項目をご参照下さい。

<http://www.guangzhou.cn.emb.japan.go.jp/basicinfo/080424.html>

尚、契約期限満了の場合、以下に示す『労働契約法』第 46 条第 5 項に基づき経済補償金の支払い義務があります。また、同じく第 6 項により、定年退職による場合には経済補償金の支払い義務はありません。従って「契約期限満了前に労働者が自発的に退職する場合及び契約期限満了した時点で労働者が一定の条件で労働契約の継続締結を拒絶する場合、経済補償金の支払義務は無いが、契約期限満了の場合は支払義務がある。それは固定契約であっても無固定契約であっても変わりはない。また、定年退職の場合は経済補償金の支払い義務はない。」ということになると思います。

『労働契約法』^(a) 第 46 条第 5 項、第 6 項

「以下に挙げる状況の 1 つにある場合、雇用単位は労働者へ経済補償を支払わなければならない。

(五) 雇用単位が労働契約で約定する条件を維持或いは引き上げて労働契約を継続締結し、労働者が継続締結に同意しない状況を除き、本法第四十四条第一号の規定（労働契約期間が満了した場合）に照らして期間が決まっている労働契約を終了した場合

(六) 本法第四十四条第四号（雇用単位の破産）、第五号（雇用単位の営業停止、解散など）の規定に照らして労働契約を終了した時」

【根拠法規】

(a) 『労働契約法』（全人代常委会 主席令第 65 号 2007 年 6 月 29 日公布・2008 年 1 月 1 日施行）

(b) 『労働契約法实施条例』（国务院令第 535 号 2008 年 9 月 18 日公布・施行）

第7章 人事・労務

Q7-3. 工会について

問：『労働契約法』^(a) 施行後、駐在員事務所のスタッフが自主的に「工会」を組織するか、
或いは FESCO から「工会」の組織（支部）を指導されるような状況はありえるでしょうか。

答： ご質問の件、以下の通り報告しますので宜しくご参考下さい。

1. 駐在事務所のスタッフが自主的に工会を組織する状況はありえるか？

結論からいえば、ありえます。

駐在員事務所のスタッフ、即ち労務派遣会社から派遣され外国企業の代表機構に使用される労働者は、労務派遣会社もしくは使用されている職場（駐在員事務所）で自主的に工会を組織することができます。

これは、『労働契約法』第 64 条の以下の条文中で保障されています。

尚、以下の条文中、労務派遣単位とは派遣会社を、雇用単位とは、派遣された労働者を使用する会社（本件のケースでは駐在員事務所）を指しています。

『労働契約法』^(a) 第 64 条

「被派遣労働者は、労務派遣単位或いは雇用単位において、法によって工会に参加する或いは組織し、自身の合法的權益を擁護する権利を有する。」

2. 駐在員事務所のスタッフが FESCO（派遣会社）から工会の組織を指導されるような状況はありえるか？

本件、中国の労務問題に詳しい有識者にも話を聞いてみましたが、その見解は以下の通りでした。

(1) 目下、FESCO がこのような動きをしているといった情報は今のところ耳にしていない。

(2) ただし、上述の『労働契約法』条文中では「労務派遣単位或いは雇用単位において・・・

（中略）・・・参加する或いは組織し、・・・」と規定されていることから、派遣会社はその雇用する労働者から工会に所属したいという話を受けた場合、この労働者に対して「派遣先の会社で工会を組織してほしい」という対応をすることはあっても不思議ではないと思われます。

上記(2)について、若干の解説を加えれば、本来、派遣社員については直接の雇用主である派遣会社にある工会に所属するのが筋なのでしょうが、そうなると基層工会としては余りにも巨大になり過ぎ、派遣会社としても面倒を見切れないので、派遣先が駐在員事務所であ

れ、法人であれ、派遣先で工会を組織してそこに所属して欲しいという思いはあるのではないかとこのところではあります。

また、念の為申し上げれば、工会というものはあくまでも労働者側が自主的に組織するもので雇用側はこれを阻害してはならないということになっており、雇用側が組織するように指導するといった性質のものではないというのが原則です。仮に労働者に対して積極的に工会組織を呼びかけている者がいるとすれば、それは労務派遣会社ではなく、下記＜参考＞で述べる総工会である可能性があります。

＜参考＞中国の工会組織

ごく簡単にではありますが、中国の工会組織について次の通り紹介致します。

- 共産党組織部直轄の「中華全国総工会」を頂点として、各省、市、区ごとの総工会があり、企業における工会はその末端組織（基層工会と呼ばれる）。
- 労働者が工会に加盟するということは、「中華全国総工会」会員になることであり、加盟は任意。
- 企業において、既に前職場などで「中華全国総工会」会員になっている労働者が 25 人以上集まった場合は、基層工会を組織する必要がある。
- 基層工会が組織された企業では、従業員の加盟率に関わらず、全従業員の給与総額の 2%を工会経費として拠出する必要がある。当該経費は一般に 60%を基層工会が保留し、40%は上級工会に上納される。

【根拠法規】

(a) 『労働契約法』（全人代常務委員会 主席令第 65 号 2007 年 6 月 29 日公布 2008 年 1 月 1 日施行）

第7章 人事・労務

Q7-4. 工会と従業員代表大会

問： 工会と従業員代表大会について質問します。

1. 工会と従業員代表大会は性格的に同一のものでしょうか？両者の並存もありえるのでしょうか？
2. 『労働契約法』^(a)第4条に、「重大事項の制定の際、これを討論する相手は従業員代表大会或いは全従業員である」とありますが、工会はこれにどうからんできますか？
3. 例えば一つのアイデアとして、企業側の発意で全従業員を統合し、「〇〇懇親会」といった組織を作り、これを工会を代替するもの、とするというやり方に実効性はあるのでしょうか？（工会の誕生の前に、これに代わる組織を作るというやり方）

答： ご質問の件、以下の通り報告致します。

1. 工会と従業員代表大会は性格的に同一のものか？両者の並存も有りえるか？

工会と従業員代表大会は、別物です。また、両者の併存は有り得ます。

工会と従業員代表大会、それぞれの位置付けは次の通りとなっています。工会は、企業（或いは雇用主）とは別の独立した組織で、従業員の権利・利益の保護、企業の生産・経営への参与と協力、労働争議の調停を主な任務とします。また、会員の入退会は自由です。一方で、従業員代表大会は、企業内組織であり、従業員の意思決定機関という位置付けです。

また、工会と従業員代表大会の関係は以下の通りです。

工会および従業員代表大会は、『労働契約法』第4条における企業の規則・制度についての規定を初め、様々な場面で異なった役割を担っています。主に工会は従業員代表大会の事務機構として日常業務を遂行し、重要事項の審議・決議等を従業員代表大会が行っており、両者が併存することも十分有り得ます。

2. 重大事項の制定の際、これを討論する相手は従業員代表大会或いは全従業員とあるが、工会はこれにどうからんでくるのか？

『労働契約法』第4条では、労働者の切実な利益に直接関わる内部規定または重大事項の制定・改訂・決定に際し、以下の2つのプロセスを踏むことを求めています。

- (1) 「従業員代表大会或いは全従業員の討論」
- (2) 「工会或いは従業員代表との平等協議」

工会は、条文上では(2)における企業の協議相手としての役割を負うこととなります。ただし、工会は、前述の通り従業員代表大会の日常業務機関と考えられるため、両者が併存する

場合は(1)においても従業員代表大会が開催、議題提起される前に工会での討議を経るものと考えられ、実質的には、いずれのプロセスにおいても関与してくるものと考えられます。

3. 企業側の発意で「〇〇懇親会」といった組織を作り、これに工会を代替させるというやり方に実効性はあるか？

ご質問を拝見した限り、工会について企業運営にとってマイナスな存在であるとの認識を持たれているように見受けられましたが、中国における工会は、以下の特殊な性質を持っており、日本で言う労働組合とはやや異なり、本来企業と対立する存在ではありません。

- (1) 工会は中国共産党の指導に基づき、同党の理念を実現するためのもの
- (2) 工会は労働者を組織・教育し、企業活動の円滑な実施を支援するもの

実際、工会には、ストライキやサボタージュが発生した際の秩序回復への協力なども職務に含まれています。

従って、工会が企業と友好的な存在であるとするならば、そもそも懇親会等を設置し、工会の代替組織を設立する必要性は薄いと考えられます。

尚、従業員同士や企業側とのコミュニケーションを図る手段として懇親会を作ることは、企業の円滑な業務遂行のためには、一応友好的な手段と思われませんが、工会自体が同様な要素を持つ組織であることや重要事項制定時の対応を含め、工会の設置が将来必要となる可能性を考えれば、いっそ工会とうまく付き合っていく方が理想的と言えるかと思われま

【根拠法規】

- (a) 『労働契約法』(全人代常務委員会 主席令第65号 2007年6月29日公布 2008年1月1日施行)

第7章 人事・労務

Q7-5. 常駐者の派遣形態

問： 弊社の日本国内関係会社 A 社では、広東省東莞市にある製造会社 Y 社に製品の製造委託をしています。A社から Y社へは技術援助（新製品立上げ支援、生産性向上など）のため適宜出張者を派遣しておりますが、出張者の代わりに日本人常駐者を数名現地に配置できないか検討しています。

現在検討しているスキームは、A社から弊社の販売現地法人（候補として中国国内の C社、香港の H社がある）に出向させて現地法人の従業員とした上、出張のような形で Y社に常駐させる方式ですが、フィージビリティ・スタディが進まず困っております。

そこで以下の点につき教えていただきたくお願い致します。

- (1) C社、H社は販売現地法人だが、経営範囲の登記上、その社員が技術援助活動を実施できるか（C社、H社の登記されている経営範囲は現在確認中だが、現状では技術援助活動や派遣業などの記載はないと思われる）。また、現状は上述の通り A社から Y社へ技術援助する契約を締結していることから、一案として A社から C社/H社へ技術者派遣を依頼する業務委託契約を結ぶといったことが有効であるかも知りたい。
- (2) “出張のような形”とは“東莞市には C社、H社の事務所は設置しない（できれば設置したくない）”という漠然とした意味だが可能か。
- (3) 香港法人 H社へ出向させた場合、中国法人 C社へ出向させた場合と比べて不利になる点があるか？香港からだ日本から出張させるのと同じことなのか。（C社は中国国内の法人といえども地理的に東莞市から遠いため、H社も検討対象に含めたい）
- (4) 上記の他に何か想定される問題点はあるか。

<補足>

- －日本企業 A社には中国の現地法人はない。
- －Y社は香港に本社があり、さらにその親会社は日本企業 X社だが、弊社・A社共に、X社、Y社との資本関係はない。
- －(1)については、Y社製品の相当数が C社を通じて中国国内に販売されているため、当該の技術援助活動が C社の本来業務の一部とは言えないか検討中。尚、該当する Y社製品の商流は、Y社から A社が一旦買い取った上で C社に販売しており、Y社→C社の直接取引ではない。

答： 本件、以下の通り回答します。

結論から申し上げますと、C社ないしは H社から人を派遣して技術援助を行うといった契約

を締結することは難しいと思われます。C社、H社を活用した、それぞれの場合について、その理由を以下の通り解説致します。

まず、C社活用の場合については、ご自身も踏まえていらっしゃるようにC社が販売会社である以上、生産技術援助はC社の経営範囲を逸脱しており、C社はY社との間に直接的な契約関係もないため、C社本来業務の関連サービスに該当すると考えることもできないものと思われます。

また、一案として挙げられているA社-C社間の業務委託契約の締結に言及しますと、これもC社の経営範囲がネックとなり、結べる契約内容はA社がC社に対しC社顧客に向けたアフターサービスのメンテナンスを委託するといった、C社の経営範囲内に留まる内容になってしまうかと思われます。

尚、実現性はともかく、C社が他社に対して技術指導を行うことができるよう、その経営範囲そのものを拡大すれば、理論上、C社がY社に対して技術援助を行うことができるようになりますが、当該経営範囲拡大については、当局との相談・交渉が必要で、かつ認められる要件としてC社が他社に技術援助を行うための資質・条件を備えていることが問われることになるとのではないかと考えます。

尚、これは蛇足ながら、経営範囲を逸脱する行為に対しては、罰金から営業停止までの罰則が適用される可能性がありますのでくれぐれも注意が必要です。

次に香港法人H社を活用する場合ですが、これも販売会社であるため、技術指導契約の届出登記の申請先である商務部門や、国外送金の合法性を審査する外為管理局から、H社は技術指導能力がないと見なされ、香港への送金ができなくなるというリスクがあります。

今回のケースでは、やはりA社から人を派遣するのが一番問題が少ないと思われます。ただし、その際に、従来のように短期の出張ではなく、常駐しての技術派遣となりますと、その期間が連続で6ヶ月を超える場合、常駐者の存在がA社のP.E.（恒久的施設）と見なされて、常駐者の個人所得税だけでなくA社に対する企業所得税も課税される可能性がありますのでご注意下さい。また、外国企業であるA社はその従業員を中国国内に常駐者として派遣する場合には、審査認可機関による認可及び登記機関による登記・登録を経ずに中国国内において事業活動（固定的場所及び一定の人員が一定の長期間に亘り執務することは認定要件であり）を行うと判断され、『外国（地区）企業の中国国内における生産経営活動への従事に係る登記に関する管理弁法』^(a)等の規定により警告、罰金、違法所得没収等の行政制裁を受ける可能性があります。いわゆる **Doing Business** の問題が存在していることにも注意する必要があります。

【根拠法規】

(a) 『外国（地区）企業の中国国内における生産経営活動への従事に係る登記に関する管理弁法』（国家工商行政管理局 1992年10月1日公布、同日施行）

(b) 『日中租税条約』

正式名称：『所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国との間の協定』

（1983年9月6日調印1984年6月26日発効）



PE（恒久的施設）

恒久的施設（Permanent Establishment 以下 P.E.）とは、「事業を行う一定の場所であって企業がその事業の全部又は一部を行っている場所」（『日中租税条約』^(b) 第 5 条 1 項）と定義され、事業所得の源泉を判断する重要な概念です。

P.E.は中国に設立した法人ではなく、外国企業が中国国内に拠点を設けていると認められる場合の当該拠点のことを指し、『日中租税条約』第 5 条によれば、以下のようなものが該当します。

- a. 事業の管理の場所、支店、事務所、工場、作業場などの物理的施設（2 項）
- b. 6 ヶ月を超える期間で存続する建設工事現場などとそれらに関する監督活動（3 項）
- c. 同一または複数の関連プロジェクトに対して特定の 12 ヶ月間に合計 6 ヶ月を超える期間にわたって行われるコンサルタントの役務の提供（5 項）
- d. 日本企業に代わって契約を締結する権限を反復的に行使するもの、或いは反復して注文を取得するもの（6 項）

尚、P.E.の認定がされると、P.E.に帰属する収益に対し、中国で企業所得税や、P.E.への出張者への個人所得税などが課税されます。

第7章 人事・労務

Q7-6. 中国人の身分証について

問： 中国人の皆さんは身分証をお持ちですが、この身分証は一人につき一個が原則だと思えます。一人が番号も異なる二個を所有するということはあるのでしょうか？また、身分証を二個所有するということは法律的にはいかがなものでしょうか？

中国現地の工場従業員管理のために知っておきたく、お伺いします。

答： お問い合わせの件、以下の通り報告します。

身分証については、『中華人民共和国居民身分証法』^(a) 第3条2項にて「居民身分証番号は、公民の唯一かつ終身不変の身分番号」とあり、一人につき、一つの身分証番号を有することが規定されています。また、同法には、「居民身分証を損壊、紛失した時には再発行が可能で、その場合あるいは居民身分証の有効期限満了、氏名変更などの場合には新たな身分証を受領し、旧身分証を返却すること」とされています。

従って、結論を申し上げます、一人が番号の異なる複数の“有効な”身分証を持つことはないと考えられます。

もちろん、何事もヒトが行うことですので、再発行の後、紛失した身分証が発見されたのに返却をしていないなど、新たな身分証の発行時に古い身分証が返却されない時には、二つの身分証が存在することもあり得ますが、いずれの場合も“有効な”身分証は一つということになります。

ちなみに、現在中国では、従来の「第一世代型」身分証から「第二世代型」身分証（非接触型 IC チップ内蔵）への切り替え作業が進められています。人口の多い中国では、新たな身分証への切り替えは長い時間を要し、2008 年末の完了を目指しているものの具体的な完了時期は定かではありません。また、この切り替え作業においては、同時に身分証番号の変更も行われており（15 桁から 18 桁への変更、下一桁の変更など）、新しい身分証は、従来とは番号の異なる身分証となりますが、もちろん、この際も古い身分証は返却する義務があります。そこで返却が行われなかった場合などには番号の異なる二つの身分証が所有されることがあり得ますが、有効なのは新しい身分証の一つだけだということは既に述べた通りです。

尚、以下は中国居民身分証の検索システムの URL です。身分証の番号が実際に存在するかどうかを確認することができます。ただし、実際に存在する番号を用いた偽者の身分証である

可能性はあり、その身分証が本物であるかどうかまでを保証するものではありませんのでご注意ください。

<http://www.dffy.com/sfzcx/>

【根拠法規】

(a) 『中華人民共和国居民身分証法』

(全人代常務委員会第3次会 2003年6月28日公布 2004年1月1日施行)

第7章 人事・労務

Q7-7. 在外中国人の身分証の回復

問：私は15年前に日本に来て、ずっと中国との合弁業務に携わっています。

中国へ出張する時には、中国人はやはり身分証があったほうが便利です。しかし、中国で取得した身分証は2009年1月で期限満了になり、更新しようと考えて当局に問い合わせたところ、15年前に日本に来た時に中国での戸籍が取り消され（注消）しており、戸籍がないと身分証の更新ができないと言われました。

この場合、どうやって戸籍を回復し、身分証を更新すれば宜しいでしょうか？大変難しい問題で、申し訳ございませんが、もし、このようなケースをご存知でしたら、ぜひ教えていただきたいと思います。

答：お問合せの件につき以下の通り回答します。

『中華人民共和国居民身分証条例実施細則』^(a) 第13条には「公民は、出国して定住する場合には、戸籍抹消手続きをする際に、住民身分証を返還しなければならない。」とあり、外国で定住する場合には戸籍を一旦抹消し、身分証を返納することになっていました。同細則は既に2004年から施行されている『中華人民共和国居民身分証法』^(b)（以下「身分証法」という）より廃止されましたが、15年前に出国されているのであれば、当時まだ有効である同細則に従い戸籍が抹消されたものと思われます。

また、「身分証」法第9条には、内地に帰って定住する香港及びマカオ同胞及び大陸に帰って定住する台湾同胞及び中国の国籍を持つ者は戸籍登記手続きをする時に住民身分証の申請をすると規定しています。

そこで、定住する前提で中国に戻って戸籍登記の手続きを行えば身分証がもらえると思われます。宜しくご参考下さい。

【根拠法規】

(a) 『中華人民共和国居民身分証条例実施細則』

(国務院 1999年7月29日改正 1999年10月1日発布)

(b) 『中華人民共和国居民身分証法』

(全人代常務委員会 第3次会 2003年6月28日公布 2004年1月1日施行)

第7章 人事・労務

Q7-8. 中国における「36 協定」

問：日本の労働法で言う「36 協定」は、どうやら中国労働法では 41-44 条辺りが該当しそうだという事がわかりました。

そこで以下について質問させてください。

1. 中国労働法第 41 条について以下の 3 点について教えてください。
 - (1) 当局への事前届出は必要でしょうか？
 - (2) 「特殊な理由」に「繁忙期のため」は該当しますか？
 - (3) この条文に従い労働時間を延長する場合、期間制限はありますか？
2. その他の質問
 - (1) 労働法第 41-44 条以外に日本の労働法で言う「36 協定」に関連する規定はありますか？
 - (2) その他実務上の注意点などが何かあればご教示ください。

答：1. 中国労働法第 41 条について

- (1) 当局への事前届出は不要です。
- (2) 「繁忙期のため」は、「特殊な理由」に該当します。
- (3) 「定時労働制」（固定の労働時間を定める、一般的なもの）の場合は、期間制限はありません。「労働時間総合計算労働制」（月・四半期などを期間として、その間で労働時間を 1 日平均 8 時間とするもの）を採用する場合は、期間制限があることとなります。なお当該制度採用の場合は、労働契約での規定（＝従業員の同意）と労働行政機関の認可が必要です。

2. 時間外労働に関する他の関連規定について

- (1) 以下の 3 つの法規をご紹介します。
 - ① 『企業の不定時労働制度及び労働時間総合計算労働制度の実行に関する審査認可弁法』^(a)
⇒ 前述の「労働時間総合計算労働制」の根拠規定です。
 - ② 『「労働法」の執行の貫徹に係る若干の問題に関する意見』^(b)
⇒ 総合計算の方法、労働時間延長時の協議等が定められています。
 - ③ 『従業員の労働時間の関連問題に関する労働部の回答書簡』^(c)
⇒ 広州労働局の質問に対する回答書簡の形の法規ですが、時間外労働に関する詳細な解釈が定められています。
- (2) その他

実務上は、企業所在地の地方法規について、地方の労働行政部門にご確認頂くことをお勧めします。

【根拠法規】

- (a) 『企業の不特定労働制度及び労働時間総合計算労働制度の実行に関する審査認可弁法』
(労部発[1994]503号 1994年12月14日公布 1995年1月1日施行)
- (b) 『「労働法」の執行の貫徹に係る若干の問題に関する意見』
(労部発[1995]309号 1995年8月4日公布)
- (c) 『従業員の労働時間の関連問題に関する労働部の回答書簡』
(労部発[1997]271号 1997年9月10日公布)



時間外労働に関する賃金

1. 時間外労働を求められるのは？

1時間～3時間/日 月36時間

2. 時間外割り増しは？

時間外割り増し : 150% × 通常勤務の時間給

休日(土日)割り増し : 200% × 通常勤務の時間給

法定祝日割り増し : 300% × 通常勤務の時間給

3. 時間給はどうやって計算するの？

『従業員の年間月度平均勤務時間及び給与計算の問題に関する通達』(労社部発[2008]3号)

にもとづき、以下のように計算します。

時間給 = 月給 ÷ 21.75日 ÷ 8時間

第7章 人事・労務

Q7-9. 労働契約法の経済補償額について

問：（前提）

『労働契約法』の第47条に経済補償について以下のように記されています。

「経済補償は労働者がその企業での勤務年限によって、満一年毎に一ヶ月の給与を支払うという基準で労働者に対して支払う。6ヶ月以上1年未満の場合には1年として計算する。6ヶ月未満の場合は労働者に対し半月分の賃金の経済補償を支払う。

労働者の月給が使用者所在の直轄市或いは区が設置されている市の公布する、当地区の前年度職工平均月給の3倍より高くなる場合、経済補償の基準は職工平均月給の3倍を支払い、経済補償の年限は最高12年を越えない。

本条でいう月給とは、労働者が労働契約の解除または終了をする前の12ヶ月間の平均給料である。」

そこで以下のことについて教えてください。

1. 現在、弊社の駐在事務所の所員の中には、勤続年数が12年以上で、かつ市の公布する平均月給より高いメンバーがいます。この場合、この47条をそのまま当てはめることに問題はありますか？
（なお、当然、貢献しているメンバーには47条の計算額より、プラスアルファの退職慰労金を支給せざるを得ないだろうとは思っています。）
2. それとも47条は工場の工員だけが対象なのでしょうか。
3. 退職金は経済補償のことと理解していますが、それで間違いないでしょうか。

答：1. 『労働契約法』^(a) 施行後に発生する経済補償について

(1) 本年より施行されました『労働契約法』に基づく経済補償につきましては、第46条、第47条以外にも、第97条第3項以下の規定があります。したがって、第46条や第47条をそのまま当てはめるのは適当ではありません。

なお個別具体的な状況に対して、『労働契約法』の関連する条項ならびに関連法規を以って総合的に考えることが必要となります。

「本法施行の日に存続している労働契約を、本法施行後に解除或いは終了する際、本法第四十六条の規定に照らして経済補償を支払わなければならない場合、経済補償の期間は、本法施行の日よりカウントする。本法施行前に、当時の関係する規定に照らして、雇用単位が労働者へ経済補償を支払わなければならない場合は、当時の関係する規定に照らして執行する。」

(2) この条項は経済補償金の支払いに関して、労働契約関係を『労働契約法』の施行日であ

る 2008 年 1 月 1 日以降（2008 年 1 月 1 日を含む）とそれ以前の 2 つに分け、それぞれにつき処理するよう求めていると考えられます。したがって 2007 年 12 月 31 日までの労働契約関係に対しては、『労働法』^(b) などの当時の関係する規定に基づいて、支払い開始日の計算を含む処理を行わなければなりません。2008 年 1 月 1 日以降（2008 年 1 月 1 日を含む）の労働契約関係に対しては、『労働契約法』に基づくことになります。

- (3) 経済補償金の支払いが必要となる状況ですが、『労働法』では、経済補償金の支払いが必要とされていなかったが、『労働契約法』では、新たに「経済補償金の支払いが必要とされる」と定められたものもあります。例えば、『労働契約法』第 46 条(五)「雇用単位が労働契約で約定する条件を維持或いは引き上げて労働契約を継続締結し、労働者が継続締結に同意しない状況を除き、本法第四十四条第一号の規定に照らして期間が決まっている労働契約を終了した場合」のような場合です。

こうした場合は、『労働契約法』に基づき、2008 年 1 月 1 日以降の労働契約関係に対して経済補償金を支払うことになります。それ以前については、『労働法』においてこれを支払い事由とする規定が無いため、経済補償金は支払う必要はありません。

- (4) 『労働法』においても、『労働契約法』においても経済補償金の支払い事由となる場合は、2007 年 12 月 31 日までと 2008 年 1 月 1 日以降とに労働契約関係を分けて、それぞれについて、各規定に従った経済補償金の処理を行わなければなりません。

例えば、経済補償金は 2007 年 12 月 31 日までについては、『労働契約の違反および解除の際の経済補償弁法』^(c) 第 5 条に基づき、1 ヶ月相当分の給与の 12 ヶ月分が上限です。それ以降については、『労働契約法』第 47 条にあるように「雇用単位所在地の直轄市、区を設ける市級の人民政府が公布する当該地区の前年度従業員月給の平均賃金の 3 倍を超える場合」は前述と同様の上限が設けられておりますが、それ以外は上限が設けられていません。

- (5) 例えば勤続年数が 12 年以上（12 年と 10 ヶ月）、市が公布する平均月給額の 3 倍を超える給与の労働者が、2008 年 10 月末に『労働法』、『労働契約法』共に経済補償金を支払うことが必要となる事由で退職する場合は次のように計算します。

2007 年 12 月 31 日までの労働契約に対しては、勤続期間 12 年として、1 ヶ月の給与 12 ヶ月分を経済補償金として計算し、2008 年 1 月から 10 月までの 10 ヶ月の労働契約関係については、『労働契約法』第 47 条で規定に従い、経済補償金は従業員の月平均賃金の 3 倍の金額 1 ヶ月分となります。

- (6) なお、規定とは別に、プラスアルファの退職慰労金を支給されるかどうかは企業ごとの個別のご判断になります。

2. この規定は工場の工員だけが対象ではなく、全労働者が対象です。

3. 経済補償金は日本でいうところの退職金とは異なるものです。

【根拠法規】

- (a) 『労働契約法』(主席令第65号 2007年6月29日公布 2008年1月1日施行)
- (b) 『労働法』(主席令第28号 1994年7月5日公布 1995年1月1日施行)
- (c) 『労働契約の違反および解除の際の経済補償弁法』
(劳部発[1994]481号 1994年12月3日公布 1995年1月1日施行)



平均月給

平均月給はどうやったらわかるのか？

企業の所在地である直轄市・市級人民政府が前年の平均月給額を発表しますので、この金額で計算してください。

第7章 人事・労務

Q7-10. 上海市における外地人の就業

問：上海市の外資系企業が外地人を採用する際に、その本人が4年制大学の卒業生でないことから、上海市の居留証を持っていませんでした。

結果として四金の加入が出来ないため、「総合保険」に加入することで採用することになりました。このケースにつき、下記の点を教えて下さい。

1. 法的には居留証を持たない人を採用すること自体に問題は無いのか？
2. 無いとすれば、どのような資格での就業となるのか（その有効期間は、また“戸籍”との関係は）？
3. 当人は上海の大学を卒業後、そのまま上海の外資系企業に就職、今回弊社への転職となりましたが、このような経緯の人の場合、いわゆる四金はどのような扱いになるか？
4. 上記に関し、四金加入は不可ゆえ、“総合保険”に加入することになったようですが、“総合保険”とはどのような性格のものか？
5. このような外地人と“無固定期限労働契約”で長期的に雇用する場合の法的問題の有無と本人にとっての“四金加入”問題はどのようになるか？

答：上海のような大都会では、流入する地方出身者が一定期間にわたり就労する場合、本人及び雇用企業に所定の手続を実施する法的義務が課されています。

ここではまず、上海市以外の省市からやってきた上海戸籍を持たない人（以下、外来人員）が上海で就業するために必要な手続きについて報告しますが、そもそも、外来人員が上海で就業するためには以下の証明書の具備や手続きを求められることとなります。

1. 本人は、暫定居住区域の公安部門或いはその常駐機構で「上海市外来人員暫住証」を申請、交付を受ける（さらに当該「暫住証」の上には所定機関による“健康診断合格印”“生育検査印”の捺印が必要）。
2. 企業は、雇用にあたり、市あるいは区・県の労働保障部門に対し当該外来人員の雇用認可申請・取得及び当該外来人員の「就業証」を申請・取得を行う。

従って、契約期間の定めの有無に関わらず、外来人員による就労については上記諸手続き・認可取得が大前提となりますのでご留意下さい。尚、「暫住証」、「就業証」は満期になると更新手続きが必要となりますのでご注意ください。

さて、上記の諸手続、認可取得を経て雇用関係を確立した上で、次にいよいよ当該労働者に対する社会保障の問題となるわけですが、諸資料によれば、そもそも上海市には、労働者の属性別に以下の3種類の社会保障制度が存在しております。従って、労働者の社会保障を考える場合、労働者の属性に従って適切な社会保険の措置をとることとなります（以下を重複して付保する必要はありません）。

1. 城鎮社会保険

(1) 対象

上海市中心区に所在する企業に勤務する上海市戸籍保有者及び上海市が人材導入を認めて居住証の発行に同意した上海市居住証取得者。

(2) カバーしている保険事項

養老保険・医療保険・失業保険・生育保険・労災保険

2. 小城鎮社会保険

(1) 対象

上海市の郊外区に所在する企業に勤務する上海市戸籍保有者または市政府が認可したその他の者。

(2) カバーしている保険事項

養老保険・医療保険・失業保険・生育保険・労災保険

3. 外来従業員総合保険（略称：総合保険）

(1) 対象

上海戸籍を有さず、上海市で就業している他省・市・自治区の人員。

(2) カバーしている保険事項

養老補充手当・労災（あるいは不慮の怪我）・入院治療

次に、ご質問には「総合保険で対応」とされておりますので、これを前提に以下、総合保険につきポイントを付記致します。

1. 企業が、城鎮社会保険、小城鎮社会保険が適用されない外来人員を雇用する際には、当該「総合保険」の加入が必須です。外来人員就業管理機構にて登記手続きを行う必要があります。
2. 保険料は、当該保険の基数に12.5%の料率をかけた固定料金です。全額企業負担で個人負担はありません。尚、当該保険の基数は、以下の算式にて算出されます。

〔当該企業が雇用する外来人員の総人数〕 × 〔上海市の前年度企業労働者月平均賃金の60%〕

3. 外来人員労働者に対し、上海では総合保険をかけながら、当該人員の戸籍のある場所で四金を支払うことも可能とのことです。

尚、ご存知の通り四金とは社会保険と住宅公共積立金の総称であり、住宅公共積立金は前述の3種類の社会保険制度とは別個のものです。従って、従業員がどの社会保険を適用されようが別個に加入が必要で、総合保険の対象となる外来人員についても上海戸籍保有者と同様のやり方で加入が可能とのこととです。

また、総合保険では、養老補充手当がカバーされておりますが、これとは別に城鎮基本養老保険への加入が必須となっているようで、その納付料率は当該企業における上海市戸籍保有従業員と同様であるとのこととですので併せてご留意下さい。

以上 簡単ではありますが宜しくご参照下さい。



中国の社会保険

中国では『労働法』の規定に従い、5種類の保険制度について、国家の統一された管理・運営方法による整備を進めているところです。その概要は以下の通りです。

< 保険の目的 >

	保険の目的
基本養老保険（基礎年金）	企業を退職した高齢者の基本的な生活を保障 （三層構造の年金制度の基層部分）
基本医療保険	従業員の業務外疾病・傷害への医療サービス実施を保障
失業保険	失業者の基本生活の保障、再就職の促進
工傷保険（労災保険）	業務中の傷害、職業病罹患後の従業員について、治療、経済補償、リハビリテーションを受ける権利を保障
生育保険（出産保険）	女性従業員の合法的検疫保護のため、出産期間中に必要な経済的補償及び医療保険の享受を保障

< 保険料の負担者 >

	基本養老保険 （基礎年金）	基本医療保険	失業保険	工傷保険 （労災保険）	生育保険 （出産保険）
企業	○	○	○	○	○
個人	○	○	○	—	—

※保険料納付率は地域により異なりますので注意が必要です。

第7章 人事・労務

Q7-11. 上海市における障害者就業保障金

問： 上海市では、障害者の雇用促進の制度があり、障害者雇用のない企業には定率の障害者就業保障金を納付しなければならないと現地スタッフから聞きました。
つきましては、この制度の具体的内容と根拠となる条例等をご教示お願い致します。

答： 1. 障害者に関する法律

障害者に関する法律には、代表的なものとして『中華人民共和国障害者保障法』(*1)があり、障害者の適法な権益保護のための基本理念や障害者の概念などが定められています。また、各省・自治区・直轄市も関係地方法を制定しています。

「人民網日本語版」2008年9月2日付けの記事によれば、「中国障害者連合会の発表では、中国は障害者の権益を保護し、障害者事業の発展を促進するため、これまでに50本あまりの法律を施行しており、障害者の権益保護への社会的関心が、日増しに高まっている」ようです。

2. 制度の具体的内容

①全国的な制度

ご質問の「障害者就業保障金」に関しては、全国的な法制度として『中華人民共和国身体障害者就業条例』(*2)8条及び9条に以下のことがらが定められています。

- ・雇用単位は一定の比率に従い身体障害者の就業を手配し、比率に到達しない場合は、身体障害者就業保障金を納付しなければならない。
- ・具体的な比率は、各地方の人民政府が実情に基づき定める。

②上海市の場合

上海市では、『上海市障害者分散手配就業弁法』(*3)及び『上海市障害者就業分散手配弁法実施細則』(*4)に障害者就業保障金の具体的な内容が定められています。以下に概要をご紹介します。

・障害者の比率

当市管轄区範囲内の全ての機関、団体、企業及び事業単位は、いずれも当該単位の前年度における在職従業員年平均人数の1.6%の比率に従い、障害者の就業を手配しなければならない。（『上海市障害者分散手配就業弁法』第4条）

・障害者保障金の金額及び納付時期

障害者の就業が1.6%の比率に到達しない単位は、当該単位の前年度における従業員賃金総額の1.6%の比率に従い障害者就業保障金を納付しなければならない。障害者就業保障金の徴収は、毎年5月とする。（同5条、同8条）

・一部返還

既に障害者の就業を手配したが、所定の比率に到達しない単位は、障害者就業保障金を納付した後に、既に手配した人数の比率の障害者就業保障金の返還が申請できる。(同9条)

・定時報告

各単位は毎年2月末までに前年度の在職従業員労働状況表及び障害者従業員状況表を記入し、所在地の区又は県の障害者労働サービス機構に報告しなければならない。(同6条)

・罰則

期限を過ぎ、納付を拒絶した場合には、労働保障行政部門が人民法院に法による強制徴収・納付を申し立て、かつ直接の責任者に対し1,000元以上2万元以下の罰金を科すことができる。(同14条2項)

・使用範囲

徴収された障害者就業保障金は、障害者の就業前職業養成・訓練費用の補助や障害者の社会保障費用に関係する補助などに使用される。(同11条)

3. なお、機構HPビジネス相談室の、過去のご質問 NO. 4034「中国上海での雇用助成制度の有無」にて、障害者を雇用した企業に対する優遇政策を紹介しておりますので、併せてご覧下さい。http://members.jcipo.org/forum/new_forum01/bebbs.cgi?kako=1&log=4034

【根拠法規】

(*1) 『中華人民共和国障害者保障法』

(1990年12月28日第7期全人代常務委員会第17回会議 採択 2008年4月24日第11期全人代常務委員会改正採択 同日公布 2008年7月1日施行)

(*2) 『中華人民共和国身体障害者就業条例』

(国務院令第488号 2007年2月25日公布 同年5月1日施行)

(*3) 『上海市障害者分散手配就業弁法』

(上海市人民政府 1993年12月20日公布 2000年5月11日改正 同日公布)

(*4) 『上海市障害者分散手配就業弁法実施細則』

(上海市労働及び社会保障局・上海市障害者連合会 2000年6月22日公布 同日施行)

第7章 人事・労務

Q7-12. 旧労務派遣契約の期限切れ

問： 弊社は中国に数ヶ所の拠点（駐在員事務所、保税区内商業公司）を有しており、現地スタッフは何れも人材派遣会社（FESCO）からの派遣を受けております。

本年1月の労働契約法施行に伴い、現在中国拠点の統一的な雇用体系の見直し作業中で、殆どの拠点の労務派遣契約が期限切れのままになっており、労働契約法の主旨を反映した新契約は未だ締結しておりません。これら旧契約の条項では、「双方に異議の無い場合、契約は1年自動延長される」となっております。

この場合、旧契約は現時点でも法的に有効（つまり自動延長されている）である、と理解して良いのでしょうか。また、現在の状態は法的に何か問題があるのでしょうか。

答： まず旧契約が法的に有効か（自動延長されているか）、という点ですが、有効とのご理解で結構です。例示頂いた「双方に異議の無い場合、契約は1年自動延長される」との条項がそのまま適用されます。契約延長について「異議ある旨の明確な申し立て（通知・表明）がない」＝「異議ない」と解釈できますので、本件は自動延長になっているとお考え下さい。

次に法的な問題の有無ですが、上記より旧契約は既に「期限切れ」ではなくなっておりますので、法的な問題はありません。但し、現行の労務派遣契約の内容、貴社にとっての有利・不利、労働契約法との整合性、等の把握・理解はきちんと行っておくべきものと思います。（「現在中国拠点の統一的な雇用体系の見直し作業中」とのことですので、この点は大丈夫と推察致しますが、念のため。）

また、旧契約の期限到来時の、派遣社員⇄FESCO間の労働契約の更新状況についても、ご確認されることをお勧めします。対象者が2008年以前からの既存社員の場合、当該更新は2008年以降1回目の労働契約の締結にカウントされます。労働契約法では、3回目の契約締結時に「無期限労働契約」の締結権が発生しますので、この点ご留意下さい。

第7章 人事・労務

Q7-13. 中国の定年について

問： 中国の定年についてご相談します。

1. 中国の定年は法律で男性60歳、女性55歳と規定されていると聞きました。根拠となる法律を教えてください。
2. 女性については原則50歳で、幹部社員については55歳が定年だと言う説も聞きますが、幹部の地位は会社の就業規則で決めれば良いのでしょうか。
弊社の所員も高齢化が進み、定年間近の男女がおります。しかし当社の就業規則では定年について、一応男性は60歳、女性幹部は55歳、女性は50歳と規定しているだけで、幹部の地位までは決めていません。
3. 中国では男性60歳（定年）を越える外国人には就業許可証が発行されないと聞きましたが、明確な規定はあるのでしょうか。

答： 1. まず、中国における法定退職年齢ですが、これは以下の通り定められています。

①通常の場合

⇒男性は満60歳、女性は満50歳(ただし、女性幹部は満55歳)。

②坑道、高温、高所での作業、特に肉体を酷使する労働やその他身体の健康に有害な作業に従事する者の場合

⇒男性55歳、女性45歳

③病気、労災によるケガで労働能力を完全喪失したと認められた者の場合

⇒男性50歳、女性45歳

次に上記の根拠となる法規ですが、以下になります。

- ・『国务院の老・弱・残幹部の配置に関する暫定弁法』(*1)
- ・『国务院の労働者退職に関する暫定弁法』(*2)

また、上記の104号文件に規定されている内容は、以下の各法規の中でも繰り返し謳われております。

- ・『国家规定に違反して企業職工の前倒し退職を制止・是正することについての問題に関する通知』(*3)

2. 本件、有識者にも確認を致しました。

結論から言えば、基本的には企業が社内就業規則で定めておけばよいのですが、その際は念のため労働部門や社会保険事業単位に確認するのが無難であろうということです。

尚、上記の有識者によれば、幹部と労働者の定義やその職務・職位を示した法令はないと思われるとのことで、従来は、慣習的に“学歴”がひとつの目安となっていたということです。

具体的にいえば、幹部は大卒以上及び大専卒、高専（全日制）卒が対象で、労働者は普通中学・高校卒、技工学校卒及びそれ以外の学校卒が対象とされました。

これらは就職の際に、幹部は人事部門系の人材サービスセンター、労働者は労働部門系の職業紹介機関で斡旋されていたことに起因しているようです。ただし、企業内での職務や職位については、はっきりしていなかったということで、そのため、退職年齢に関連して幹部か労働者かでもめるケースが少なくないようです。

3. 60歳を超えた日本人男性に対し就労ビザの交付を拒否されたという事例が当機構にも寄せられた実績がありますが、一方で60歳以上でも就労ビザを取得できているという情報も耳にしております。また、一度就労ビザ交付を拒否されたケースでも役職を変更したりなどの工夫で無事取得できたといった情報もあり、中国側の対応も各地により、またケースによりまちまちであるというのが実態で、かつこれらはオリンピック前時期の一時的な措置であったのではないかという可能性も否定できないようです。

さて、「60歳を超える“外国人”には就労が許可されない」ということにつき明確な規定はあるのかというのが本題であります。結論を言えば、全国的な法令には明確な規定はないが一部の地方では明確に規定される地方規定が存在しているというのが答えになるかと思われます。

まず全国的な法令について、外国人の就労については、『外国人在中国就業管理規定』（*4）に定めがありますが、ここでは就労者の年齢制限として18歳以上という下限はあっても上限はありません。

ただし、『香港・マカオ・台湾居民の内陸での就業管理規定』（*5）の第6条には、就労できるのは18歳から60歳まで（ただし経営に直接参与する出資者または緊急に必要な専門技術者は60歳以上でも可）という内容が規定されており、ある情報源によれば中国の一部地域ではこれを他国の者にも適用するという運用を行っているとのことです。しかしながら、これを以って明確な規定とはいえないかと思われます。

その一方、『外国人在中国就業管理規定』を実行するために一部の地方では地方規定が制定され、その中で外国人就労者の就業許可について上限の年齢制限を定めることがあります。たとえば、上海市の地方規定である『外国人の就業管理規定の貫徹に関する若干の意見』（*6）の第6条6号によれば、外国人就労者は上海での就業条件として「男子は一般に18歳以上60歳以下であり、女子は一般に18歳以上55歳以下である。」との明確なる規定が存在しております。

【根拠法規】

- (*1) 『国务院の老・弱・残幹部の配置に関する暫定弁法』
(国発〔1978〕104号 1978年6月2日公布 同日施行)
- (*2) 『国务院の労働者退職に関する暫定弁法』

(国発〔1978〕104号 1978年6月2日公布 同日施行)

(*3) 『国家規定に違反して企業職工の前倒し退職を制止・是正することに関する通知』(労社部発〔1999〕8号 1999年3月9日公布 同日施行)

(*4) 『外国人在中国就業管理規定』

(労部発〔1996〕29号 1996年1月22日公布 同年5月1日施行)

(*5) 『香港・マカオ・台湾居民の内陸での就業管理規定』

(労働及び社会保障部 第26号 2005年6月14日公布 同年10月1日施行)

(*6) 『外国人の就業管理規定の貫徹に関する若干の意見』

(滬勞外発〔1998〕25号 上海市労働局 1998年4月14日公布 同日施行)

第7章 人事・労務

Q7-14. 定年と年金について

問： 中国人所員の定年と年金についてお尋ねします。

1. 年金とは基本養老保険と考えて良いのでしょうか。
2. 『労働契約法』44条2には「基本養老保険待遇の享受を法に依って開始した場合」労働契約は終了するとありますが、年金を受けると働けなくなる（継続雇用出来なくなる）のでしょうか。
3. 逆に定年を過ぎても働けば年金（基本養老保険）は受けられないのでしょうか。

答： 本件につきまして有識者に以下確認致しましたので回答します。

1. 中国における基本養老保険は日本でいう厚生年金に該当します。
2. 『労働契約法』（*1）第44条2及び『労働契約法実施条例』（*2）第21条の規定にもあるように、従業員が基本養老保険待遇の享受を開始した時点、及び従業員が法定退職年齢に達した時点で労働契約の終了事由（＝定年退職）となります。（国有企業に勤務する労働者などの場合、養老保険への加入年数が少ないため法定年齢に達していても基本養老保険待遇を享受できない方が存在するようです。）
ただし、『労働契約制度を執行することに係る若干問題に関する労働部の通知』（*3）第13条は「既に基本養老保険待遇を享受した離職・定年退職人員は再雇用される場合には、雇用単位はその人員と書面の契約を締結し、雇用期間内の作業内容、報酬、医療、労働待遇等の権利及び義務を明確しなければならない。」と規定しています。当該規定によると、年金（基本養老保険待遇）を受ける定年退職者についても、再雇用の方法を通じて雇用単位に役務を提供することができます。
3. 上記『労働契約制度を執行することに係る若干問題に関する労働部の通知』の規定に基づき、中国における労働法関係の司法・行政部門の一般解釈としては以下の通りとなっているようです。
 - ・労働契約は前述の事由により終了しますが、定年後も再雇用の方法を通じて引き続き働いてもらうことは可能です。
 - ・この場合、それまでの雇用関係ではなく役務提供を受ける関係になりますので、労働契約ではなく、役務契約もしくは業務委託契約等、民事上の契約を締結することになります。従って、『「労働契約制度を執行することに係る若干問題に関する回答申請」に対する労働部弁公庁の回答レター』（*4）第2条によると、当該役務契約等を解除する場合には、

雇用単位は定年退職者に『労働法』（*5）第 28 条に規定されている労働契約を解除した場合の経済補償金を与える必要がありません。

※「雇用関係」とは中国の労働法関係の司法・行政部門の一般解釈としては“使用者が労働者と労働契約を締結し、①自己の構成員として管理、②報酬を支払うとともに社会保険を納付する義務を負う③労働者から労働の提供を受けることを言います。”

以上が基本的な考えとなりますが、養老保険については地方の労働行政部門が具体的な実施規則を制定することが可能となっておりますので、現地法人所在の労働部門にも確認することをお勧め致します。

【根拠法規】

(*1) 『中華人民共和国労働契約法』

(主席令 第 65 号 2007 年 6 月 29 日公布 2008 年 1 月 1 日施行)

(*2) 『中華人民共和国労働契約法实施条例』（国务院令第 535 号 2008 年 9 月 18 日公布 施行)

第 21 条 労働者が法定の退職年齢に達した場合、労働契約は終了する。

(*3) 『労働契約制度を実行することに係る若干問題に関する労働部の通知』

(劳部発「1996」354 号 1996 年 10 月 31 日公布・施行)

(*4) 『「労働契約制度を実行することに係る若干問題に関する回答申請」に対する労働部弁公庁の回答レター』（劳弁発「1997」88 号 1997 年 9 月 15 日公布・施行)

(*5) 『労働法』（主席令第 28 号 1994 年 7 月 5 日公布 1995 年 1 月 1 日施行)



中国の社会保険

中国では『労働法』の規定に従い、5種類の保険制度について、国家の統一された管理・運営方法による整備を進めているところです。その概要は以下の通りです。

<保険の目的>

	保険の目的
基本養老保険(基礎年金)	企業を退職した高齢者の基本的な生活を保障 (三層構造の年金制度の基層部分)
基本医療保険	従業員の業務外疾病・傷害への医療サービス実施を保障
失業保険	失業者の基本生活の保障、再就職の促進
工傷保険(労災保険)	業務中の傷害、職業病罹患後の従業員について、治療、経済補償、リハビリテーションを受ける権利を保障
生育保険(出産保険)	女性従業員の合法的検疫保護のため、出産期間中に必要な経済的補償及び医療保険の享受を保障

<保険料の負担者>

	基本養老保険 (基礎年金)	基本医療 保険	失業保険	工傷保険 (労災保険)	生育保険 (出産保険)
企業	○	○	○	○	○
個人	○	○	○	—	—

※保険料納付率は地域により異なりますので注意が必要です。

第7章 人事・労務

Q7-15. 有給休暇買取について

問： 新労働法によると有給休暇未消化分は日給の3倍を会社は支払い義務があると聞いています。同時に新労働法では1年以上の勤務者に対して5日の有給休暇を与えることになっています。問題なのは未消化対象が今年付与された5日のみなのか、昨年末から持ち越している未消化分も加えた5日プラスアルファなのかという点です。計算根拠を明確にしてく宜しくご教授願います。

答： ご質問の件につき、人事資源・社会保障部に確認をいたしましたところ、2007年の未消化分については、企業内部で内部規定に基づき対処していただきたいとのことでした。なぜならば、関係法規である『従業員有給休暇条例』は2008年1月1日施行であり、それ以前には遡及しないためです（このため、関係規定はありません）。

また2007年の有給休暇についてはそもそも社内規定に基づき、実施されていた制度ですので、このことから、貴社社内にルールがあるのであれば、それにもとづいた対応をしていただくこととなります。

【根拠法規】

『従業員有給休暇条例』（国務院令[2007]第514号 2007年12月14日公布 2008年1月1日施行）

第7章 人事・労務

Q7-16. 『企業従業員年次有給休暇実施弁法』における有給休暇の累計計算

問： 2008年9月18日施行の『企業従業員年次有給休暇実施弁法』(*1)における4条、5条の有給休暇の付与日数について、前職の勤続年数も合わせ累計計算しなければならない（初年度は別と思われま）とあります。

1. 前職と連続していなければ（弊社に就職するまでに無職期間が何日かでもあれば）累計しなくても良いという説を聞きましたが、本当でしょうか。
2. 弊社の就業規則で決められた有給休暇日数は法定日数よりも多いのですが、この場合、中途入社の人と弊社が始めての人との間で有給休暇にかなり差が出てしまうのですが、法定休暇分と自社で決めた休暇分を分けて扱うこと、例えば中途入社の方は自社の休暇日数に達するまで法定休暇しか与えないというような扱いはできないのでしょうか。

答： お尋ねの件、有識者を通じ北京市労働社会保障局に確認いたしました内容を、以下の通り報告いたします。

1. 本当ではないと思われま。

該当条文の「累計勤務時間により有給日数を確定する」、「従業員が同一又は異なる単位における勤務期間」という文言から考えますと、法律上「期間の連続性」につきましては一切問題にされておらま。

その意味では、勤務期間を従業員が立証することさえできれば、累計して計算されることになると考えま。従って、「その間勤務していない期間（＝無職期間）の長短は一切問題にならない」と解されま。

2. 当該のような扱いはできないと思われま。

（他の多くの労働法規と同様に）年休についての法律の規定は、法律上の最低基準を規定したものであり、これを労働者に有利なように調整することは認められるものの、これを労働者に不利なように修正することは、原則として認められま。

また、『企業従業員年次有給休暇実施弁法』第13条も「労働契約若しくは集団契約に約定した、又は雇用単位の規則制度に規定された年次休暇日数又は未取得の年次休暇に係る賃金報酬が法令標準を上回る場合には、雇用単位は、関係約定又は規定に従い執行しなければならない。」と明確に規定しておらま。

従って、確かにご指摘のとおりの不都合がありますが、それは法律が許容したものであり、これを遵守しない（これと抵触する調整をする）ことには一定の法的リスクが伴うこととなります。

【根拠法規】

(*1) 『企業従業員年次有給休暇実施弁法』

(人力資源・社会保障部令第1号 2008年9月18日公布・施行)

第7章 人事・労務

Q7-17. 有給休暇制度の運用

問： 『企業従業員年次有給休暇実施弁法』(*1)についての質問です。

本弁法 10 条では「従業員本人の原因により、また書面で年休を取得しない場合」は、会社が 300%で有給休暇を買取る義務はないと定められています。

実態上、以下のようなことが起きるのではないかと懸念しています。

- ・社員が自発的に書面で提出する可能性はほとんどないのではないか。
- ・給料を増やしたいために、未消化で残す社員も相当いるのではないか。

また、日系現地法人であれば、社内規定に定められた有給休暇総数は大半が、本条例で定められた日数以上であると思います。来年度から有給休暇日数を減らすとなると、労働契約法で定められた工会と協議する必要があり、同意が得られるとも思えません。

よって、会社側としては、従業員に対して書面（300%での買取りは不要）を出すよう指示を出すことも難しく、会社規則上の有給休暇日数を減らすことも難しく対処に困りますね。どのような運用が現実的なのでしょう？

答： ご指摘はごもっともだと思います。ただし、現時点で何か画期的なご提案をできる状況にはありません。今年から始まった制度ですので、現実的な模範解答は現時点では存在しないと思います。ある意味では、各企業で模索されているのが実態でしょう。また、企業ごとに会社の文化、業務内容、従業員の性格なども異なりますので、ベターな対応策は企業ごとに異なるのではないかと思います。

またどうしても話が有給休暇買取に話が向いてしまいがちですが、この規定の本来の狙いは有給休暇をとらせることにあると思われます。まずは、どのように有給休暇を従業員にとってもらうのが従業員、企業双方にとって良いのかを考えてください。

買取不要の書面の提出にせよ、有給休暇の日数を条例の規定日数まで減らすにせよ、『労働契約法』(*2)の絡みもありますので、最初の一步として、従業員と話し合われることをお勧めします。

【根拠法規】

(*1) 『企業従業員年次有給休暇実施弁法』

(人力資源・社会保障部令第 1 号 2008 年 9 月 18 日公布・施行)

(*2) 『労働契約法』(主席令第 65 号 2007 年 6 月 29 日公布 2008 年 1 月 1 日施行)

第7章 人事・労務

Q7-18. 中国の傷害保険について

問： 弊社は中国に複数の拠点（事務所、保税区内独法）を有しております。

各拠点の現地スタッフに傷害保険を付保しておりますが、過去の流れから各拠点で個別に付保しており、内容も統一されておられません。

これらの傷害保険を日系の保険会社によって、全国で統一して付保することは可能でしょうか？

答： 損害保険関係の方からのヒアリングに基づき、回答させていただきます。

日系をはじめ外資の保険会社が中国国内において保険契約業務を行うためには、地域ごと（特別市及び省単位）に免許を取得する必要があるため、営業免許を取得していない地域では保険の契約を取り扱うことが出来ません。

従って、日系の保険会社によって全国統一の契約を行うためには、その保険会社が御社の拠点が存在するすべての地域で営業免許を取得していることが必要です。

一方、全国に営業免許を有する大手地場の保険会社であれば、各地の拠点を通じて統一的な契約を取り扱うことが可能です。この場合、同保険会社との交渉において御社側で交渉の窓口を決めることになると思われますが、条件等の交渉においては、実際の事故処理等の手続きについても事前に確認されることをお勧めします。

【根拠法規】

『保険会社管理規定』

（中国保険監督管理委員会令 2004年第3号、2004年5月13日公布、2004年6月15日施行）

第7章 人事・労務

Q7-19. 工会組織について

問： 弊社は、上海外高橋保税区内の貿易会社ですが、現在 FESCO より派遣社員を受け入れております。同業他社から聞いた話では、派遣社員から弊社内に工会設立を求められ、既に設置した会社もあるようです。以下、工会と FESCO との関係についてご教示願います。

1. これは、「企業内に FESCO の工会の支部が設置される」という理解で正しいのでしょうか。つまり、工会の組織は、中華全国総工会⇒各省市自治区の総工会⇒企業の工会（基層工会）となるため、FESCO の工会が「基層工会」に該当するという理解をしていたのですが、被派遣会社である弊社貿易会社に「FESCO 工会の支部」が設置されるとすると、「基層工会」はこの支部ということになるのでしょうか。
2. また、工会費の上納の仕方も異なってくると思うのですが、如何でしょうか。

答： 1. 派遣社員と工会

まず、『労働契約法』(*1)第 64 条によって、派遣社員であっても工会に参加する権利が保障されています。これに基づき、ご質問の主旨は派遣先の企業で作られた工会が、派遣会社（FESCO）の工会か、派遣先企業の工会かということかと思われませんが、結論としては基本的には派遣先企業（この場合御社）の工会ではないかと考えます。

根拠としては以下の二つです。

- ①工会設立の条件は、労働契約のあることではなく労働環境があることです。労務派遣においても派遣受入先と被派遣者との間には使用者と労働者の関係が成立することに基づいて工会が作られます。その為、御社に派遣される派遣社員も御社での労働環境に基づき工会を作ることが可能です。
- ②そして次に、『工会法』(*2)第 38 条では基層工会の役割について、「企業、事業単位が、経営管理及び発展の重要問題を検討する際は、工会の意見を聴取しなければならない。賃金、福利、労働安全、社会保険などの直接従業員の利益に関係することを検討する会議を招集する場合、工会代表の参加がなければならない。」とあり、『労働契約法』における従業員代表的な役割が期待されています（参考までに国有企業についての規定ですが、『工会法』第 35 条において、工会委員会は従業員代表の活動機関として位置づけられています。）。こうした役割を担う工会が、経営に関する問題について意

見を述べるべき対象は、派遣元の FESCO ではなく、実際に働いている御社になると思われます。

従って、御社（貿易公司）内に作られた工会が派遣社員で構成されていたとしても、その工会は御社の工会であり、かつ基層工会となると思われます。

2. 工会費に関する FESCO との関係

なお、派遣された職員が既に FESCO の工会の構成員であることも有り得ます。

職員から御社の中に工会を作りたいという要望があった場合には、「工会を作ることを妨げてはならない」という規定があるため、設置を認める必要があります。しかし、その際には工会費の支払の調整が必要になる為、FESCO や FESCO の工会に対し、こちらでも工会を作ることになった旨の連絡をする必要があると思います。

【根拠法規】

(*1) 『労働契約法』（主席令第 65 号 2007 年 6 月 29 日改正、2008 年 1 月 1 日施行）

第 64 条

「被派遣労働者は、労務派遣単位或いは派遣労働者受入単位において、法に依って工会（労働組合）に参加する或いは組織し、自身の合法的権益を擁護する権利を有する。」

(*2) 『工会法』（主席令第 62 号 2001 年 10 月 27 日改正、公布、施行）

第 38 条

「企業、事業単位が、経営管理及び発展の重要問題を検討する際は、工会の意見を聴取しなければならない。賃金、福利、労働安全、社会保険などの直接従業員の利益に係ることを検討する会議を招集する場合、工会代表の参加がなければならない。」

企業、事業単位は、工会の法に依る活動を支持しなければならない。工会は企業、授業単位の法に依る経営管理権の行使を支持しなければならない。」

(参考)

第 35 条

「国有企業の従業員代表大会は、企業が民主的管理を実行する基本形態であり、従業員が民主的管理の権利を行使する機構であり、法律規定に照らして職権を行使する。」

国有企業の工会委員会は、従業員代表大会の事務機構であり、従業員代表大会の日常業務に責任を負い、従業員代表大会決議の執行を検査、督促する。」

第 36 条

「集団企業の工会委員会は、従業員が民主的管理と民主的監督に参加するよう支持、組織し、従業員が管理者の選挙、罷免、経営管理の重要問題を決定する権利を擁護しなければならない。」

第 37 条

「本法第 35 条、第 36 条で規定する以外のその他企業、事業単位の工会委員会は、法律規定に照らし、従業員を組織して企業、事業単位に相応しい形式を採り、企業、事業単位の民主的管理に参加する。」



中国の工会と日本の労働組合

工会はよく「日本の労働組合のような存在」と言われるが、実際には異なる点も多い。主なものとしては、

- (1) 中国の工会が共産党の指導下にあるのに対して、日本の労働組合は特定政党を支持することはあっても、指導を受けることはない。
- (2) 中国では、ナショナルセンター（労働組合組織を全国レベルで取りまとめる中央組織）は中華全国総工会のみであり、工会は必ずこれに加盟している。日本では連合、全労連、全労協など複数のナショナルセンターが存在し、またそれらに加盟していない労働組合組織も存在する。
- (3) 中国の工会は1企業1組織だが、日本では1企業に複数組織の結成が可能。
- (4) 中国では工会経費を、企業および組合員が支払い、加えて政府の補助が存在する。日本では組合員のみが費用を負担する。
- (5) 中国の工会の加入資格は、「主に賃金収入により生活し、又は使用者と労働関係を確立した肉体労働者及び頭脳労働者」とされており、高級管理職なども加入可能である。日本の労働組合の加入資格は「使用者の利益を代表する者以外」とされており、いわゆる「管理職」は対象外となっているケースが多い。

第8章 その他

第8章 その他

Q8-1. 土地払下価格について

問： 内陸部で中外合弁企業設立を検討しています。

中方パートナーが土地を現物出資する予定なのですが、中方が地方政府（国土資源局）と締結した「国有土地使用权払下契約書」上の払下金額（A）と当該地方政府が後日発布された「土地供給価格の確定に関する回答書簡」上の価格（B）が10倍異なります（B価格がA価格の10倍）。

この価格差の原因は何が考えられるのでしょうか。このようなことは日常的に発生する問題なのでしょうか。日本側出資者の対策・注意点についてご教示下さい。

答： 1. 合弁会社設立時の現物出資に関する、その価格評価について

(1) 中外合弁企業を設立するにあたって、出資が現物による場合、実務上ではその現物の価値を決めなくてはなりません。そして出資に供される現物の価値を評価する方法として、『中外合弁経営企業法实施条例』^(a) 第22条で、次の2つの方法いずれかをとるものと定めています。

- ① 合弁各方が公平で合理的な原則に照らして協議確定
- ② 合弁各方が同意した第三者を招いて評定を行う

(2) 現物出資として供される土地が国有資産であれば、指定の評価機構による評価が必要となります。

(3) 国有資産でなく、また評価額に疑義がある場合は、中方パートナーもしくは評価者から説明を求め、協議されることをお勧めします。

もし納得できない場合は、国有資産でなければ、日本側でも第三者による評価を実施してみるのもよろしいかと思えます。

ご質問のケースではいずれにせよ、上記のような手続きが必要になります。

2. 評価にあたって

ご質問の中にある「土地供給価格の確定に関する回答書簡」という書類がはっきりしませんが、中方が現物出資を予定する土地の価格評価報告書のようなものであろうとの前提で以下回答申し上げます。

(1) 値差が生じる理由として、以下の3つのことが考えられると思われます。

① 何らかの理由による価値の上昇

例)

・不動産価格の市場価格変動

(払い下げ契約と評価時期の間に相当な時間の経過はないのでしょうか)

・土地の付加価値上昇(例えば、上屋・設備などの付着物の関係)

←『土地管理法』^(b)では、土地と建築物を別々に譲渡することは認められていません

② 土地の払い下げ最低価格の改定による底上げ

←『「全国工業用地払下最低価格標準」の発布及び実施に関する通知』^(c)

http://www.gov.cn/zwgk/2006-12/27/content_480861.htm

③ 当初の払い下げ契約価格が当時の払い下げ最低価格を下回っていたための調整

←『国有土地使用権合意払下規定』^(d)に則れば、中国側パートナーが締結していた契約は無効となります。しかし2005年6月18日に最高人民法院で出された判例によれば、追徴が求められるというのが実態のようです。

(2) 何らかの理由で適切な評価がなされずに、このような事態が発生している可能性も否定できません。

(3) この他に現物出資において注意すべき点に軽く触れておきます。

① 土地が割り当て土地や集団所有の土地ではないかどうか

ご質問では本件においては、払い下げ土地ということですので、問題ないかと思えます。

② 土地に抵当権などが設定されていないか

③ 遊休土地に当たらないか

例えば、相手側が払い下げを受けてから1年以上使用していない、もしくはまもなくそのような状況になりうる等の状況があるかないか。

そういった状況があるか、予見されるのであれば、遊休費の支払いを求められる恐れがあります。もし使用していない期間が1年を超え、2年近いか、もしくは2年を実際超えている場合は没収のリスクを考える必要があります。

【根拠法規】

- (a) 『中外合弁経営企業法実施条例』(対外貿易経済合作部令第6号 1995年9月4日公布、施行)

第22条

「合弁者は通貨で出資してもよいし、建築物、工場建屋、機器設備或いはその他の材料、工業所有権、ノウハウ、土地所有権などを価格評価して出資してもよい。

建築物、工場建屋、機器設備或いはその他の材料、工業所有権、ノウハウを出資とする場合、その価格評価は合弁各方が公平で合理的な原則に照らして協議確定し、或いは合弁各方が同意した第三者を招いて評価を行う」

- (b) 『土地管理法』(第10期人民代表大会常務委員会第11回会議 2004年8月28日改正公布、施行)

- (c) 『「全国工業用地払下最低価格標準」の発布及び実施に関する通知』

(国土資発[2006年]307号 2006年12月23日公布 2007年1月1日施行)

- (d) 『国有土地使用権合意払下規定』

(国土資源部令第21号 2003年6月11日公布 2003年8月1日施行)

第8章 その他

Q8-2. 各地区の CPI

問：中国各地区の最新、過去の CPI が検索出来るようなサイトをご存知でしたら、教えてください。

答：お問合せの件ですが、以下の HP をご覧下さい。

中国国家统计局 HP

URL : <http://www.stats.gov.cn/tjsj/>

当該画面の中央に、“月度数掘”として17個の項目があります。

その下から6番目の項目（「各地居民消費価格指数」）が、お探しの“各地の CPI”に該当するかと存じます。

過去のデータにつきましては同ページの最下段に検索エンジンがあり、年・月・調べたい項目（この場合は「各地居民消費価格指数」）を入力して検索ボタンを押せばアクセスすることが可能です。

なお国家统计局の HP だけでなく、統計年鑑でもデータを入手することが可能です。前者は無償、後者は有償ですが、統計年鑑の方が HP よりも早くデータを入手することが可能です。

第8章 その他

Q8-3. 中国国際経済貿易仲裁委員会華南分会について

問：表題の中国国際経済貿易仲裁委員会華南分会について、下記の内容を教えてください。

1. 表題の機構は中国華南地区において、国際経済争議を仲裁する唯一の機構ですか。
 2. 過去仲裁結果の評判はどうですか。
- 以上です。宜しくお願いします。

答：1. 中国国際経済貿易仲裁委員会華南分会について

中国国際経済貿易仲裁委員会華南分会は、「中国華南地区に存在する」唯一の国際経済争議を仲裁する機関です。

もしご質問の内容が、「華南地区で発生した国際経済争議を仲裁する機関」ということであれば、狭義においては、中国国際経済貿易仲裁委員会の北京総会や上海分会による仲裁も可能です。また広義であれば、日本を含む中国以外の国の仲裁機関を利用することも可能です。

最も重要な点を申し上げれば、仲裁を行うためには、当事者間で「仲裁合意」がなされていることが必要となります。即ち契約書中に仲裁条項が盛り込まれていることが通常求められます。仮に、この中で中国国際経済貿易仲裁委員会華南分会が仲裁場所に定められていれば、これ以外の場所で仲裁を行うことは出来ない、ということになります。この点にご注意下さい。

2. 仲裁結果の評価について

中国国際経済貿易仲裁委員会華南分会に対する評価について、有識者に確認しましたところ、「手続等は基本的に他の代表的な国際仲裁機関と変わらず、非常によく利用されているという点からも国際的に評価されるレベルにあるのではないか」とのことでした。

ただし、仲裁人によっては法的妥当性が体现できない採決が下されることもあるとのことでしたので、補足させていただきます。

因みに実際、華南分会の国際経済争議仲裁実績（受理ベース）は、2000年以降で年間72件～110件くらいといった推移となっております。



仲裁について

中国における紛争の法的解決手段としては、人民法院（裁判所）における訴訟と仲裁があります。仲裁は、予め当事者が仲裁の契約を結んでおいた場合には、その仲裁合意で決められた仲裁機関が審理した上で仲裁裁決を出すというものです。仲裁機関とは裁判所のように国が設置するものではなく、私的な団体が設置しています。判決が出れば強制執行することができます。

仲裁が紛争解決の手段となる為には当事者間で仲裁合意という一種の契約を結ぶ必要があります。売買契約などに仲裁機関を特定してそこでの仲裁によるもの規定があれば、同仲裁委員会に申立が出来ます。その場合人民法院に訴訟を起こしても受け付けられません。逆に規定がない場合には仲裁の申立は出来ず、一般の裁判を起こす必要があります。

第8章 その他

Q8-4. 中国の保険

問： 固定資産保険に関して、保険適用無く保険満了（年掛け）時点での還付又は年毎の低率化等の仕組みは無いのでしょうか。

日本の個人自動車保険等では、無災害で低率化していく等の優遇がありますが、中国では満了時点での還付が有ると言う情報も聞いた事がありました。

答： 1. 中国の大手損害保険会社である中国人民財産保険股份有限公司（PICC）、太平洋保険（集団）股份有限公司（CIPC）の固定資産保険の約款を調べてみました。この中で、無事故で保険求償を行わずに、保険の満期を迎えても、満期返戻金が支払われるとか、保険料率が低率化するという規定を確認することは出来ませんでした。

2. 自動車保険についても固定資産と同様で、無事故で保険求償を行わずに、保険の満期を迎えても、満期返戻金が支払われるという規定を確認することは出来ませんでした。

3. 中国の保険業界関係者に確認もいたしました。ご質問でおっしゃられているような制度はないようです。

保険費用の低下については、建築物などの減価償却されるものは、これに基づいて掛け金は下がっていくことになります。

また自動車保険の場合であれば、1年間無事故ですと翌年の保険は掛け金が低減する制度が存在するとのこと。

PICC ホームページ URL（中国語）

<http://www.piccnet.com.cn/>

CIPC ホームページ URL（中国語）

<http://www.cpic.com.cn/cpic/cn/index/index.jsp>

第8章 その他

Q8-5. GDPについて

問： シンプルな質問ですが、中国が発表しているGDPは名目ですか、実質ですか？
最近の発表で、今年の1～9月で9.9%、CPIは7%となっていますが。

答： 1. 名目GDP金額と実質GDP成長率

中華人民共和国国家統計局の発表するGDPに関する主要なデータとして、「GDP金額」と「GDP成長率」があります。

同局HPの公表データや中国統計年鑑など確認した限りでは、「GDP金額」について、該当期間の実際の価格で計算した「名目GDP」が用いられています。また、「GDP成長率」については、「実質GDP」を用いることで、物価変動による影響を除いた比較を行っています。

なお、同局の発表では、2008年第1～第3四半期（1～9月）の名目GDPの金額は、201,631億元であり、前年同期比実質成長率は、9.9%となっています。

2. 参考サイト

中文ですが、国家統計局にて統計データ及びご質問の発表内容が確認できます。

- ・ 中華人民共和国国家統計局

<http://www.stats.gov.cn/>

- ・ 国内総生産（2008年 第1～第3四半期（1～9月））

http://www.stats.gov.cn/tjsj/jdsj/t20081023_402511859.htm

※サイトの状況によっては、一時的に見られないこともあるようですので、その場合は日時を変えてご覧下さい。

第8章 その他

Q8-6. 画像の肖像権・著作権

問： 社内プレゼン資料の中に、国務院ウェブサイトで公開されている中国の政治家の写真を、利用する場合、肖像権、著作権等の問題が生じるリスクはあるのでしょうか。
出典は明示します。
日本の場合だと、職務中の政治家の肖像権はないとの最高裁判例があるようです。

答： ご照会頂きました件、有識者に確認致しましたので下記回答させていただきます。

結論から申し上げますと、WEBサイトに公表されている写真を社内プレゼン資料として使用することは、肖像権・著作権との関係において問題となるリスクは小さいものと考えます。
以下肖像権と著作権とに分けて回答させていただきます。

1. 肖像権について

肖像権に関しては『民法通則』(*1)第100条に「公民は肖像権を享有し、本人の同意なしに公民の肖像権を営利目的で使用してはならない」と規定されています。従って営利目的で他人の肖像を利用する行為は同条に違反することになります。また、営利目的か否かにかかわらず肖像権を毀損するような行為も権利の侵害とされる可能性があると考えられます。

一方、中国の法律上には明確な判例の有無を確認することは出来ないものの、所謂公人については肖像権が一定の制限を受けることになり、一般的には公共の利益・公衆の知る権利に関わる場合などには法的保護を受けないことになるとも解されています。

以上の事柄を前提に考えますと、本件においては①社内プレゼン用資料に使用するものであり、営利目的ではないこと②公衆の知る権利に関係する公人の肖像権であることを勘案、肖像権との関係において特に問題になることはないと考えます。(但し、栄誉権(『民法通則』)第101条などその他人格的権利の侵害とならないよう注意する必要があります)

2. 著作権について

『著作権法』(*2)第22条に著作権の使用に関する規定があります。ここでは著作物を使用する場合に著作権者の許諾を経ず、著作権者に対し報酬を支払わないことが出来る合理的な使用について規定しています。具体的な内容として①個人の学習、研究または鑑賞のため、他人が既に公表した著作物を使用する場合、②特定の作品又は問題を説明し、紹介するためにその作品において他人が既に発表した作品を適切に引用する場合などが挙げられています。

本件について考えてみますと、社内プレゼン資料としてWEBサイトに公表されている

写真を使用することは、若干異なるところがあるものの、実質的にみればある問題を学習し、又は説明するために他人が発表した作品を使用していることであると評価することが出来、従いまして上記①②の範囲内に属するものとして合理的な使用であるということが出来ると考えます。

【根拠法規】

(*1) 『民法通則』 (全人代 1986年4月12日制定、同日公布 1987年1月1日施行)

(*2) 『著作権法』

(1990年9月7日第7期全人大常務委員会第15回会議採択 2001年10月27日第9期全人大常務委員会第24回会議改正)

第8章 その他

Q8-7. 契約に使用する言語

問： 中国域内における日系企業（独資）間で締結する売買契約書の使用言語は、日本語のみでも法的に問題は無いでしょうか。
これに関する法規がありましたら、ご教示願います。

答： 1. 契約書の使用言語

結論から申しあげると中国国内における売買契約書に使用する言語は、日本語のみでも「法的には」問題有りません。但し、日本語のみでは中国人従業員が理解できないという問題があるほか、紛争発生時に中国で裁判を行う場合には、中国語に翻訳された契約書をもとに審理されるため、実務上は契約書作成時点において信頼できる専門機構に依頼し、日本語及び中国語を用いた契約書を使用することが望ましいと思われまます。

2. 根拠法規等

①『契約法』(*1)第 125 条によれば、契約書全般について、「契約書を 2 種類以上の言語を用いて締結し、かつ同等の効力を有すると契約で定めている場合、各契約書で使用される語句については、同一の意味を有するものと推定する。各契約書で使用される語句が一致していない場合、契約の目的に基づいて解釈する。」とあります。

また、第 131 条によれば、「売買契約の内容は、本法第 12 条の規定に従うほか、包装方式、検査の基準及び方法、決算方法、契約で使用する言語及びその効力等の条項を定めることができる。」ともあります。

以上のことから契約書に使用する言語は、中国語に限らず、当事者間の合意により決めることができると理解できます。

②『民事訴訟法』(*2)第 238 条に「人民法院は、涉外民事事件を審理する場合には、中華人民共和国において通用する言語、文字を使用しなければならない。当事者が通訳、翻訳の提供を請求する場合には、提供することができる。」とあるため、契約書作成時点において日本語及び中国語を利用することが望ましいと言えます。

【根拠法規】

(*1)『契約法』（全国人民代表大会 主席令第 15 号 1999 年 3 月 15 日公布 1999 年 10 月 1 日施行）

(*2)『民事訴訟法』

（全国人民代表大会 主席令第 75 号 2007 年 10 月 28 日改正公布 2008 年 4 月 1 日施行）

第8章 その他

Q8-8. 契約書における署名

問： 正式な契約書あるいは協議書に、双方の法定代表者の署名が無くとも（捺印のみ）、法的には有効でしょうか。

『契約法』には「当事者が契約書の形式により契約を締結する場合は、当事者双方が署名または捺印したとき契約が成立する」（第32条）とありますので、捺印のみでも有効と理解してよろしいのでしょうか。

答： ご質問の『契約法』（*1）の条項の通り、書面契約の成立には、「署名または捺印」があればよく、必ずしも署名がなくとも「法的には」有効です。

但し、中国では日本のように「代表者印」や「印鑑証明制度」がないことから、印鑑が会社の代表者の同一性を証明するものとはなりません。

従って、書面契約においては、「代表者による署名」及び「公章印」（会社印）を用いることが一般的であり、必要に応じて公証人による公証を受けるのが望ましいと思われます。

【根拠法規】

(*1) 『契約法』（全国人民代表大会 主席令第15号 1999年3月15日公布 1999年10月1日施行）

第8章 その他

Q8-9. ビデオ会議システムの商用暗号化製品使用管理措置

問： 中国に拠点がある為、ビデオ会議システムを導入しようと考えています。これに関し国家暗号管理局公告に関連し、テレビ会議システムについても申請する必要があるとの話を聞いたことがあります。

1. どのような理由でビデオ会議システムでも申請が必要なのでしょうか？
2. すべてのビデオ会議機材について申請が必要なのでしょうか？
3. 中国現地で購入した機器でも必要なのでしょうか？
4. 現地での外資設立法人、日本本社の駐在事務所に区別なく申請が必要なのでしょうか？

答： ビデオ会議システムの中には「暗号化モジュール」というものが使われており、情報暗号化技術が採用されています。暗号技術を採用して情報保護・安全認証を施した製品を「商用暗号製品」と呼びますが、中国では「商用暗号製品」の使用について、次のような規制があります。

- (1) 中国のいかなる単位及び個人も、国家暗号管理機構（＝国家暗号管理局）の販売承認を経た商用暗号製品のみを申請なく使用することができる。（*1）（*2）
- (2) 外国投資家投資企業は、（中略）国家暗号管理局の認可を経て、例外的に国外で生産された暗号製品を使用することができる。（*2）
- (3) 国外の組織及び個人は、中国国内において暗号製品（中国製・外国製を問わず）を使用する場合には、事前に「国外の組織又は個人暗号製品使用申告登記表」に記入し、所在地の省、自治区又は直轄市の暗号管理機構に提出しなければならない。（*3）

※なお、関連法規や手続きの詳細については、下記ウェブサイトをご参照下さい。

・ジェトロ北京センター「中国の商用暗号管理制度」

www.jetro-pkip.org/upload_file/2008053080829801.pdf

これらをふまえて、以下回答致します。

1. ビデオ会議システムの導入にあたり国家暗号管理局の認可申請が必要な理由は、
 - ①システムに情報暗号化技術が使われており「商用暗号製品」に該当、かつ、
 - ②貴社の中国拠点が現地法人（外商投資企業）である場合は、国家暗号管理機構が販売承認している製品以外のもの（日本製のシステム等）を使用するケースと考えられます（上記（2）をご参照ください）。

※中国拠点が駐在員事務所である場合については、後述します。

2. 前述のとおり、現地法人は国家暗号管理局が販売承認している暗号製品以外のものを 使用する場合に、国家暗号管理局の認可申請が必要となります。国家暗号管理局が販売承認している暗号製品は、国家暗号管理局もしくは各地の管理機構のホームページに掲載されます。但し実務的には、どのブランド・規格の機器について申請が必要か、国家暗号管理局に直接確認する方が良いかもしれません。

また、申請が必要な機器は暗号化モジュールを内蔵したビデオ会議システム機材のみであり、テレビや音響機器などの周辺機器は申請の必要はないようです。

3. 当該機器（商用暗号製品）の生産地によって違います。現地法人は中国現地で購入した外国製の機器を使用する場合には、上記のとおり国家暗号管理局の認可を申請しなければなりません。例えば、日本製のビデオ会議システムを使用する場合は、それを中国現地で購入した場合でも、申請が必要となります。

その一方、現地法人は中国現地で購入した中国製且つ国家暗号管理局が販売承認している機器を使用するときには、申請する必要がありません(上記(1)をご参照ください。)。但し、当該機器を購入する場合には、商用暗号製品販売許可を受けた事業所で購入しなければなりません。販売許可を受けた事業所もホームページに掲載されます。

4. 「現地での外資設立法人」が、国外で生産された暗号製品を使用する場合は、前述のとおり、申請し許可を得る必要があります。

「日本本社の駐在事務所」の場合は、本件においては「国外の組織」とみなされ、暗号製品の使用にあたってはやはり申請が必要です。加えてその対象は、国家暗号管理局の販売許可の有無を問わず、全ての暗号製品となります。(つまり、中国製・日本製を問わず、全て申請が必要ということです。)(上記(3)をご参照ください。)

【根拠法規】

(*1) 『商用暗号管理条例』（国务院令第273号、1999年10月7日公布・施行）第14条

(*2) 『商用暗号製品使用管理规定』

(国家暗号管理局公告第8号、2007年3月24日公布、同年5月1日施行)

第3条、第5条～第7条、第9条

(*3) 『国外の組織及び個人による中国における暗号製品使用管理弁法』

(国家暗号管理局公告第9号、2007年3月24日公布、同年5月1日施行)

第3条、第5条

参 考

1. 設立・再編・撤退 関連

法令名	公布日	施行日	公布単位	日文訳
旅行社条例実施細則	09. 04. 03	09. 05. 03	国家旅遊局	
省級商務主管部門および国家級經濟技術開發区の一部サービス業外商投資企業の審査管理の関連事項に関する通知	09. 05. 04		商務部	○
多国籍会社の北京における地域本部設立奨励に関する若干規定	09. 05. 21	09. 01. 01	北京市人民政府	○
外国投資者の国内企業合併買収に関する規定 (20090622)	09. 06. 22	09. 06. 22	商務部	○
多国籍企業の北京における地域本部設立奨励に関する若干規定の実施弁法	09. 06. 24		北京市商務委員会 他	○
工商職能の役割を十分に發揮し、「三来一補」企業の形態轉換昇級を全力で支持することに関する指導意見	09. 07. 07		広東省工商行政管理局	○
来料加工組立工場の法人企業への轉換の輸入設備稅收問題に関する通知	09. 07. 16		国家稅務總局	○
「外商マジョリティ、外商独資旅行社設立暫定規定」など規則の廢止に関する決定	09. 10. 11	09. 10. 11	国家旅遊局 商務部	○
外国の企業或いは個人の中国国内におけるパートナー企業設立管理	09. 11. 25	10. 03. 01	國務院令	○
黄浦区など区へ外資投資企業審査認可管理權限をさらに委讓することに関する通知	09. 11. 26		上海市商務委員会	○

2. 企業経営 関連

法令名	公布日	施行日	公布単位	日文訳
工事設計資質証更新の関連問題に関する通知	09. 04. 13		住宅都市建設部	
企業再編の従業員配置費用に關連する財務管理問題に関する通知	09. 06. 25	09. 06. 25	財政部	○
金融業事業者集中申告營業額計算弁法	09. 07. 15	30日後	商務部 中国人民銀行 銀監会 他	
消費金融公司試点管理弁法	09. 07. 22	09. 07. 22	中国銀行業監督管理委員会	
保險公司管理規定	09. 09. 25	09. 10. 01	中国保險監督管理委員会	
對外請負工事資格管理弁法	09. 09. 28	09. 11. 01	商務部 住宅・都市建設部	
事業者集中申告弁法	09. 11. 21	10. 01. 01	商務部	○
事業者集中申告弁法	09. 11. 24	10. 01. 01	商務部	○
国内企業が引き受けるサービスアウトソーシング業務の情報保護に関する若干規定	09. 12. 29	10. 02. 01	商務部 工業情報化部	

3. 通関・物流・貿易（加工貿易を含む） 関連

法令名	公布日	施行日	公布単位	日文訳
外商投資企業の麻薬および向精神薬輸出入管理業務の関連事項調整に関する通知	09. 04. 01		商務部 弁公庁	
中古機電設備輸入手續の更なる簡素化に関する通知	09. 04. 10		商務部 稅關總署 質檢總局	○

輸出禁止輸出制限技術管理弁法	09.04.20	09.05.20	商務部 科学技術部	○
農製品および紡織アパレル製品輸出の出入国検査検疫費の減免に関する通知	09.04.24		財政部 国家発展改革委員会 国家検験検疫総局	○
加工貿易貨物内販の便宜化促進の関連問題に関する通知	09.05.07		税関総署	○
コンピュータのCPUなど電子製品の輸出税還付(免除)管理強化に関する通知	09.05.12		国家税務総局	
軍民両用物および技術輸出通用許可管理弁法	09.05.13	09.07.01	商務部	
一部商品の輸出税還付率引き上げに関する通知	09.06.03	09.06.01	財政部 国家税務総局	○
2009年加工貿易禁止類商品目録	09.06.03	09.06.03	商務部 税関総署	○
長期貿易契約の関連問題に関する通知	09.06.04		国家税務総局 商務部 財政部	
輸出工業製品生産企業分類管理弁法	09.06.14	09.08.01	国家質量監督検験検疫総局	
中華人民共和国非特惠原産地証明書査証管理弁法	09.06.14	09.08.01	国家質量検験検疫総局	
税関総署公告 2009年第33号(輸出貨物の分類通関改革試点の展開について)	09.06.17	09.06.17	税関総署	○
一部製品の輸出関税調整に関する通知	09.06.19	09.07.01	関税税則委員会	○
国を跨いだ関連取引の監視コントロールおよび調査強化に関する通知	09.07.06		国家税務総局	○
輸出入飼料および飼料添加剤検験検疫監督管理弁法	09.07.20	09.09.01	国家質量監督検験検疫総局	
輸入奨励技術および製品目録(2009年版)発布に関する通知	09.07.21		国家発展改革委員会 財政部 商務部	
税関総署公告 2009年第43号(加工貿易銀行保証金台帳オンライン管理の関連事項について)	09.07.27	09.08.01	税関総署	
税関総署公告 2009年第51号	09.08.10	09.08.10	税関総署	
税関総署公告 2009年第49号(輸出入貨物追加申告の関連問題について)	09.08.10	09.10.01	税関総署	
原料として使用可能な固体廃棄物輸入検験検疫監督管理弁法	09.08.11	09.11.01	国家質量検験検疫総局	
税関総署公告 2009年第56号(加工貿易の放棄貨物の関連問題について)	09.08.31	09.08.31	税関総署	○
2010年の関税実施法案に関する通知	09.12.08	10.01.01	関税税則委員会	○
2010年自動輸入許可管理貨物目録	09.12.10	10.01.01	商務部 税関総署	○
2010年輸出許可証管理貨物分級許可証発給目録	09.12.10	10.01.01	商務部	○
2010年輸入許可証管理貨物分級許可証発給目録	09.12.10	10.01.01	商務部	○
2010年輸出許可証管理貨物目録	09.12.25	10.01.01	商務部 税関総署	○
2010年輸入許可証管理貨物目録	09.12.25	10.01.01	商務部 税関総署	○
税関総署公告 2009年第88号(2010年税関実施法案の実施について)	09.12.30	09.12.30	税関総署	

両用(転用可能)物質及び技術輸出入許可証管理目録	09.12.31	10.01.01	商務部 税関総署	○
東莞市来料加工企業が既存場所で操業を停止せずに三資企業へ転換する関連業務を適切に行うことに関する補充通知	09.10.15		東莞市外経貿局 他	○
技術輸出奨励に関する若干意見	09.12.31	10.01.01	商務部 科学技術部	

4. 外貨・資金管理 関連

法令名	公布日	施行日	公布単位	日文訳
企業の貿易貸付登記管理整備の関連問題に関する通知	09.04.16	09.04.16	国家外為管理局	○
外国機関の中国国内における金融情報サービス提供管理規定	09.04.30	09.06.01	国務院新聞弁公室 商務部 国家工商行政管理総局	
一部資本取引の外為業務審査認可権限調整に関する通知	09.05.06	09.06.01	国家外為管理局	○
『中小商業貿易企業発展専用基金管理暫定弁法』発布に関する通知	09.05.22	09.05.22	財政部	
固定資産投資プロジェクト資本金比率調整に関する通知	09.05.25	09.05.25	国務院	○
国内企業の国外貸付外貨管理の関連問題に関する通知	09.06.09	09.08.01	国家外為管理局	
企業の貿易貸付登記および輸出回収外貨人民元転のネット調査管理のさらなる整備の関連問題に関する通知	09.06.10	09.06.10	国家外為管理局	○
輸出税還付口座委託管理貸付限度額調整に関する通知	09.06.12	09.06.12	中国人民銀行 中国銀行業監督管理委員会 商務部 国家税務総局	○
越境貿易人民元決済試点管理弁法	09.07.01	09.07.01	中国人民銀行 財政部 他	○
越境貿易人民元決済試点管理弁法実施細則	09.07.03	09.07.03	中国人民銀行	○
国外機構の国内外貨口座管理の関連問題に関する通知	09.07.13	09.08.01	国家外為管理局	
国内機構の国外直接投資外貨管理規定	09.07.13	09.08.01	国家外為管理局	
プロジェクトファイナンス業務の手引き	09.07.18	3ヵ月後	中国銀行業監督管理委員会	
国外担保履行資金人民元転に関する問題に関する回答	09.07.19		国家外為管理局	
固定資産貸付管理暫定弁法	09.07.23	3ヵ月後	中国銀行業監督管理委員会	
廃止および失効する25件の外為管理規範性文書公布に関する通知	09.08.12	09.08.12	国家外為管理局	○
中国人民銀行 中国銀行業監督管理委員会公告[2009]第14号	09.08.17		中国人民銀行 中国銀行業監督管理委員会	
企業貿易貸付登記管理改善の関連問題に関する通知	09.08.28	09.09.01	国家外為管理局	
中国人民銀行公告[2009]第16号(廃止の規範性文書)	09.08.28		中国人民銀行	
金融持株公司財務管理の若干規定	09.09.01	09.09.01	財政部	
サービスアウトソーシング産業発展の金融支援に関する若干の意見	09.09.07		中国人民銀行 商務部 銀監会 他	○
廃止および失効する56件の外為管理規範性文書目録公布に関する通知	09.09.10	09.09.10	国家外為管理局	○

商業銀行流動性リスク管理手引き	09.09.28	09.11.01	中国銀行業監督管理委員会	
適合国外機関投資者の国内証券投資外貨管理規定	09.09.29	09.09.29	国家外為管理局	
国内企業内部メンバーの外資集金運用管理規定	09.10.12	09.11.01	国家為替管理局	○
個人の人民元外資兌換特別許可業務試点拡大に関する通知	09.11.09	09.11.09	国家為替管理局	
個人の外貨買取売渡業務管理をさらに整備することに関する通知	09.11.19	09.11.19	国家為替管理局	○
廃止および失効する 55 件の為替管理規範性文書公布に関する通知	09.12.18	09.12.18	国家為替管理局	○

5. 会計・税務 関連

法令名	公布日	施行日	公布単位	日文訳
企業固定資産加速減価償却所得税処理の関連問題に関する通知	09.04.16	08.01.01	国家税務総局	○
企業資産損失の税引き前控除政策に関する通知	09.04.16	08.01.01	財政部 国家税務総局	
企業所得税執行中の若干の税務処理問題に関する通知	09.04.21		国家税務総局	○
高技術企業所得税優遇実施の関連問題に関する通知	09.04.22	08.01.01	国家税務総局	○
技術譲渡所得の企業所得税減免の関連問題に関する通知	09.04.24	08.01.01	国家税務総局	○
企業所得税優遇政策執行の若干問題に関する通知	09.04.24	08.01.01	財政部 国家税務総局	○
企業の制度改革再編の不動産取得税政策の若干の執行問題に関する通知	09.04.28		国家税務総局	
地域を跨いだ経営の企業所得税一括納税徴収管理の若干問題に関する通知	09.04.29	09.01.01	国家税務総局	
税收徴収管理強化、徴収漏れ防止増収促進に関する若干意見	09.04.29		国家税務総局	
ベンチャー投資の企業所得税優遇実施問題に関する通知	09.04.30	08.01.01	国家税務総局	
身障者雇用配置の関連企業所得税優遇政策問題に関する通知	09.04.30	08.01.01	財政部 国家税務総局	
企業清算業務の企業所得税処理の若干問題に関する通知	09.04.30	08.01.01	財政部 国家税務総局	○
企業再編業務の企業所得税処理の若干問題に関する通知	09.04.30	08.01.01	財政部 国家税務総局	○
企業資産損失の税引き前控除管理弁法	09.05.04	08.01.01	国家税務総局	
大企業税務リスク管理手引き（試行）	09.05.05		国家税務総局	
土地増値税清算管理規程	09.05.12	09.06.01	国家税務総局	
企業所得税税收優遇管理問題に関する補充通知	09.05.15	08.01.01	国家税務総局	○
個人の賃金給与所得と企業の賃金費用支出の比較強化問題に関する通知	09.05.15		国家税務総局	○
廃止および失効する若干の営業税規範性文書の公布に関する通知	09.05.18		財政部 国家税務総局	○

工会会計制度、工会新旧会計制度の關係する連続性問題の処理規定発布に関する通知	09.05.31	10.01.01	財政部	
養老保険費補填医療保険費補填の企業所得税政策に関連する問題に関する通知	09.06.02	08.01.01	財政部 国家稅務總局	○
内外資奨励プロジェクトの免税確認審査認可の関連問題に関する通知	09.07.07		稅関總署 国家發展改革委員會	○
企業所得税査定徴収の若干問題に関する通知	09.07.14	09.01.01	国家稅務總局	○
稅收徴収管理の更なる強化の若干の具体的措置	09.07.27		国家稅務總局	
西部大開發企業所得税優遇政策適用目録に関する回答	09.07.27		国家稅務總局	
増値稅の即時還付評価後の稅還付実施の関連問題に関する通知	09.08.13	09.09.01	国家稅務總局	○
個人所得税の若干の政策執行問題を明確にすることに關する通知	09.08.17		国家稅務總局	
稅收の保全および強制措置暫定弁法	09.08.19	09.09.01	稅関總署	
輸出稅還付業務の指摘作業展開に関する通知	09.08.20		国家稅務總局	
『非居住民の租稅協定待遇享受管理弁法(試行)』発布に関する通知	09.08.24	09.10.01	国家稅務總局	○
越境貿易人民元決済輸出貨物の稅還付(免除)の関連事項に関する通知	09.08.25		国家稅務總局	
年度を跨いだ古い契約について營業稅の過渡政策を実行することに関する通知	09.08.25		財政部 国家稅務總局	
車両購入稅徴収管理の関連問題に関する通知	09.08.28		国家稅務總局 財政部 中国人民銀行	
国内買付材料の稅関監督管理区域搬入に稅還付政策を適用することに関する通知	09.09.03		財政部 稅関總署 国家稅務總局	
固定資産仕入稅額控除問題に関する通知	09.09.09		財政部 国家稅務總局	
生産企業の對外引受工事業務展開での輸出貨物稅還付(免除)問題に関する回答	09.09.15		国家稅務總局	
個人の金融商品売買など營業稅の若干の免税政策に関する通知	09.09.27	09.01.01	財政部 国家稅務總局	○
再生資源増値稅還付政策の若干問題に関する通知	09.09.29	09.10.01	財政部 国家稅務總局	
研究開發機構の設備買入稅收政策に関する通知	09.10.10		財政部 稅関總署 国家稅務總局	○
企業の持分の公益性寄贈に関連する財務問題に関する通知	09.10.20	09.10.20	財稅部	
租稅協定中の「受益所有者」を如何に理解し認定するかに関する通知	09.11.06	09.11.06	国家為替管理局 国家稅務總局	○
サービス貿易など項目の對外支払いに稅務証明を提出することの関連問題の更なる明確化に関する通知	09.11.06	09.11.06	国家為替管理局 国家稅務總局	
納稅者の義務と權利に関する公告	09.11.06		国家稅務總局	
増値稅控除證書の控除期限調整の関連問題に関する通知	09.11.09	10.01.01	国家稅務總局	○
非營利組織企業所得税の免税收入問題に関する通知	09.11.11	08.01.01	国家稅務總局	
『資産評価費用徴収管理弁法』発布に関する通知	09.11.17	10.01.01	国家發展改革委員會 財政部	

納税者の納税証明のオンラインでの発行推進の関連業務に関する通知	09.11.17		国家税務総局	
全国統一形式伝票の連続性問題に関する通知	09.11.23		国家税務総局	
小規模低収益企業の関連する企業所得税政策に関する通知	09.12.02		財政部 国家税務総局	○
非住民企業の持分譲渡所得の企業所得税管理強化に関する通知	09.12.10	08.01.01	国家税務総局	○
企業年金の個人所得税徴収管理の関連問題に関する通知	09.12.10	09.12.10	国家税務総局	○
企業の国外所得税収控除の関連問題に関する通知	09.12.25	08.01.01	商務部 国家税務総局	
個人の上場会社制限付き株式譲渡所得の個人所得税徴収の関連問題に関する通知	09.12.31	10.01.01	財政部 国家税務総局 中国証券監督管理委員会	
企業の自然人からの借入利息支出の企業所得税税引き前控除問題に関する通知	09.12.31		国家税務総局	

6. 労働・人事 関連

法令名	公布日	施行日	公布単位	日文訳
『企業従業員の有給休暇実施弁法』の關係する問題に関する回答	09.04.15		人力資源社会保障部	○
大連市賃金集団協議規定	09.06.19	09.08.01	大連市政府	
業界性賃金集団協議業務の積極的展開に関する指導意見	09.07.05		全国総工会	○
新『工会會計制度』徹底実施の準備業務を適切に行うことに関する通知	09.07.10		財政部 中華総工会	
企業工会の女性従業員業務強化に関する意見	09.07.17	09.07.17	中華総工会	
国内で就業する華僑の社会保険参加の関連業務をより適切に行うことに関する通知	09.09.25		人力資源社会保障部	
上海において勤務する外国籍人員、国外永住（長期）居留権の取得人員および台湾香港マカオ居住者の都市従業員社会保険加入の若干問題に関する通知	09.10.10	09.10.10	上海市人力資源・社会保障局	○
労働人事争議調停業務強化に関する意見	09.10.30		人力資源社会保障部 司法部 中華全国総工会 他	
企業従業員福利費の財務管理強化に関する通知	09.11.12	09.11.12	財政部	○
国家基本医療保険、労災保険および生育保険薬品目録発布に関する通知	09.11.27		人力資源社会保障部	
都市企業従業員の基本養老保険関係移動継続暫定弁法	09.12.28	10.01.01	国务院弁公庁	○
移動就業人員の基本医療保障関係移動継続暫定弁法	09.12.31	10.07.01	人力資源社会保障部 衛生部 財政部	
基本医療保険異地診察決算サービス業務に関する意見	09.12.31		人力資源社会保障部 財政部	
強制性製品認証の人件費計算日数および関連問題に関する通知	09.12.31			

7. その他

法令名	公布日	施行日	公布単位	日文訳
-----	-----	-----	------	-----

電子情報産業調整・振興計画	09.04.15		国務院弁公庁	
著名商標認定業務細則	09.04.21	09.04.21	国家工商行政管理総局	
強制性製品認証費用徴収基準の再制定に関する通知	09.04.21	09.05.01	国家発展改革委員会	
著名商標保護に係る民事紛争案件審理の適用法律の若干問題に関する解釈	09.04.23	09.05.01	最高人民法院	
紡織工業調整・振興計画	09.04.24		国務院弁公庁	
工業用地払下最低価格基準実施政策調整に関する通知	09.05.11		国土資源部	
非鉄金属産業調整・振興計画	09.05.11		国務院弁公庁	
設備製造調整・振興計画	09.05.12		国務院弁公庁	
軽工業調整・振興計画	09.05.18		国務院弁公庁	
石化産業調整・振興計画	09.05.18		国務院弁公庁	
健全なネット接続のための検閲ソフトのコンピュータへの取り付けに関する通知	09.05.19		工業・情報化部	
関連市場区分に関する指南	09.05.24		国務院反独占委員会	
工商行政機関の行政権力濫用阻止、競争行為排除制限手続規定	09.05.26	09.07.01	国家工商行政管理総局	
工商行政管理機関の独占協議、市場の支配的地位濫用事件取締手続規定	09.05.26	09.07.01	国家工商行政管理総局	
中華人民共和国衛生部令第67号（廃止決定の部門規則目録）	09.05.27	09.05.27	衛生部	○
船舶工業調整・振興計画	09.06.09		国務院弁公庁	
『企業国有資産取引操作規則』発布に関する通知	09.06.15	09.07.01	国有資産監督管理委員会	
土地調査条例実施弁法	09.06.17	09.06.17	国土資源部	
新エネルギー自動車生産企業および製品参入管理規則	09.06.17	09.07.01	工業・情報化部	
専用自動車およびトレーラー生産企業および製品参入管理規則	09.06.18	09.07.01	工業・情報化部	
強制性製品認証管理規定	09.07.03	09.09.01	国家質量監督検験検疫総局	○
期限付整備管理弁法	09.07.08	09.09.01	環境保護部	
2009年省エネ排出削減業務手配発布に関する通知	09.07.19		国務院弁公庁	
中華人民共和国食品安全法実施条例	09.07.20	09.07.20	国務院令	○
訴訟と非訴訟のつながりの健全な矛盾紛争解決システム確立に関する若干意見	09.07.24	09.07.24	最高人民法院	
食品流通許可証管理弁法	09.07.30	09.07.30	国家工商行政管理総局	
流通段階の食品安全監督管理弁法	09.07.30	09.07.30	国家工商行政管理総局	
新規追加建設用地土地有償使用費徴収の等級別執行政策問題に関する通知	09.07.31		財政部 国土資源部	
工業用地払下げ制度をさらに確実にすることに関する通知	09.08.10		国土資源部 監察部	
建設用地管理を厳格にし、認可済みで未使用の土地利用を促進することに関する通知	09.08.11		国土資源部	
工業情報化部 国家発展改革委員会令第10号（自動車産業発展政策改正）	09.08.15	09.09.01	国家発展改革委員会 工業情報化部	○
全国人民代表大会常務委員会の一部法律修正に関する決定	09.08.27	09.08.27	主席令	○
『完成車の特徴を構成する自動車部品輸入管理弁法』廃止に関する決定	09.08.28	09.09.01	税関総署 国家発展改革委員会 財政部 商務部	
税関総署公告2009年第58号	09.08.31	09.09.01	税関総署	

東北地区など旧工業基地振興戦略の更なる実施に関する若干の意見	09.09.09		国務院	
租税条約特許権使用料条項執行の関連問題に関する通知	09.09.14	09.10.01	国家税務総局	○
中小企業発展の更なる促進に関する若干の意見	09.09.19		国務院	
政府および企業の業務発注を奨励し、我が国のサービスアウトソーシング産業を促進させることに関する指導意見	09.09.23		財政部 国家発展改革委員会 科学技術部 他	
登録商標専用権質権登記手続規定	09.09.24	09.11.01	国家工商行政管理総局	○
一部業種の生産能力過剰および重複建設を抑制し、産業の健全な発展を指導することに関する若干の意見	09.09.26		国家発展改革委員会 工業情報化部 監察部 財政部 他	
改正後の特許法施行の移行弁法	09.09.29	09.10.01	国家知識産権局	○
改正後の特許法実施の関連事項に関する通知	09.09.29		国家知識産権局	○
保安服務管理条例	09.10.13	10.01.01	国務院令	
電子商業為替業務管理弁法	09.10.16	09.10.16	中国人民銀行	
食品表示管理規定（2009年改正）	09.10.22	09.10.22	国家質量監督検閲検疫総局	
入国動物隔離検疫場使用監督管理弁法	09.10.22	09.12.10	国家質量監督検閲検疫総局	
『用地制限プロジェクト目録（2006年増補本）』および『用地禁止プロジェクト目録（2006年増補本）』発布実施に関する通知	09.11.10		国土資源部	○
商標代理管理弁法	09.11.11	09.11.11	国家工商行政管理総局	○
不動産、建築業の営業税項目管理および発票使用管理弁法をより一層徹底することに関する通知	09.11.16		国家税務総局	
不動産税都市土地使用税の関連問題に関する通知	09.11.22		財政部 国家税務総局	
株式改革および合併の鉄道輸送企業の不動産税都市土地使用税の関連政策に関する通知	09.11.25		財政部 国家税務総局	
流通分野の電子商務発展を加速させることに関する意見	09.11.30		商務部	
一部の保険仲介の規範性文書の廃止に関する通知	09.12.07		中国保険監督管理委員会	
税務査察業務規定	09.12.24	10.01.01	国家税務総局	
中華人民共和国権利侵害責任法	09.12.26	10.07.01	主席令	○